

JAPAN 2020

NATIONAL STATEMENT

第14回 国連犯罪防止刑事司法会議

Kyoto, Japan

7–12 March 2021



KYOTO CONGRESS

2020 

まえがき

- 1 本ステートメントは、令和3年(2021年)3月に我が国がホスト国を務め、京都で開催される国連犯罪防止刑事司法会議(United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice。以下「コンGRESS」という。)の第14回会議(以下「京都コンGRESS」という。)に提出される政府の公式のステートメントであり、京都コンGRESSの全体テーマ、4つの議題及び各議題に対応したワークショップトピックに沿って、我が国の犯罪防止及び刑事司法分野の取組等を紹介するとともに国際社会に対する提言と我が国のコミットメントを発信するものである。なお、京都コンGRESSは、当初、令和2年(2020年)4月に開催予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、令和3年(2021年)3月に開催が延期されることとなった。
- 2 京都コンGRESSでは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に向けた同分野における政策等の在り方、テロやサイバー犯罪などの国際社会が直面している課題への対策等に関して、世界各国から参加した政府代表や刑事司法の専門家等が、最新の情報を共有し、活発な意見交換等を行う。

我が国でのコンGRESSの開催は、昭和45年(1970年)に同じ京都で開催された第4回コンGRESS以来であり、この度、再び、我が国において、半世紀振りに同分野における国連最大の会議が開催されることは、極めて名誉なことである。

また、京都コンGRESSは、大会参加者を含め世界各国の人々に、ホスト国である我が国の犯罪防止及び刑事司法に関心を持っていただく絶好の機会であり、そのため、本ステートメントは、我が国の具体的な取組を、その歴史的経緯や社会的背景を踏まえて記載した。このステートメントを読んでもらった各国の方々、我が国の刑事司法制度や刑事政策をより深く理解していただければ幸いである。加えて、ここに記載された我が国の取組が、他国の参考になれば、我が国にとってこの上ない喜びである。

そこで、本ステートメントでは、まず、初めに、第1編「日本の犯罪防止及び刑事司法の歩み～第4回コンGRESSからの半世紀～」において、前回我が国でコンGRESSが開催された昭和45年(1970年)から今日までの我が国における犯罪防止及び刑事司法の半世紀の歩みを振り返り、我が国の刑事司法制度や刑事政策が現在の姿となるまでの流れを概説することとした。その上で、第2編「日本の犯罪防止及び刑事司法分野の取組」において、京都コンGRESSの4つの議題を通して、我が国の同分野における取組を紹介することとした(内容は、基本的に当初の開催予定であった令和2年(2020年)4月を基準として、我が国の取組を紹介するとともに、その後実施した新型コロナウイルス対策に関連する施策のうち、特に他国の参考となると思われるものを追記している)。具体的には、4つの章を設け、議題ごとに、ディスカッションガイド(京都コンGRESSの議事等について説明している文書。以下「ガイド」という。)で議論すべきとされている主な論点及び前記ワークショップトピックに沿って取組を紹介することを基本とし、主な論点等のうちの一部については、我が国の社会情勢や犯罪情勢を踏まえた形で取組を紹介することとした。そして、最後に、第3編「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進～国際社会への提言と日本のリーダーシップ～」において、全体テーマに答えつつ、国際社会に対する提言と我が国のリーダーシップを発信することとした。
- 3 本ステートメントは、法務省、警察庁及び外務省を構成員とする京都コンGRESS日本政府実行委員会において、同委員会のオブザーバーである最高裁判所その他関係機関の協力を得て

作成した。なお、本ステートメントの作成に当たっては、次の有識者の方々から、貴重な御助言を頂戴した。

- 井上正仁 法務省特別顧問, 日本学士院会員, 東京大学名誉教授
- 小津博司 弁護士, 日本刑事政策研究会会長, 元検事総長
- 國分典子 法政大学教授
- 板東久美子 日本司法支援センター理事長
- 藤本哲也 中央大学名誉教授

この場をお借りして、有識者の皆様に改めて感謝の意を表したい。

目次

第1編 日本の犯罪防止及び刑事司法の歩み ～第4回 कांग्रेसからの半世紀～ 1

第2編 日本の犯罪防止及び 刑事司法分野の取組 9

第1章 社会的及び経済的發展に向けた包括的な犯罪防止戦略 10

- 第1節 犯罪に巻き込まれやすい少年への対策と少年や地域社会の抵抗力 10
- 第2節 現代社会における特徴的な犯罪とその対策 15
- 第3節 地域に根ざした警察の活動 25
- 第4節 ジェンダーに配慮した犯罪防止戦略 31
- 第5節 エビデンスに基づいた犯罪防止：
効果的なプラクティスを支える統計、指標及び評価 34

第2章 刑事司法システムが直面する

課題に対する統合的なアプローチ 39

- 第1節 被害者中心的アプローチ 39
- 第2節 統合された刑事司法改革 44
- 第3節 女性に対する暴力 47
- 第4節 児童に対する暴力 49
- 第5節 刑事施設の課題とその根本原因 53
- 第6節 犯罪者の特性と背景 58
- 第7節 再犯防止：リスクの特定と解決策 59

第3章 法の支配の促進に向けた日本政府による

多面的アプローチ 67

第1節 全ての人の司法アクセスの向上 67

第2節 効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な機関の構築 71

第3節 法遵守の文化を醸成することを含む社会的及び教育的関連方策の検討 75

第4節 犯罪に強い社会を作る手掛かりとなる

 青少年の教育等に関する活動 78

第4章 あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための

国際協力と技術支援 80

第1節 刑事に関する国際協力 80

第2節 技術支援 87

第3節 国際的なテロの防止等のための国際協力やこれに資する技術支援 97

第4節 新しい形態の犯罪であるサイバー犯罪の防止や

 捜査等のための国際協力と技術支援 99

第5節 最新の犯罪傾向に対処するための新たなテクノロジー 102

コラム ～日本の刑事司法制度～ 105

第3編 2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止, 刑事司法及び法の支配の推進 ～国際社会への提言と日本のリーダーシップ～ 109

第1章 刑事司法機関及び実務家の能力強化と 国際協力の一層の促進	110
第2章 マルチステークホルダー・パートナーシップの構築	111
第3章 犯罪に強い社会を作り, 法の支配を促進するための 若者のエンパワーメント	113



第 1 編

日本の犯罪防止
及び刑事司法の
歩み

～第4回コンGRESからの
半世紀～

1 はじめに

- (1) 前回我が国において第4回コンGRESSを開催した昭和45年(1970年)は、我が国の近代化が始まってから約100年が経過した頃であった。我が国は、1870年前後から、西洋文明を手本として、交通、通信、工業等の様々な分野で近代化を推し進め、刑事司法分野においても、フランス法、次いでドイツ法に倣って、刑法、刑事訴訟法等の法整備がなされ、近代化が果たされた。

昭和20年(1945年)に第二次世界大戦が終結した後、我が国は、荒廃した国土を国民の不断の努力によって再建し、1950年代から経済の高度成長期に入るなどして、復興を果たした。昭和39年(1964年)には、東京でアジア初のオリンピックを開催するに至った。刑事司法分野においても、戦後、アメリカ法の影響の下で刑事訴訟法等が大幅に改められるなど、大きな変革を経て、やがて徐々に運用が安定していった。

このように経済及び社会が安定する中で、昭和45年(1970年)に、第4回コンGRESSが開催されたのであった。

- (2) それから半世紀、我が国は、いわゆる「バブル」の崩壊を背景にした景気の落ち込みを経験したり、未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災等度重なる自然災害に見舞われたりした。刑事司法分野においても、世界をも震撼させた地下鉄サリン事件等の凶悪重大事件が起きたり、刑法犯の認知件数が一時期大幅に増加するなど様々な困難に直面した。それでも、我が国は、その都度、種々の工夫を凝らして犯罪を防止し、刑事司法制度やその運用を改善・整備することにより困難を乗り越えてきた。我が国の刑法犯の認知件数は、平成15年(2003年)以降、16年連続で減少しており、平成30年(2018年)には、81万7,338件と戦後最少を更新した。また、犯罪の発生率は、世界有数の低いレベルを誇っており、例えば、令和元年(2019年)版犯罪白書に掲載されている国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime)が実施した犯罪情勢等に関する最新の調査結果によると、平成28年(2016年)の我が国の犯罪発生率は、殺人について人口10万人当たり、0.3件にとどまる。

このように、我が国は、この半世紀の間、基本的には良好な治安を維持し続けて、今回、再びコンGRESSの開催を迎えることができた。

- (3) そこで、本ステートメントの初めに、第4回コンGRESSからの半世紀の我が国の犯罪防止及び刑事司法分野の歩みを振り返り、前述のような良好な治安の維持に寄与してきた同分野における政策や具体的な取組を紹介する。

2 1970年代について

- (1) 1970年代、我が国の経済は、昭和49年(1974年)に戦後初のマイナス成長を記録し、1950年代から続いた高度成長路線から離れたものの、翌年から、再びプラス成長に転じ、安定的に成長を続けた。また、我が国では、第4回コンGRESSが開催されたのと同じ昭和45年(1970年)に、これまたアジアで初めて万国博覧会が大阪で開かれ、昭和39年(1964年)の東京オリンピックに加えて、我が国の先進国入りを国内外にアピールすることとなった。

この年代、我が国では、このように、経済及び社会が安定し、犯罪の認知件数が減少して治安情勢が比較的安定した。

- (2) もっとも、第4回コンGRESSのテーマが「犯罪と開発」であったことが物語るように、当時、世界的にも、経済や社会の急速な発展に伴って引き起こされる各種犯罪への対処が問題となっており、我が国においても、戦後、著しい経済発展をもたらした経済優先の政策が引き起こした種々の問題への対処が課題となっていた。例えば、1960年代に発生した大気汚染、水質汚濁といった公害が、1970年代に大きな社会問題化したことから、公害を規制するための刑事立法が行われ、また、急速に普及した自動車

による交通事犯の取締りが強化されるなどした。

また、戦後新たな政治・社会体制を確立していく中で、国民の間に思想的対立が生まれ、世界的な冷戦構造の影響もあって、政治的主義・主張が多様化・先鋭化していき、1960年代には急進的な者たちによって公安労働事件が引き起こされていたところ、1970年代に至ると、それが一層先鋭化・過激化し、いわゆる過激派による暴動事件やハイジャック事件など凶悪重大な事件が少なからず発生した。過激派の鎮圧には少なくない数の警察官の殉職者等を伴った。そして、これらの暴動事件等に対処するために、火炎びんの使用等を規制する立法措置等が講じられた。

- (3) このように、1970年代は、公安労働事件等に対して種々の難しい対応を要したものの、前述したとおり、基本的には治安情勢は安定しており、戦後再出発してから四半世紀を経た我が国の刑事司法は、その運用が安定したといえる。

3 1980年代について

- (1) 1980年代には、我が国は、自動車生産台数が世界一になるなど、経済発展を遂げて世界有数の経済大国に成長し、豊かな社会が形成された。また、都市への人口の集中、コンピューター等電子機器による情報処理システムの発展、クレジット・システム等に支えられた消費生活の拡大など、社会生活の在り方やその環境が急激に変化した。

他方で、刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、昭和55年(1980年)には約136万件であったものが平成元年(1989年)には約167万件に達したが、その原因の一つに、万引きや自転車盗、占有離脱物横領等の少年(20歳に満たない者をいう。以下本編において同じ。)非行の増加があったと考えられる。こうした動向の背景としては、豊かな社会における価値観の多様化、家庭や学校などの保護的・教育的機能の低下、犯罪の機会の増大などの社会的諸条件の変化が挙げられる。

1980年代は、少年非行の増加した時期であるが、全体的に観察すれば、治安情勢は比較的安定している時期であって、我が国は、「世界で最も安全な国の一つ」とであると評される、治安の良好な国となるに至った。このような良好な治安情勢を維持できた理由として、平成元年(1989年)版犯罪白書では、遵法精神に富む国民性、経済的な発展、低失業率、教育水準が高いこと、地域社会の非公式な統制の存在、島国である地理的条件、刑事司法の運営に対する民間の協力、銃砲刀剣や薬物の厳重な取締り、高い検挙率で示される効果的な警察活動及び刑事司法機関の適正かつ効果的な機能等が挙げられている。

- (2) なお、1980年代は、1960年代から始まった刑法の全面改正作業や、1970年代から始まった少年法や行刑の基本法である監獄法の改正作業が引き続き行われた時期でもあった。いずれの改正作業も、戦後の社会情勢の変化等を踏まえた大規模なものであったが、意見の対立が激しく、遂に結実するには至らなかった。

4 1990年代について

- (1) 1990年代に入ると、80年代後半から急騰していた株価、地価などの資産価格が急落し、いわゆる「バブル」が崩壊した。これによって、金融機関は多額の不良債権を抱え、日本経済は、「失われた10年」とも呼ばれる長きにわたる景気の低迷を経験した。

刑事司法分野では、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約が昭和63年(1988年)に採択されたことに加えて、主要国首脳会議や国際連合等の国際会議において組織的犯罪対策が課題の一つとして取り上げられるようになったことから、我が国としても、これらの国際的動向を踏まえた対処が求められることとなった。時折しも、平成元年(1989年)の冷戦終結やグローバリゼーションの進展により、人、金、物が国境を越えて容易に移動するようになった時代でもあり、そのような状況

を背景に、我が国自体においても、暴力団組織等の薬物・銃器取引事犯や外国人犯罪組織による集団密航事犯などが少なからず発生したり、国内のみならず世界をも震撼させた地下鉄サリン事件等の凶悪重大事犯が起きるなどして、これらの新たな展開をみせる組織的犯罪に対する有効な対処が強く求められるようになってきていた。加えて、いわゆる児童買春が国内外で問題となったり、インターネットを中心とする情報通信技術の進歩によりいわゆるハイテク犯罪が増加したりして、こうした犯罪への対処が求められた時期でもあった。

そこで、新規の立法により、薬物犯罪について、マネー・ローンダリング行為の犯罪化、不法収益の没収・追徴の拡充、没収・追徴に関する保全手続に係る規定を、また、組織的犯罪について、捜査手段としての通信傍受や証人の保護などに係る手続規定を、さらには、児童買春や児童ポルノの提供等の処罰や不正アクセスの規制に係る規定を、それぞれ整備するなどの措置を講じた。

このように、我が国は、1990年代、時代の変化に応じた犯罪の防止や的確な処罰に資する立法措置を様々に講じた。また、更生保護事業の適正な運営の確保及び健全な育成発達を図ったり、法務大臣の委嘱を受けて更生保護に従事する民間ボランティアである保護司の制度を充実強化したりした。

- (2) 以上のとおり、1990年代は、刑事実体法の分野のみならず、捜査手段の拡充や公判における証人に関する手続の追加がなされて、刑事手続の分野においても進展が見られたほか、更生保護の分野においても多様な措置が講じられた。

5 2000年代について

- (1) 2000年代では、これまで経済の重石となってきた構造的な問題、すなわち、過剰債務、過剰設備、過剰雇用といった「三つの過剰」問題が解消し、民間需要を中心とした自律的回復が長期間持続した。その一方で、雇用形態の多様化の動きに伴い、経済的格差についての関心が高まるとともに、大衆社会の形成により、大都市に生じた匿名社会化や、相互関心・モラルの低下の傾向が地方都市にも拡大し、家庭や学校における教育機能が低下するなど、我が国の伝統的な犯罪抑止要因が機能不全を起し始めた。

このような社会的背景の下で、平成8年(1996年)から続いていた刑法犯の認知件数の急激な増加は、2000年代当初もその勢いが止まることはなく、平成14年(2002年)には280万件を超えて、統計を取り始めて以来、最悪の数値を記録した。この急増の原因は、車上狙い、万引き、空き巣等の窃盗犯の増加であった。政府では、このような状況を受けて、平成15年(2003年)に、「世界一安全な国、日本」の復活を目指して、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」を初めて開催し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として、関係省庁が連携し、政府全体として様々な取組を進めることとした。同会議は、「治安回復のための3つの視点」として、①国民が自らの安全を確保するための活動の支援、②犯罪の生じにくい社会環境の整備、③水際対策を始めとした各種犯罪対策を示し、さらに、同じ平成15年(2003年)に、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定して、現下の犯罪情勢の特徴的傾向に即した5つの重点課題とこれらについて取り組むべき施策を具体的に示した。関係機関は、連携して、同計画に沿って、犯罪の取締りや水際対策の強化、刑法を始めとする各種治安関係法令の改正、地方警察官等の増員等の施策を講じた。併せて、錠前、ドア、ガラス等の建物部品、緊急通報装置、防犯カメラ、位置探知システム等を取り扱う防犯関連の民間事業者に対し、犯罪情勢の分析結果等の情報を提供することにより、その開発を支援することなどを通じて、民間事業者と連携して防犯対策を推進した。我が国では、このように犯罪対策を政府全体の政策課題として取り上げたのは戦後初めてのことであり、画期的な意義があった。また、当時、社会の少子高齢化や核家族化を背景に、孫などの親族を装うなどして高齢者に電話をかけて現金等を騙し取る、いわゆる「オレオレ詐欺」等の特殊詐欺の増加が社会問題化した。その対策として、警察及び検察が適切な捜査・訴追を行うのみならず、警察と民間団体が協

力して被害防止に当たるなどし、官民が連携して犯罪の防止を図るようになった。

平成15年(2003年)になると、これまで増加していた刑法犯の認知件数が減少に転じ、以後は16年連続で減少し続けている。これは刑法犯の7割以上を占める窃盗の認知件数が大幅に減少したことに伴うものである。窃盗の認知件数が減少した理由として様々な要因が考えられるが、窃盗を含めた犯罪の抑止に向けた各種施策や民間の取組も一定の抑止要因となっていると考えられる。

- (2) 2000年代は、刑事司法分野において、これまでにない様々な制度改革が実施された時期でもあった。
- ア この時期、我が国では、新世紀を迎えるに当たって、従来の、主として行政による事前規制や指導を通じて個人や企業の活動をあらかじめ調整して紛争や被害の発生等を回避する、いわゆる「事前規制調整型社会」から、国民一人一人が自らの発意と責任により自由に活動することにより社会の活性化を実現させることを基本とし、その結果生じる紛争や利害対立については、法による明確なルールと適正な司法手続により妥当な解決・救済を確保する、いわゆる「事後監視救済型社会」への転換が図られたが、これに伴って司法の役割が一層重要なものとなると考えられたことから、①国民の期待に応える司法制度(民事手続、刑事手続等)の構築、②司法を支える法曹の在り方の改革、③国民の司法参加などによる司法の国民的基盤の確立を基本理念として、司法制度改革が構想され、実施された。

刑事司法分野に関しては、①の基本理念に沿い、刑事司法制度自体を改革して、国民の期待に応える制度を構築するため、公判前に、両当事者の適切な証拠開示を基に、争点や証拠を整理して公判での審理計画を立てる公判前整理手続を創設するとともに、従来の公判段階に加えて、一定以上の重大事件の捜査段階で身柄拘束された被疑者に対する国選弁護制度を導入し、捜査と公判を通じて一貫した弁護制度を整備することなどにより、公判の充実・迅速化が図られた。また、公訴権の行使に国民の声をより良く反映させるため、検察官が不起訴にした事件について、一般の国民によって構成される検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入を始めとする、検察審査会の機能を強化する法改正も行われた。これらの立法は、平成21年(2009年)までに実施に移されている。さらに、上記の国選弁護制度を全国で均一に実施するための体制を確保するとともに、民事司法分野も含めた司法への国民からのアクセスを拡充することを目的として、平成18年(2006年)に、日本司法支援センター(通称、法テラス)が設立され、民事・刑事を問わず、全国において国民が司法のサービスをより身近に受けられるようにするための総合法律支援に関する事業が開始された。これに加えて、③の国民の司法参加などによる司法の国民的基盤の確立のために、一般の国民から選任された「裁判員」(原則として6名)が職業裁判官(原則として3名)とともに裁判体を構成し、協働して重大な刑事事件の審理に当たり、罪責の認定と刑の量定を行う「裁判員制度」が導入された。この裁判員裁判は、平成21年(2009年)から実施され、令和元年(2019年)5月までの10年間で、年間1,000～1,500人、累計12,000人超の被告人が裁判員裁判を受け、裁判員又は補充裁判員として刑事裁判に参加した国民の数は9万人を超える。この裁判員制度の導入は、上記の刑事司法制度自体の改革とも密接に連動し、直接・間接に我が国の刑事裁判の在り方を大きく変容させるとともに、刑事司法に携わる法曹等の姿勢や、更には一般の人々の刑事司法に対する見方をも変えつつある。

また、②の司法制度を支える法曹の在り方の改革としては、平成16年(2004年)に、法曹に必要な専門的学識・能力を養うことを目的とする法科大学院制度が創設され、司法試験や司法修習もそこでの教育内容を踏まえたものとするにより、一貫したプロセスとして質・量ともに豊かな法曹を養成する新たな制度が導入され、令和元年(2019年)末までに、刑事司法に従事する人材を含め2万人を超える法曹有資格者を産み出してきている。

- イ 2000年代には、これ以外にも、刑事手続、矯正、更生保護など刑事司法の様々な分野に関して、社会的に注目を集める重大な事件や問題が少なからず発生し、これらが契機となって、各分野におい

て、重要な改革が行われ、また、新たな制度が導入された。例えば、我が国では、少年の刑事事件については、その健全育成を図る目的で、成人とは異なり、家庭裁判所における少年審判手続で取り扱うこととされているところ、この手続における事実認定の適正化を目的として、裁定合議制度や審理に検察官及び弁護士付添人が関与する制度が導入されるなどした。また、矯正の分野においては、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とした刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が、更生保護の分野においては、再犯防止機能を強化するために更生保護制度を抜本的に見直し、新たに同制度の基本法となる更生保護法が制定されるなどした。加えて、再犯者による重大事件が発生したほか、再犯者の実態が明らかにされることにより、各種の再犯防止施策が本格的に検討されるようになった。

さらに、それまで刑事司法において被害者への配慮が極めて不十分であったことが広く認識されるようになり、平成16年(2004年)に、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、犯罪被害者等基本法が制定された。そして、平成17年(2005年)には、同法に基づき、犯罪被害者等基本計画が策定され、5つの重点課題(損害回復・経済的支援等への取組、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、刑事手続への関与拡充への取組、支援等のための体制整備への取組及び国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組)の下、各種の具体的な施策が実施された。

- (3) 2000年代は、国際的には、アメリカで同時多発テロが発生するなど、世界各地でテロとの闘いが重要課題となった。また、1990年代から進んだグローバル化の波が犯罪現象の国際化を誘発し、これに伴い、一定の犯罪類型について国際的に統一した対応を行う動きが加速し、我が国もこの動きに応じて適切な対策を講じる必要があった。

このような状況の下で、我が国の刑事司法分野でも、テロや人身取引を防止するための国際約束の締結に必要な立法措置や、捜査共助、国際受刑者移送、国際刑事裁判等の多方面に渡って国際化への対処が行われた。

- (4) 以上のとおり、2000年代は、刑事事件の捜査・公判の手続や運用、矯正や更生保護について大規模な変革が加えられ、これにより、犯罪防止及び刑事司法の分野において、国民参加、多機関連携や官民連携が進み、国際協力が深まるなど、飛躍的な進化が見られることとなった。

6 2010年代について

- (1) 2010年代、我が国の経済は、平成20年(2008年)に起きたいわゆるリーマンショックによる景気悪化からの回復局面で始まった。一時期、景気が後退したものの、平成25年(2013年)以降は緩やかな回復を続け、失業率が2%台まで低下するなど、雇用環境が大きく改善した。

このような社会情勢の下、刑法犯の認知件数は減少し続けたが、他方、検挙者に占める初犯者の減少もあり、再犯者の割合は年々増加し、平成30年(2018年)には48.8%と非常に高い割合を占めるに至った。このような傾向を受けて、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止施策を推進する必要性と重要性が認識され、再犯防止に向けた様々な取組が行われるようになった。

また、この年代は、SNSや動画共有サイト、インターネットを使用した動画サービス等の急速な普及により、社会の情報化及びデジタル化が飛躍的に進み、サイバー犯罪が深刻化したり、児童ポルノ犯罪の増加や私的な性的写真の拡散被害が増えるなど、インターネットを悪用した悪質な行為が社会問題化した時期でもあった。このような犯罪情勢を受けて、刑事司法分野では、運用及び立法の両面において、これらの犯罪や行為に対処するための様々な措置が講じられた。

さらに、社会の少子高齢化がますます進んだこと等を背景に、前述のいわゆる「オレオレ詐欺」等を

含む特殊詐欺が一層増加し、その被害が深刻化したため、これに対して、様々な抑止策が採られた。

- (2) 2010年代は、2000年代に引き続き、刑事司法の様々な分野で改革も行われた。まず、少年に関して、在院(所)者の人権を尊重しつつ、その特性等に応じた適切な処遇を行うための諸改革が行われ、平成26年(2014年)、基本法である少年院法及び少年鑑別所法が制定された。また、前記における司法制度改革の後を受け、刑事事件の捜査・公判が被疑者や参考人の取調べとその結果である供述調書に過度に依存している状況にあるとの指摘がなされていたことをも踏まえ、刑事手続を時代に即したより適切かつ実効的なものとするにより、国民からの信頼を確保するため、平成28年(2016年)に、証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の一層の充実を図ることを目的として、刑事訴訟法が改正され、一定事件における身体拘束中の被疑者に対する取調べの録音・録画の義務化、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入、通信傍受の合理化・効率化、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、証拠開示制度の拡充及び証人等の氏名等の情報を保護する制度の導入等が行われた。
- (3) 国際的には、イラク・レバントのイスラム国(以下「ISIL」という。)、アルカイダ、タリバンなどのイスラム過激派武装組織により世界各地で繰り返されるテロへの対処が重要な課題となった。このような中で、テロ等の国際社会の共通課題に対し各国が協力して対処することの重要性が改めて認識され、我が国においても、国際協力を充実させるための取組が実施された。
- (4) また、我が国は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標である持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の達成に向けて積極的に取り組んでいるが、平成28年(2016年)に決定(令和元年(2019年)12月20日一部改定)した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」においては、「平和と安全・安心社会の実現」を8つの優先課題の一つと定め、特に注力すべきものとして取組を実施している。
- (5) このように、2010年代、我が国の刑事司法は、世界一安全・安心な社会の実現のために、社会の変化に合わせて発展し続けた。

7 最後に

- (1) これまで見てきたように、社会情勢の急激な変化、犯罪情勢の悪化等があった中で、我が国が比較的良好な治安を維持できたのは、社会情勢に対応した刑事司法機関の能力強化や罰則の整備、多機関連携や官民連携の実現、国際協力の充実・進展等があったからであると考えられる。

そして、これらが実現された主な要因として、国民の間に、法遵守の文化が根付いており、それにより法の支配が浸透していることが考えられる。

- (2) もとより、我が国では、家庭における教育が重要視され、子は親等の保護者から、「約束」や「ルール」といった決まり事を守ることの大切さを幼少期より学んでいるところ、我が国の学校教育は、教育基本法等に基づき、児童生徒の知・徳・体の調和のとれた発達を旨として行われており、社会で求められる資質・能力を全人的に育てていく中で、児童生徒の規範意識が醸成されてきた面もあると思われる。特に、近年では、現代的な諸課題に対応して複数の教科等を横断して資質・能力を育てていく観点から、児童生徒の成長段階に合わせ、「法」や「ルール」の意義・役割や、「法」に基づく紛争解決の重要性を理解させるための法教育が一層重視されてきている。また、地域社会において、例えば、関係機関による広報啓発活動や保護司を始めとする民間ボランティアによる活動等を通じて、社会の「ルール」を守り、非行に走らないことの大切さが教えられている。これらの学校教育等や地域社会における活動も法遵守の文化の醸成に寄与し、法の支配の促進に資するものとして重要であると考えられる。

昨今は、多くの民間企業がSDGsの達成の重要性を認識し、その達成に向けた活動を実施しており、こうした活動も、法遵守の文化の醸成を推進させるきっかけの一つとなっていると考えられる。例

えば、SDGsのゴール16では、「平和と公正をすべての人に」と掲げられ、法の支配の促進や犯罪撲滅等がうたわれており、これらを達成する観点から、腐敗防止等の取組を実施している民間企業もある。

- (3) なお、令和2年(2020年)に顕在化した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、我が国の刑事司法の各般にも影響を及ぼしている。かかる状況において、全国の刑事施設では、個人用防護具が不足した医療機関に対し、約140万着の医療用ガウンを縫製して供給するとともに、マスク及び防護服を製作し、民間企業に定期的に納品している。このように、刑務作業を活用した社会課題の解決を支える新しい動きが生まれていることも補足しておきたい。



第2編

日本の犯罪防止 及び刑事司法 分野の取組

- 第1章 社会的及び経済的發展に向けた
包括的な犯罪防止戦略10
- 第2章 刑事司法システムが直面する課題に対する
統合的なアプローチ39
- 第3章 法の支配の促進に向けた日本政府による
多面的アプローチ67
- 第4章 あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための
国際協力と技術支援80

第1章

社会的及び経済的发展に向けた包括的な犯罪防止戦略

第1節

犯罪に巻き込まれやすい少年への対策と少年や地域社会の抵抗力

1 概説

近年、少年(20歳未満の男女をいう。以下本節において同じ。)は、犯罪、暴力や虐待の被害を受けやすい環境に置かれているとされている(ガイド50参照)。

昨今、我が国においても、インターネットやSNSの発展により、これらを通じて少年が気軽に他人と交流できるようになるなどしたため、少年が児童買春や児童ポルノ事犯に巻き込まれることが多く、これらが大きな社会問題となっている。

我が国では、このような少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪を防止するとともに、犯罪の被害を受けた少年が適切な支援を受けることができるようにするため、警察等が関係団体や地域社会とともに積極的な取組を推進している。そこで、本節では、まず、こうした少年の福祉を害する犯罪への対策と被害を受けた少年への対応について紹介する。

次に、警察では、地域の学校や関係団体と連携して、少年及び地域社会が犯罪被害を防止できるようになるための様々な方策を講じており、このうち、子供(13歳未満の男女をいう。以下本節において同じ。)を犯罪から守るための取組について紹介する。少年に対する暴力や虐待といった粗暴犯の現状やそれへの対策等については、後記第2章第4節で詳述する。

なお、本節において、「児童」とは、18歳未満の男女をいう。

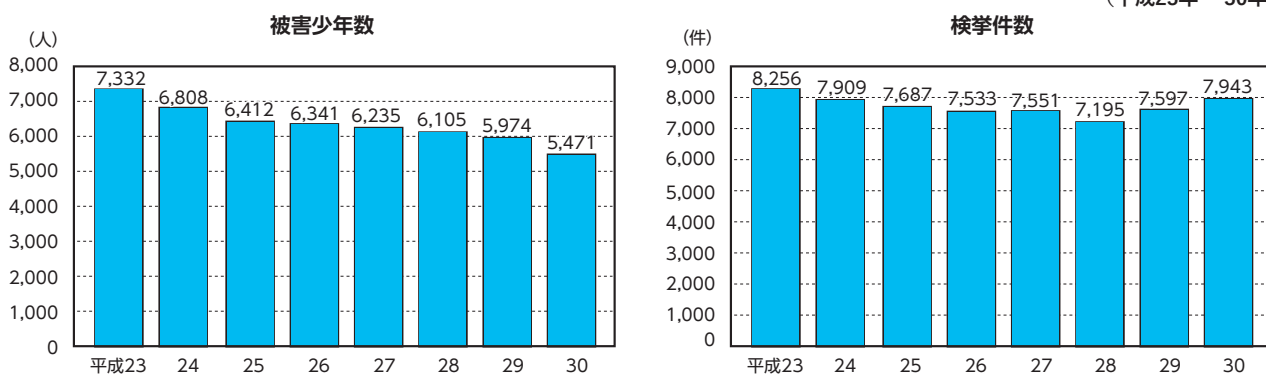
2 少年の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

(1) 少年の福祉を害する犯罪への対策

福祉犯(児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるものをいう。)の被害少年数は、図表1-1のとおりであり、平成23年(2011年)以降は減少している。一方、検挙件数は、図表1-1のとおり平成28年(2016年)以降増加傾向にある。

● 図表1-1 福祉犯の検挙件数等の推移

(平成23年～30年)



注 警察庁の資料による。

被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では、積極的な取締りと被害少年に対する支援のほか、インターネット上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進している。さらに、国民からの情報提供、インターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報、街頭補導活動、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めるとともに、情報の分析、積極的な取締り等を推進している。

ア 児童ポルノ事犯

児童ポルノについては、平成11年（1999年）に、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律が制定され、頒布やインターネットを利用して不特定又は多数の者に対して閲覧させる行為を含む公然陳列等の行為が処罰されることとなった。平成16年（2004年）には、同法が改正され、特定かつ少数の者に対する児童ポルノの提供やこれを目的とした製造、所持等の行為が処罰対象とされた。平成26年（2014年）にも、同法の改正が行われ、同法の題名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に改められるとともに、児童ポルノをみだりに所持することなどが一般的に禁止され、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持することなどが処罰対象とされた。

我が国では、このように児童ポルノ事犯に対して、法改正により処罰対象の拡大等を行い、厳しく対処してきたものの、図表1-2のとおり、近年、児童ポルノ事犯は増加傾向にあり、平成30年（2018年）中の検挙件数は3,097件、検挙人員は2,315人と、いずれも過去最多となった。被害児童数は近年の増加傾向が平成29年（2017年）に減少に転じたものの、平成30年（2018年）は前年比で増加した。被害態様別で見ると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割を占め、被害児童数は平成24年（2012年）以降6年連続で増加している。

●図表1-2 児童ポルノ事犯の検挙状況の推移

（平成24年～30年）

区分	年次	24	25	26	27	28	29	30
検挙件数(件)		1,596	1,644	1,828	1,938	2,097	2,413	3,097
検挙人員(人)		1,268	1,252	1,380	1,483	1,531	1,703	2,315
被害児童数(人)		531	646	746	905	1,313	1,216	1,276

注 警察庁の資料による。

警察では、このような情勢を踏まえ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

また、警察庁では、平成30年（2018年）12月、国内外の関係機関・団体が参加する子供の性被害対策に関するセミナーを開催し、政府の取組を紹介するとともに、関係機関・団体との情報交換を行うなどの連携強化に努めている。さらに、プロバイダによる閲覧防止措置（ブロッキング）について、アドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなどの流通・閲覧防止対策を推進している。

イ SNSに起因する事犯

SNSは、インターネットの匿名性や不特定多数の者に対して瞬時に連絡を取ることができる特性から、児童買春等の違法行為の「場」となっている状況がうかがえる。また、図表1-3のとおり、平成30年（2018年）中、SNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数は、前年より減少したが、1,811人と引き続き高い水準にある。インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、有害な情報を閲覧できなくするフィルタリングというプログラムやサービスの利用の有無が判明した被害児童のうち約9割が被害時にフィルタリングを利用していなかったことも明らかになった。

に、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

(2) 法務省の対応

法務省の人権擁護機関においては、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権侵害を受けた子供が安心して相談できる環境を整備して、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。

さらに、教師や保護者等身近な者に相談できない子供の悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関と共に連携を図りながら様々な人権問題に対応できるよう、全国の小・中学校の児童生徒全員に、「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、法務省のウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口」を開設し、インターネットを通じてパソコン、携帯電話及びスマートフォンからの相談をいつでも受け付ける体制を整備するなど、相談体制の強化を図っている。その上で、いじめ・体罰・虐待といった子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件としての調査を行い、児童相談所等の関係機関と連携の上、事案に応じた適切な措置を講じている。



子どもの人権SOSミニレター（小学生版）

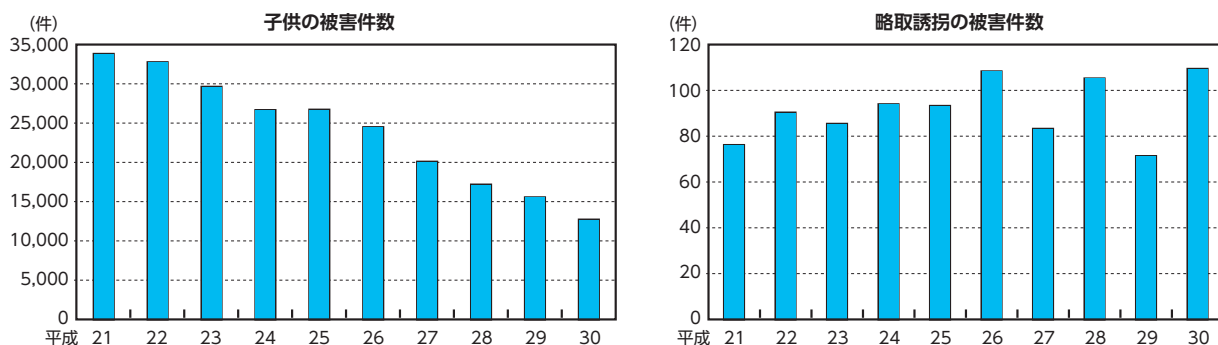
4 子供を生活空間における犯罪から守る取組

(1) 子供が被害者となる犯罪

子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は、図表1-5のとおり、近年減少傾向にあり、平成30年（2018年）は、1万2,947件であった。また、認知件数に占める子供の被害件数の割合が最も高い罪種は略取誘拐であり、平成30年（2018年）中は36.2%（認知件数304件のうち110件）であった。

● 図表1-5 子供の被害件数及び罪種別被害状況の推移

(平成21年～30年)



区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
子供の被害件数(件)		33,840	32,897	29,784	26,791	26,783	24,707	20,106	17,252	15,721	12,947
うち殺人		78	77	76	67	68	83	82	74	65	57
うち強盗		7	7	14	11	9	6	3	4	6	4
うち強姦性交等 ^(注)		53	55	65	76	69	77	64	69	91	151
うち暴行		757	707	710	846	882	858	886	906	852	958
うち傷害		491	467	493	495	548	539	557	631	613	714
うち強制わいせつ		944	1,070	1,027	1,066	1,116	1,095	881	893	953	773
うち公然わいせつ		80	109	83	139	136	133	140	109	91	71
うち逮捕・監禁		7	9	7	7	9	12	10	21	10	9
うち略取誘拐		77	91	86	95	94	109	84	106	72	110

注1 警察庁の資料による。

2 刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強姦性交等」に変更した。

(2) 子供の生活空間における安全対策

ア 学校や通学路の安全対策

警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校することなどができるよう、制服を着用した警察官による通学路や通学時間帯に重点を置いたパトロールを強化している。また、退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱し学校へ派遣しているほか、地方公共団体、防犯ボランティア団体、地域住民等と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保を推進している。

イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験できる防犯教室、地域安全マップ作成会等を関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、地域における自主防犯活動を支援している。

第2節 現代社会における特徴的な犯罪とその対策

1 概説

近年、世界では、社会の成長や發展を妨げる程に犯罪の発生率が高く、また、前例にない都市化を経験したため、「都市犯罪」が問題になっているとされている（ガイド58参照）。

我が国では、既に、全国的に都市化を遂げており、首都である東京などの大都市と地方との間で犯罪の性質に極端な差異はないと考えられるところである。他方で、我が国では、少子高齢化や、核家族化及び地域社会の連帯の希薄化が進み、こうした現代社会の情勢を背景にした特徴的な犯罪が社会問題となっている。すなわち、孫など親族を装うなどして高齢者に電話をし、現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、気が動転した高齢者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるオレオレ詐欺等の特殊詐欺が社会問題化しているところである。これに対しては、警察及び検察が適切な捜査・訴追を行っているだけでなく、警察と民間団体が協力して、被害防止に当たるなど、官民連携で犯罪防止を行うようになった。

我が国の最近の社会情勢を背景にした特徴的な犯罪としては、組織的犯罪も挙げられる。我が国において、以前から社会にとって大きな脅威となっている暴力団は、覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）に加え、近年では、特殊詐欺を多数敢行するなど、多種多様な資金活動を行うなどして社会に害悪を及ぼしている。また、1990年代に入り、冷戦終結やグローバル化の進展により、人、金、物が国境を越えて容易に移動するようになったことを背景に、島国である我が国においても、この動きは、近年、ますます活発化しているところ、これにより、薬物や銃器の海外からの流入、来日外国人の犯罪組織による犯罪、マネー・ローンダリング、人身取引等が問題となっているところである。

そこで、本節においては、高齢化及び国際化した我が国の現代社会において特徴的な特殊詐欺及び組織的犯罪への対策について紹介する。

2 特殊詐欺対策

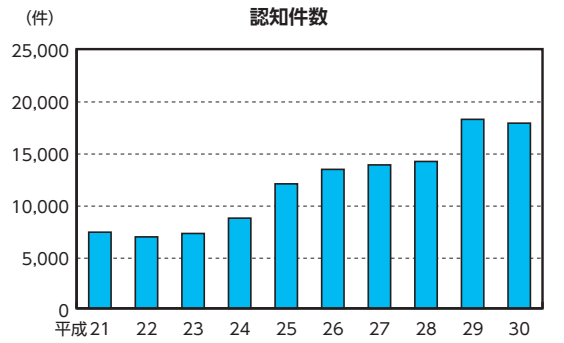
(1) 特殊詐欺の現状

ア 特殊詐欺の情勢等

特殊詐欺（不特定多数の者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、被害者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称）は、オレオレ詐欺、預貯金詐欺（被害者の口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換が必要であるなどの名目で、キャッシュカード等をだまし取る手口による詐欺）、架空料金請求詐欺（架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺）、融資保証金詐欺（融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺）、還付金詐欺（市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要の手続を装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺）のほか、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗（警察官等を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取する窃盗）に分類され、平成30年（2018年）中の認知件数は図表1-6のとおり、1万7,844件、被害額は382億9,000万円といずれも前年より減少したものの、高齢者を中心に1日当たり約1億円もの被害が生じているなど、依然として深刻な情勢にある。

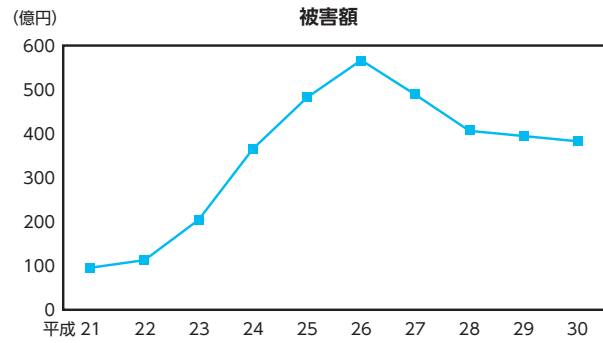
● 図表1-6 特殊詐欺の認知件数・被害額の推移

(平成21年～30年)



区分	年次	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30(年)
認知件数(件)		7,340	6,888	7,216	8,693	11,998	13,392	13,824	14,154	18,212	17,844

注 警察庁の資料による。



区分	年次	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30(年)
被害額(億円)		95.8	112.5	204.0	364.4	489.5	565.5	482.0	407.7	394.7	382.9

イ 高齢者の被害状況

特殊詐欺の被害全体に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢者率)は、引き続き高い水準で推移しており、平成30年(2018年)の高齢者率は、79.2%に上っている。特に、オレオレ詐欺では96.9%、還付金等詐欺では84.6%と、高齢者率が極めて高く、高齢者の被害防止が喫緊の課題となっている。

(2) 高齢者の被害防止に向けた取組

以上のような情勢を踏まえ、我が国では、令和元年(2019年)6月に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として「オレオレ詐欺等対策プラン」が決定されたところ、被害防止対策、犯行ツール対策及び効果的な取締り等を柱とし、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、各府省庁において施策を推進している。

ア 被害防止対策の推進

全府省庁において、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々と連携し、各地方公共団体等のあらゆる公的機関はもとより、経済団体を始めとする社会のあらゆる分野に係る各種団体、民間事業者等の幅広い協力も得ながら、多種多様な媒体を活用するなどして、国民が力を合わせて特殊詐欺の被害防止に取り組むよう広報啓発活動を展開している。

また、警察では、留守番電話機能の活用等の促進、金融機関・コンビニエンスストア・宅配事業者等と連携した被害の未然防止、特殊詐欺等の捜査の過程で入手した名簿の搭載者に対して、民間のコールセンターから電話連絡等を行って注意喚起するなどの取組を推進している。

イ 犯行ツール対策の推進

特殊詐欺に利用されるなどした携帯電話について、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に基づく契約者確認の求め、役務提供拒否に関する警察から事業者への情報提供を行っているほか、犯行に利用された電話に対して、繰り返し電話して警告メッセージを流し、当該電話番号を事実上使用できない状態にする「警告電話事業」を推進している。また、令和元年(2019年)9月からは、特殊詐欺の犯行に利用された固定電話番号を、警察の要請に基づき、電気通信事業者が利用停止するなどの対策を開始するなど、犯行使用電話の実態に応じた利用制限措置を実施している。

このほか、特殊詐欺の犯行に利用された預貯金口座について、金融機関に対する迅速な口座凍結依頼を実施しているほか、凍結された預貯金口座の名義人のリストを作成し、一般社団法人全国銀行協会等へ提供することにより、不正口座の開設の防止を推進している。

ウ 効果的な取締り等の推進

だまされた振り作戦(特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙方法)、犯行拠点の摘発、上位者への突き上げ捜査といったこれまでの取組に加えて、特殊詐欺事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団等に対する多角的な取締りを推進している。

3 組織的犯罪対策

(1) 暴力団対策

ア 暴力団犯罪情勢

警察は、戦後一貫して暴力団(その団体の構成員が集团的又は常習的に暴力的不良行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。)の取締りに重点を置き、中枢幹部に的を絞った取締り等を実施し、構成員を大幅に減少させるなどの成果を挙げた。しかしながら、暴力団は、活動を一層多様化、巧妙化させて多数の民事介入暴力を引き起こすとともに、昭和60年(1985年)から始まった四代目山口組と一和会の対立抗争を始めとする対立抗争を繰り返すに至った。

そこで、平成4年(1992年)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)が施行され、暴力的要求行為に対する中止命令等によって暴力団の構成員の行為がより広範囲に規制されることとなった。

もっとも、依然として、暴力団は、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪や、自らの意に沿わない事業者を対象とする、報復・見せしめ目的の襲撃等事件を敢行したり、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられ、社会にとって大きな脅威となっている。

また、暴力団は伝統的資金獲得犯罪に加え、地価高騰期においては地上げを、近年では、特殊詐欺を多数敢行するなど、多種多様な資金獲得活動を行っている。

平成30年(2018年)における暴力団構成員等の刑法犯の検挙人員は、図表1-7のとおり、9,825人であり、前年比で5.5%減少した。また、刑法犯の検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、4.8%であった。罪名別では、平成30年(2018年)における暴力団構成員等の刑法犯の検挙人員は、傷害が2,042人と最も多く、次いで、詐欺、窃盗、暴行の順であったが、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率で見ると、賭博が48.5%と最も高く、次いで、恐喝、逮捕監禁の順であった。

平成30年(2018年)の暴力団構成員等の特別法犯(交通法令を除く。以下、本節において同じ。)の検挙人員は、図表1-7のとおり、7,056人であり、前年比で3.9%減少した。罪名別では、平成30年(2018年)における暴力団構成員等の特別法犯の検挙人員は、覚醒剤取締法違反が4,569人と最も多く、次いで、大麻取締法違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という。)違反であったが、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率で見ると、暴力団対策法違反(指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求を行ったことに対して、都道府県公安委員会が発出した中止命令等に違反する行為等)、暴力団排除条例違反(暴力団事務所の開設・運営行為等)、自転車競技法違反(競輪施行者以外の者が勝者投票券等を販売する行為(いわゆるノミ行為)等)がいずれも100%であった。

● 図表1-7 暴力団構成員等 検挙人員(罪名別)

(平成30年)

① 刑法犯

罪名	30年
総数(人)	9,825 (4.8)
殺人	94 (11.2)
強盗	287 (16.6)
強制的性交等	40 (3.7)
暴行	993 (3.7)
傷害	2,042 (9.8)
脅迫	550 (20.3)
恐喝	772 (46.2)
窃盗	1,627 (1.6)
詐欺	1,749 (17.6)
賭博	292 (48.5)
公務執行妨害	186 (9.7)
逮捕監禁	96 (33.2)
器物損壊	247 (4.9)
暴力行為等処罰法	15 (24.2)

② 特別法犯

罪名	30年
総数(人)	7,056 (11.2)
暴力団対策法	4 (100.0)
暴力団排除条例	53 (100.0)
自転車競技法	4 (100.0)
競馬法	-
風営適正化法	210 (12.0)
売春防止法	54 (13.8)
児童福祉法	20 (8.7)
銃刀法	140 (2.9)
麻薬取締法	49 (12.2)
大麻取締法	744 (21.3)
覚醒剤取締法	4,569 (47.3)
職業安定法	31 (31.6)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 「強制的性交等」は、強制的性交等及び平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいう。
 4 「暴力行為等処罰法」は、暴力行為等処罰二関スル法律をいう。
 5 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 6 「銃刀法」は、銃砲刀剣類所持等取締法をいう。
 7 「麻薬取締法」は、麻薬及び向精神薬取締法をいう。
 8 ()内は、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

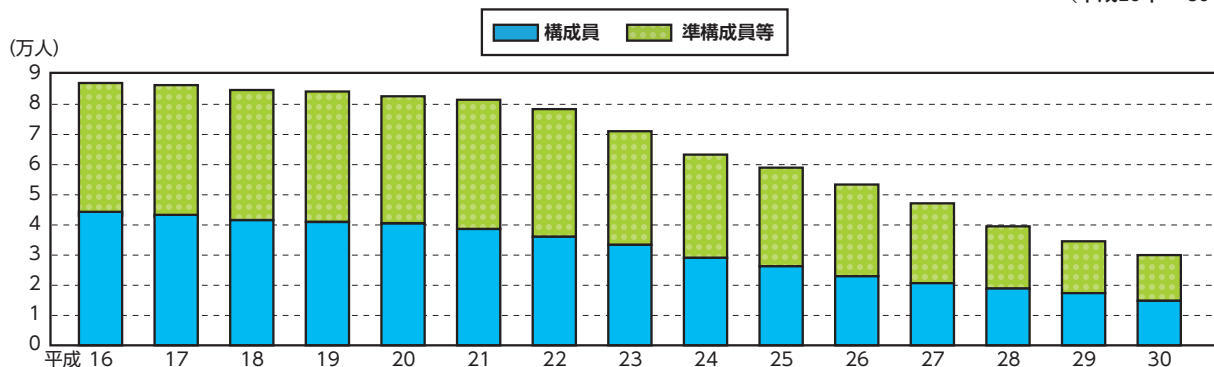
イ 暴力団構成員及び準構成員等の推移

暴力団構成員及び準構成員等の総数は、図表1-8のとおり、平成16年(2004年)末の約8万7,000人から減少を続けており、平成30年(2018年)末には3万5,000人と大きく減少している。その背景としては、近年の暴力団排除活動の進展や暴力団犯罪の取締りに伴う資金獲得活動の困難化等により、暴力団からの構成員の離脱が進んだことなどが考えられる。他方、暴力団構成員及び準構成員等のうち、主要

団体等（六代目山口組、神戸山口組及び絆會（任侠山口組から改称）並びに住吉会及び稲川会）の占める割合は約7割に及んでいる。

● 図表1-8 暴力団構成員及び準構成員等の推移

（平成16年～30年）



区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総数(人)		87,000	86,300	84,700	84,200	82,600	80,900	78,600	70,300	63,200	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	30,500
構成員		44,300	43,300	41,500	40,900	40,400	38,600	36,000	32,700	28,800	25,600	22,300	20,100	18,100	16,800	15,600
準構成員等		42,700	43,000	43,200	43,300	42,200	42,300	42,600	37,600	34,400	33,000	31,200	26,800	20,900	17,700	14,900
主要団体等総数(人)		61,300	63,000	61,600	61,100	60,000	58,600	56,600	50,900	45,800	42,300	38,500	33,200	28,300	25,300	22,300
主要団体等の占める割合(%)		70.5	73.0	72.7	72.6	72.6	72.4	72.0	72.4	72.5	72.2	72.0	70.8	72.4	73.3	73.1

注1 警察庁の資料による。

2 数値は、各年末現在のもの。

3 総数が暴力団構成員及び準構成員等の数の合計と異なるのは、これらの数が概数であるためである。

ウ 暴力団犯罪の取締り

暴力団は、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要、強盗、窃盗等のほか、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。近年では、金地金の密輸事犯等、規制や制度等の間隙を突いた「表に出にくく、利益率の高い」新たな資金獲得犯罪が出現しているほか、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収といった伝統的な資金獲得犯罪も、依然として暴力団の有力な資金源となっている。

警察では、巧妙化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団に対する取締りを推進している。

エ 暴力団排除活動の推進

我が国では、国、地方公共団体、民間企業、地域住民等が協力して、暴力団を排除する活動を推進している。

例えば、国及び地方公共団体は、警察と連携して、工事の受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

また、警察が、暴力追放運動推進センター及び弁護士会と緊密に連携し、暴力団事務所の撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を推進している。

さらに、各都道府県は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力

団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の運用に努めている。

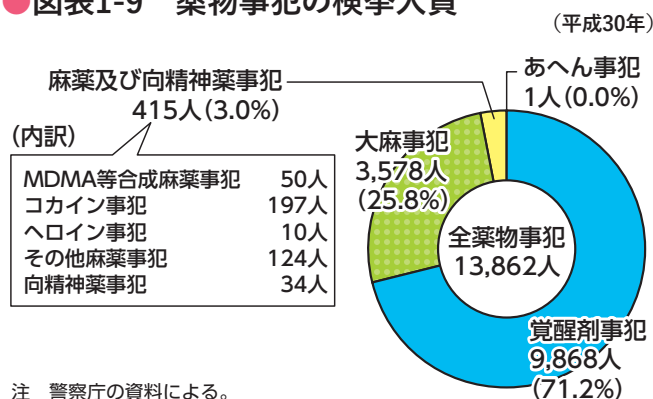
暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことも重要であることから、後記第2章第7節記載のとおり、我が国では、関係機関・団体が連携して、暴力団関係者に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。

(2) 薬物対策

ア 薬物情勢

平成30年(2018年)中の薬物事犯の検挙人員は、図表1-9のとおり、1万3,862人と、引き続き高い水準にあり、覚醒剤の大量密輸入事犯が相次いで検挙されたほか、大麻事犯の検挙人員が警察庁が保有する昭和33年(1958年)以降の統計で最多となるなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

● 図表1-9 薬物事犯の検挙人員



イ 薬物密輸入事犯の状況

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入しており、その密輸の態様は、郵便によるもの、旅客が荷物に隠匿して携帯するもの、海上コンテナに隠匿して輸送されてくるもの、船舶を利用した洋上取引によるものなど多岐にわたる。

平成30年(2018年)中の薬物密輸入事犯の検挙件数は324件と、前年より22件(7.3%)増加し、検挙人員は312人と、前年より23人(8.0%)増加した。平成30年(2018年)中は、密輸入事犯における覚醒剤の押収量が前年より減少したものの、暴力団や来日外国人による覚醒剤の大量密輸入事犯を相次いで検挙したほか、航空機を利用した覚醒剤密輸入事犯も多数検挙した。

これらの背景には、我が国に覚醒剤に対する根強い需要が存在していることのほか、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織がアジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと考えられる。

ウ 薬物事犯への暴力団の関与

平成30年(2018年)中の暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員は4,645人と、前年より106人(2.2%)減少したものの、覚醒剤事犯の全検挙人員の47.1%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。また、暴力団構成員等による大麻事犯の検挙人員は762人と、全検挙人員の21.3%を占めており、暴力団構成員及び準構成員等の総数が減少しているにもかかわらず、前年より20人(2.7%)増加していることなどから、暴力団が大麻事犯への関与を強めていることがうかがわれる。

エ 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、警察、税関、海上保安庁等の関係機関が連携を強化するとともに、国際捜査共助等の積極的な実施や国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。

また、警察等の捜査機関において、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、通信傍受等の組織犯罪の取締りに有効な捜査手法を積極的に活用するなどし、組織の中核に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の規定に基づき、業として行う密輸・密売等やマネー・ロンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収・追徴等の対策を推進している。

(3) 銃器対策

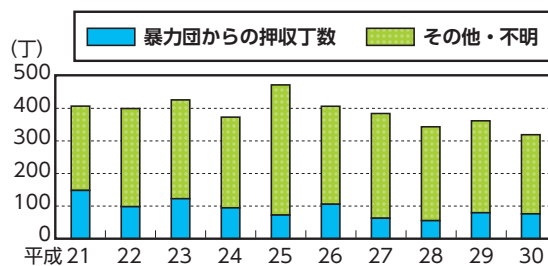
平成30年(2018年)中の銃器情勢は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が繁華街や住宅街において発生したほか、銃器使用事件も83件発生するなど、引き続き警戒が必要である。

拳銃の押収丁数の推移は、図表1-10のとおりである。近年、押収丁数全体及び暴力団からの押収丁数は、増減を繰り返しながら推移しているが、長期的に見るといずれも減少傾向にある。

銃器に対する厳しい規制は、我が国の良好な治安の根幹を支えるものであるところ、警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や拳銃の密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うとともに、関係機関と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

● 図表1-10 拳銃押収丁数の推移

(平成21年～30年)



区分	年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
押収丁数(丁)		407	397	426	373	471	406	383	341	360	315
	暴力団	148	98	123	95	74	104	63	54	79	73
	その他・不明	259	299	303	278	397	302	320	287	281	242

注 警察庁の資料による。

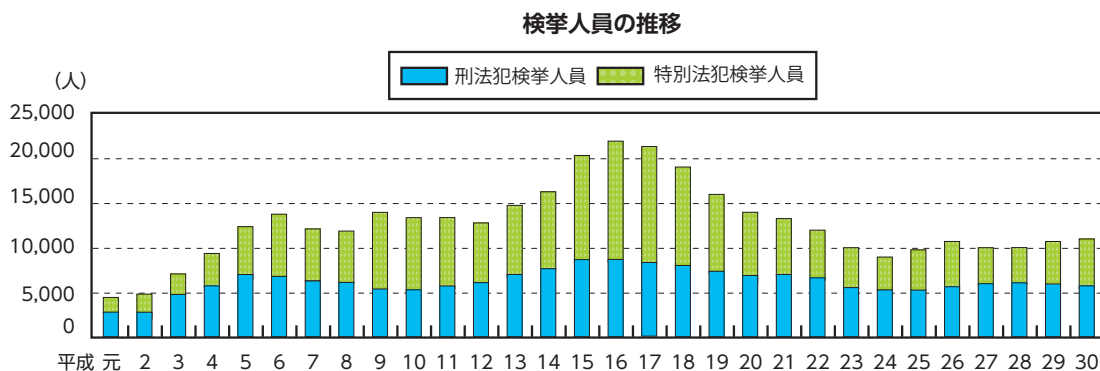
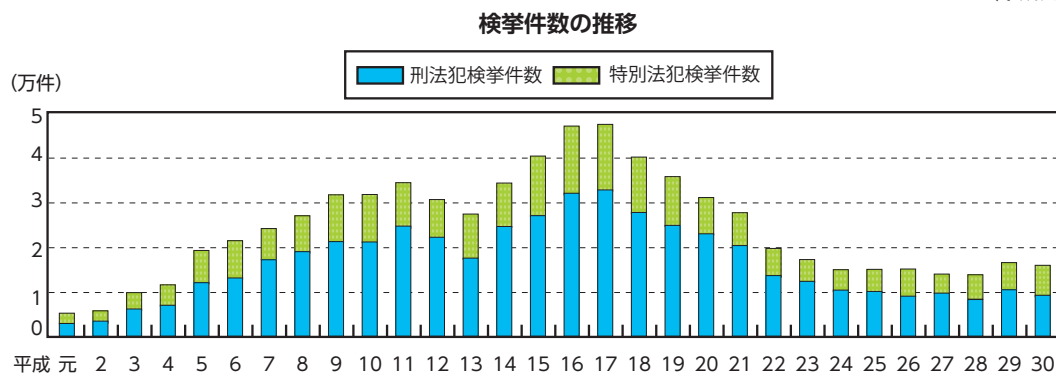
(4) 来日外国人犯罪対策

ア 来日外国人の犯罪の情勢

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表1-11のとおりである。平成の初期から増加傾向にあった来日外国人犯罪は、検挙件数については、ピークであった平成17年(2005年)から30年(2018年)にかけて、4万7,865件から1万6,235件へと大きく減少しており、検挙人員についても、ピークであった平成16年(2004年)から30年(2018年)にかけて、2万1,842人から1万1,082人へと大きく減少している。

● 図表1-11 来日外国人犯罪検挙状況の推移

(平成元年～30年)



注 警察庁の資料による。

イ 日本で活動する国際犯罪組織の特徴

国際犯罪組織のうち、来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例や、暴力団と連携した例もみられる。

また、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。特に近年は、他国で敢行された詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐欺金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを敢行するといった事例があるなど、世界的な展開がみられる。

さらに、これらの犯罪組織の中には、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰る形態（ヒット・アンド・アウェイ型）の犯罪を敢行するものもある。

ウ 国際犯罪組織に対処するための取組

我が国は、警察や出入国在留管理庁等の国内の関係機関が協力し、事前旅客情報システム（APIS）等を活用した水際対策を行ったり、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発を行ったりして連携を図っている。

また、複数の国・地域において犯罪を敢行する国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であるところ、我が国においては、後記第4章第1節で述べる通り、様々な国際協力を行い、外国捜査機関等と連携した取組を進めている。

(5) 犯罪収益対策

ア 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剥奪することが重要である。警察では、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のF I U（Financial Intelligence Unit）等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

犯罪収益対策を効果的に推進するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務が特定事業者により適切に履行されることが重要である。このため、国家公安委員会は、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした研修会等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。また、特定事業者が義務に違反していると認めた場合、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

また、我が国では、F i n T e c hに対応した効率的な本人確認方法の導入のため、平成30年（2018年）11月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が制定された。この改正により、オンラインで完結できる本人確認方法として、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して顧客に容貌を撮影させた上、撮影した画像と本人確認書類の画像等の送信を受ける方法等が新設されるなどした。

イ マネー・ローンダリング関連事犯の検挙状況

マネー・ローンダリングとは、一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法において、マネー・ローンダリングが罪として規定されている。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、平成30年（2018年）中は511件（前年比150件（41.6%）増加）であった。前提犯罪別にみると、主要なものとしては窃盗に係るものが191件、詐欺に係るものが

162件、ヤミ金融事犯に係るものが28件となっている。

ウ 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。警察及び検察では、没収・追徴の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める没収保全・追徴保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表1-12のとおりである。

●図表1-12 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移

(平成26年～30年)

	年次	没収		追徴		総数	
		人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)
組織的犯罪処罰法	26	72	117,462	62	408,319	134	525,782
	27	86	1,581,286	76	2,542,167	162	4,123,454
	28	75	188,569	90	1,866,425	165	2,054,995
	29	99	360,734	73	2,463,508	172	2,824,242
	30	65	184,210	36	545,123	101	729,333
麻薬特例法	26	52	9,266	231	325,307	283	334,574
	27	56	11,025	199	194,243	255	205,269
	28	38	14,891	201	289,761	239	304,652
	29	36	39,291	192	317,231	228	356,522
	30	36	5,138	203	269,808	239	274,947

注1 法務省資料による。

2 金額は、千円未満切り捨てである。

3 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

エ 国際連携

国境を越えて敢行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講じることが不可欠である。国際社会においては、金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、後記第4章第1節記載のとおり、我が国もこれらの活動に積極的に参画している。

(6) 人身取引事犯等への対策

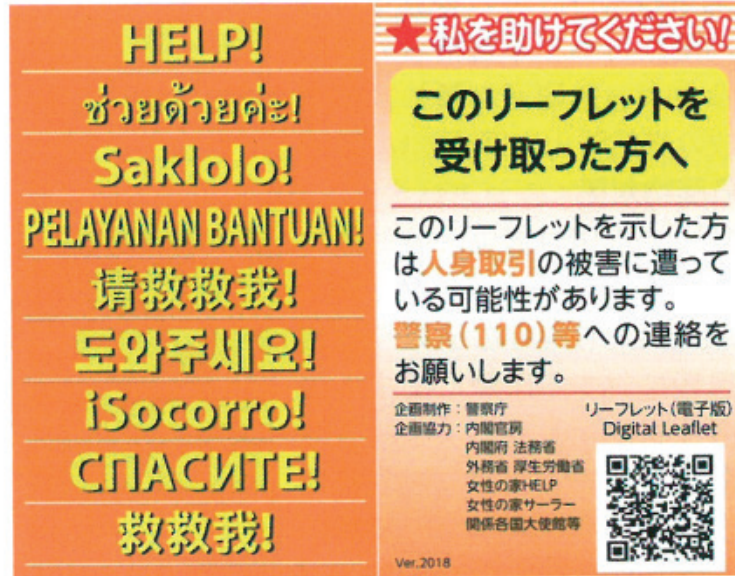
警察では、平成26年(2014年)に政府が策定した「人身取引対策行動計画2014」等に基づき、出入国在留管理庁等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っているほか、被害者の早期保護のため、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係機関・団体等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるなどの取組を行っている。

平成30年(2018年)中の人身取引事犯の検挙人員は40人で、このうち風俗店等関係者が7人、仲介業者が1人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は25人で、その内訳は、日本人(18人)、外国人(7人)であった。被害者の性別は、女性24人、男性1人であった。

検挙された者の処分状況は、起訴された者が35人、不起訴処分になった者が4人、家庭裁判所へ送致となった者が1人である。この起訴された者35人のうち、29人は有罪が確定し、6人は公判係属中である(平成31年(2019年)3月31日現在)。



人身取引事犯対策の広報ポスター



人身取引事犯の被害者向けリーフレット

第3節 地域に根ざした警察の活動

1 概説

地域に根ざして的確に活動する警察は、犯罪抑止や地域社会の一体性の構築に資することができると思われる。また、地域社会の個別の事情に応じた犯罪抑止対策により、地域における問題を解決することもできるとされている(ガイド61参照)。

警察では、地域に根ざした活動を推進するため、関係機関・団体はもちろん、自治会等の地縁団体、地域住民等と警察との重層的なネットワークを形成し、各地域、各分野等において防犯意識等を根付かせることにより、官民を問わず地域ぐるみできめ細やかな防犯対策等を促進している。

そこで、地域住民の生活に密着した警察活動の拠点である交番・駐在所を紹介するとともに、我が国の警察が行っている相談業務や地域社会との協働についても説明する。

2 交番及び駐在所の活動

(1) 概要

交番及び駐在所は、地域住民の生活に密着した警察活動の拠点である。交番は、原則として都市部に設置され、その施設に交替で勤務する交替制の地域警察官により運用されている。また、駐在所は、原則として都市部以外の地域に設置され、その施設に居住する駐在制の地域警察官により運用されている。交番及び駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。このほか、地域住民からの様々な相談の受理、迷い子の保護、遺失物・拾得物の届出の受理等の幅広い業務を行っている。

平成31年(2019年)4月現在、全国1,160の警察署に交番は6,253か所、駐在所は6,296か所設置されている。

(2) パトロール、立番等

ア パトロール、立番等による警戒

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを徒歩、自転車等により行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。

また、交番の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

イ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力の向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、指導官等として指定し、実践的な指導を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成30年(2018年)中の地域警察官による刑法犯検挙人員は15万1,901人と、警察による刑法犯の総検挙人員の73.7%を占めている。

ウ 交番相談員の活用

平成31年(2019年)4月現在、全国で約6,300人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、警察業務に関する知識や経験を有する退職警察官である。



交番相談員

(3) 地域住民と連携した活動

ア 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪や事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。

イ 交番・駐在所連絡協議会

平成31年(2019年)4月現在、全国の交番・駐在所に約1万2,000の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。ここでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。



巡回連絡

(4) 交番等における外国人への対応

ア 機器等の整備及び活用

警察では、日本語を解さない外国人が各種届出等のために交番等を訪れた場合に、意思の伝達や手続が円滑に行えるよう、翻訳機能を備えた機器や外国語を併記した遺失届等の各種届出関係書類等の整備及び活用を図っている。

イ 電話通訳の活用

警察では、外国人への対応のため通訳が必要となった場合、携帯型端末を利用するなどして電話通訳を行い、外国人との迅速・的確な意思の疎通を図っている。また、地域警察官に対し、電話通訳を行う手順や通訳を介した事情聴取の要領等に関する訓練を行っている。

ウ 外国語対応モデル交番の運用

警察では、外国人の来訪が多い観光地、繁華街・歓楽街、国際空港、大規模ターミナル駅等において、外国語で会話をすることが可能な職員を配置した外国語対応モデル交番を運用している。

外国語対応モデル交番では、外国語対応が可能であることを明示するなどして、日本語を解さない外国人からの各種届出、地理案内等に主に英語で対応している。



外国語対応モデル交番

(5) 遺失物の取扱い

警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成30年(2018年)中に届出のあった拾得物は、図表1-13のとおり、特例施設占有者保管分を含め約2,950万点

に上っている。

なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約133億円が、物品については約1,106万点が遺失者に返還されている。

●図表1-13 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移

(平成26年～30年)

区分		年次	26	27	28	29	30
通貨 (億円)	拾得物		164	171	177	186	191
	遺失届		368	370	366	369	368
物品 (万点)	拾得物		2,497	2,671	2,796	2,882	2,950
	遺失届		1,223	1,249	1,295	1,294	1,296

注 警察庁の資料による。

3 警察の相談業務

(1) 相談取扱いの現状

警察の取り扱う相談の件数は、平成30年(2018年)は220万8,299件と、前年より約12万6,000件(6.1%)増加し、近年増加傾向にある。

(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に組織的な対応を行うことができるよう、警視庁及び道府県警察本部並びに各警察署の総・警務部門にそれぞれ相談の総合窓口を設置している。

総合窓口には、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等の警察安全相談員を配置し、体制の確保に努めている。

また、警視庁及び道府県警察本部の総合窓口 nationwide 統一番号の警察相談専用電話(「# (シャープ) 9110」番)を設置し、電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されるようにしているほか、都道府県警察のウェブサイト上でも相談を受け付けている。



「#9110」番の広報活動

(3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

ア 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。

相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急の対応を要する相談事案を認知した場合には、直ちに幹部へ報告して対応するなど、迅速かつ組織的な対応を強化している。



相談対応要領研修

イ 相談に対応する職員への研修の実施

治安に関する多種多様な相談に適切に対応できる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や様々な専門的知識を有する外部講師による講義等、実務に直結する研修を実施している。

ウ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体等で取り扱うことが望ましい相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要な相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。

また、警察では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等に基づき、関係機関との連携を図るなどして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う混乱等に乘じた犯罪に関する情報の入手に努めるとともに、取締りを徹底している。



関係機関・団体等との連絡会議

(4) 認知症に係る行方不明者等への対策

平成30年(2018年)中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は1万6,927件であり、統計をとり始めた平成24年(2012年)以降、増加を続けている。

警察では、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの活用や、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進しているほか、認知症サポーター養成講座等の外部有識者による講習会や模擬捜索訓練等を通じて、認知症の特性や認知症に係る行方不明者を発見した場合の対応要領等について、職員の理解を深める取組を行っている。



模擬捜索訓練の状況

4 警察と地域社会との協働

(1) 地域社会と協働する意義

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。我が国では、警察が、地域社会や関係機関・団体等と連携して、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

(2) 社会の犯罪予防機能の高度化

ア 安全で安心なまちづくり

政府では、安全で安心なまちづくりのための地域の自主的な取組を支援し、官民連携した取組を全国に展開する「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成17年(2005年)6月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定)や、「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年(2013年)12月閣議決定)等に基づき、関係機関・団体等と連携して、全国で安全で安心なまちづくりを推進している。

イ 安全で安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全安心なまちづくりの日」(毎年10月11日)の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、政府では、その取組の一環として、安全で安心なまちづくりに関し、地域社会における防犯活動又は再犯の防止等に関する活動の推進において、特に顕著な功績等があった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を毎年実施している。

また、警察庁では、平成30年(2018年)10月、優れた活動を行う防犯ボランティア団体が取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2018」を開催し、全国的な自主防犯活動の活性化に取り組んでいる。



安全安心なまちづくり
関係功労者表彰

ウ 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向け、商店街、商工会議所、商工会、地域住民、地方公共団体等と問題意識を共有し、地方公共団体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通じて街並みの改善を図っている。

また、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを推進している。

(3) 防犯ネットワークの整備と活用促進

警察では、地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者による防犯に関するCSR活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪対策の推進を図っている。

ア 防犯ボランティア団体の活動

平成30年(2018年)年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万7,180団体であり、その構成員数は258万8,549人となっている。

多くの団体で防犯パトロールや通学路等における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携したATM利用者への注意喚起や高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、平成30年(2018年)末現在、全国で9,880団体、4万5,240台の青色回転灯装備車が活動している。

また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。



青色回転灯装備車

ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供している。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う混乱等に乗じた犯罪を防止するため、地域の犯罪の発生状況等に応じてウェブサイト、電子メール、SNS、チラシ等の各種広報媒体等を通じて防犯情報の提供や注意喚起に努めるとともに、各種犯罪の発生状況を踏まえたパトロール等の警戒活動を行っている。

第4節 ジェンダーに配慮した犯罪防止戦略

1 概説

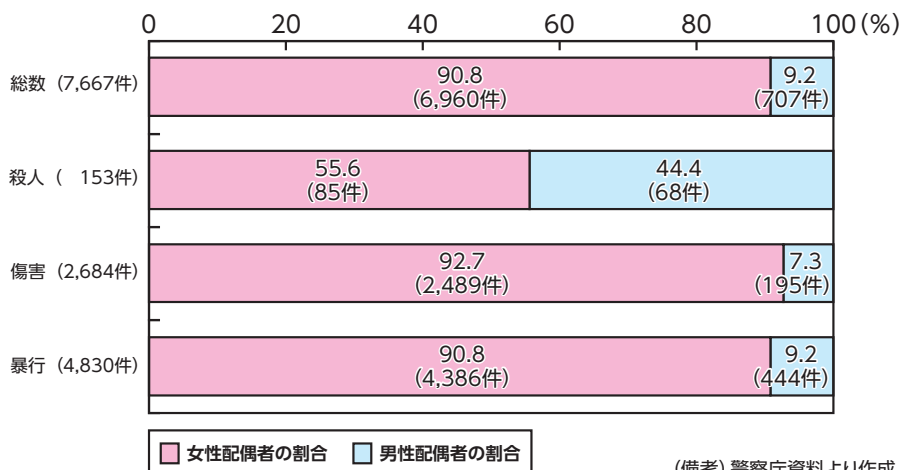
- (1) 女性への暴力を防止するためには、女性に焦点を当てた防止策のみを考えるのではなく、女性と男性は異なった経緯で犯罪に巻き込まれるという点を分析し、それに対して答えを出すことが必要であるとされている(ガイド64参照)。

我が国において、現在、女性が暴力等の被害を受ける要因として問題となっている類型として、配偶者間における男性から女性への暴力や男性による女性へのストーカー行為が挙げられる。

配偶者間における暴力の被害者は、女性である場合が多く、平成30年(2018年)に検挙した配偶者間(内縁を含む。)における殺人、傷害、暴行事件は図表1-14のとおり7,667件であり、そのうち6,960件(90.8%)は女性が被害者となった事件である。女性が被害者となった割合を罪種別にみると、殺人の153件中85件(55.6%)を除いて、傷害で2,684件中2,489件(92.7%)、暴行で4,830件中4,386件(90.8%)と圧倒的に女性が被害者となる割合が高くなっている。

●図表1-14 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者の男女別割合(検挙件数)

(平成30年)



また、ストーカー行為を受ける被害者の性別は、警察庁の「平成30年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、87.9%が女性であり、同行為をする加害者の性別は、82.1%が男性である。

我が国では、これまで、配偶者間における男性から女性への暴力や男性による女性へのストーカー行為に対して、刑法等の規定が適用されて刑罰が科されてきたほか、これらの行為を防止するために、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律又はストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく措置が採られてきたことから、本節では、これらの配偶者からの暴力等を防止するための法制度を紹介する。

- (2) また、我が国では、平成29年(2017年)に、刑法の一部を改正する法律が成立し、性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をすることを目的とする改正がなされたり、刑法を所管する法務省において、潜在化、継続化、深刻化しやすい傾向がある性犯罪の実態を的確に把握するため、あるいは、性暴力を受けた被害者の属性に応じたきめ細かい対応をするために、様々な諸施策を講じているところである。

そこで、本節では、これらの性犯罪に対する施策等についても紹介する。

2 配偶者からの暴力等を防止するための法制度

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令

我が国では、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備して、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることにより、人権の擁護と男女平等の実現を図ることを目的として、平成13年(2001年)に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。同法は、その後改正が重ねられて、現在は、名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められている。

同法は、裁判所の保護命令制度を規定したり、市町村に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定を努力義務として課したりしている。裁判所の保護命令制度とは、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令である。保護命令に違反した者には、刑事罰が定められている。

令和元年(2019年)の警察白書によると、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は継続して増加しており、平成30年(2018年)は7万7,482件と同法施行後最多となった。また、裁判所からの保護命令の通知の件数及び保護命令違反の検挙件数は、平成30年(2018年)は、それぞれ、1,726件及び71件であった。

(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等

ストーカー行為等については、平成12年(2000年)5月、ストーカー行為を処罰するなどストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定める目的で、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー行為規制法」という。)が制定された。ストーカー行為規制法は、その後数回の改正を重ね、内容が拡充されてきた。

「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいうとされており、「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者等に対し、つきまとうこと、住居等の付近をみだりにうろつくこと、拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールの送信等を行うこと等の行為のいずれかを行うことをいうとされている。ストーカー行為をした者には、刑事罰が定められている。

また、警察署長等は、つきまとい等をされたとして、当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合、つきまとい等をして相手方に身体等の安全等が害されるなどの不安を覚えさせる行為があり、かつ、更に反復のおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。また、都道府県公安委員会は、つきまとい等をして相手方に身体等の安全等が害されるなどの不安を覚えさせる行為があった場合、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、その相手方の申出又は職権により、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならないことや更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項を命じることができるとされている。さらに、これらの命令等に違反しストーカー行為をした者には、禁止命令等違反に係る刑事罰が定められている。

令和元年(2019年)の警察白書によると、ストーカー行為規制法に基づく禁止命令等の件数及び禁止命令等違反による検挙件数は、平成30年(2018年)は、1,157件及び108件であった。

3 性犯罪に対する施策等

(1) 刑法の一部改正

前述のとおり、平成29年(2017年)の刑法の一部改正は、性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処を行うことを目的としたものである。

この改正により、従来の強姦罪が強制性交等罪に改められ、女子に対する姦淫、すなわち、女性を被害者とする性交のみを処罰の対象とするのではなく、行為者及び被害者の性別を問わないこととした上で、性交のほか、肛門性交及び口腔性交をも処罰の対象とするとともに、法定刑を見直し、その下限が懲役3年から懲役5年に引き上げられた。

また、この改正により、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設され、18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力に乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交罪等と同様の法定刑で処罰することとされた。これは、一般に、18歳未満の者は、精神的に未熟であり、生活全般にわたって自己の監護者に精神的・経済的に依存しているところ、監護者が、そのような依存等の関係により生ずる影響力に乗じてわいせつな行為や性交等をする場合は、暴行・脅迫を要件とする強制性交等罪等と同じく、これらの者の性的自由ないし性的自己決定権を侵害するものであり、強制性交等罪等と同等の悪質性・当罰性が認められると考えられることから、新たな犯罪類型として設けることとし、強制性交等罪等と同様に処罰することとしたものである。

(2) 性犯罪の実態を的確に把握するための施策等

法務省においては、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループを設置している。同ワーキンググループは、前記刑法の一部を改正する法律の附則9条において、同法の施行後3年を目途として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが求められていることを受け、その検討に資するように設置されたものである。

同ワーキンググループでは、性犯罪被害者の心理等についての調査研究、性犯罪者に対して刑事施設や保護観察所において実施しているプログラムの効果検証、性犯罪に関する罰則の運用状況についての調査といった各種調査研究を行っているほか、性犯罪被害者を含む様々な立場の方からのヒアリングを実施するなど、性犯罪の実態把握を進めている。

1 概説

エビデンスに基づく政策決定は、データの作成・分析、科学的証拠の評価、政策・計画・活動のモニタリングと評価によって得られる有用な情報に基づく戦略的な計画策定や決定を経てなされるとされている（ガイド67参照）。

我が国では、警察庁、法務省及び最高裁判所が、それぞれ、毎年、所管に係る刑事司法分野に関する事務処理状況等の統計を取りまとめて公表している。また、刑事政策に関する研究等を行う法務省の施設等機関である法務総合研究所（以下本節において「法総研」という。）は、警察庁等から提供を受けた統計を基に、毎年、犯罪動向や犯罪者処遇に関する統計を取りまとめ、「犯罪白書」として公表している。犯罪白書には、統計に加え、その時々々の刑事政策上重要な課題を取り上げ、その課題について調査分析して考察を加えた特集記事も掲載されている。

そして、これらの統計等は、犯罪防止や刑事政策の基礎資料として有効に活用されていることから、本節では、これらの統計等の公表状況及び活用状況について紹介する。

2 統計等の公表状況

(1) 警察庁等による公表状況

警察庁は、各種犯罪の認知状況、検挙状況等に関する統計を取りまとめている。法務省は、検察に関しては、検察庁における事件の受理・処理状況等に関する統計を、矯正に関しては、矯正施設における被収容者の収容状況等に関する統計を、更生保護に関しては、地方更生保護委員会における仮釈放の審理状況や保護観察所における保護観察実施状況等に関する統計を、それぞれ取りまとめている。最高裁判所は、裁判所における事件の受理・処理状況等に関する統計を取りまとめている。

そして、これらの統計は、年報として公刊されたり、ホームページに掲載されたりして公表されている。

(2) 法総研による公表状況

法総研は、犯罪動向や犯罪者処遇の実情を明らかにするため、警察庁等から提供を受けた各種統計を基に、毎年、犯罪白書を作成している。その作成に際しては、各種統計に詳細かつ網羅的に掲載されているデータないし情報の中から重要なものを抽出して要約し、これらデータないし情報につき、図表を用いるなどして視覚的に分かりやすく加工する方法で示している。また、その際、過去のデータないし情報も合わせて示すことにより、経年の変化も把握できるようにしている。さらに、薬物犯罪、暴力団犯罪等の重要な犯罪類型については、前記の方法により、犯罪類型ごとに、各種データないし情報を示している。特集記事については、その時々々の刑事政策上重要な課題の調査研究の成果（国内外の文献を調査したり、刑事司法機関等が公表している各種統計を分析したり、受刑者等を対象に質問調査を行い、その結果を統計的に分析したりして考察を加え、現状の課題を指摘したり、あるべき方向性を提言したりするもの）を掲載している。なお、法総研は、外部の意見を取り入れて犯罪白書をより良いものとするために、定期的に、犯罪白書をよく利用する刑事法学者らから、どのようなデータないし情報が必要か、分かりやすさの観点からどのような工夫が必要かなどといったことについて意見を聴き、これを犯罪白書の作成に生かしている。

そして、法総研は、毎年、作成した犯罪白書を公刊したり、ホームページに掲載したりして公表している。紙媒体の犯罪白書には、CD-ROMが添付されており、掲載した図表のデータだけではなく、紙面

の都合で掲載できない過去の図表のデータも当該CD-ROMに収録されていて、利用者はこれらのデータを適宜加工して利用できる。また、ホームページには、本文及び図表の全てのデータを掲載しているので、利用者は、この図表のデータをダウンロードし、適宜加工して利用することができる。

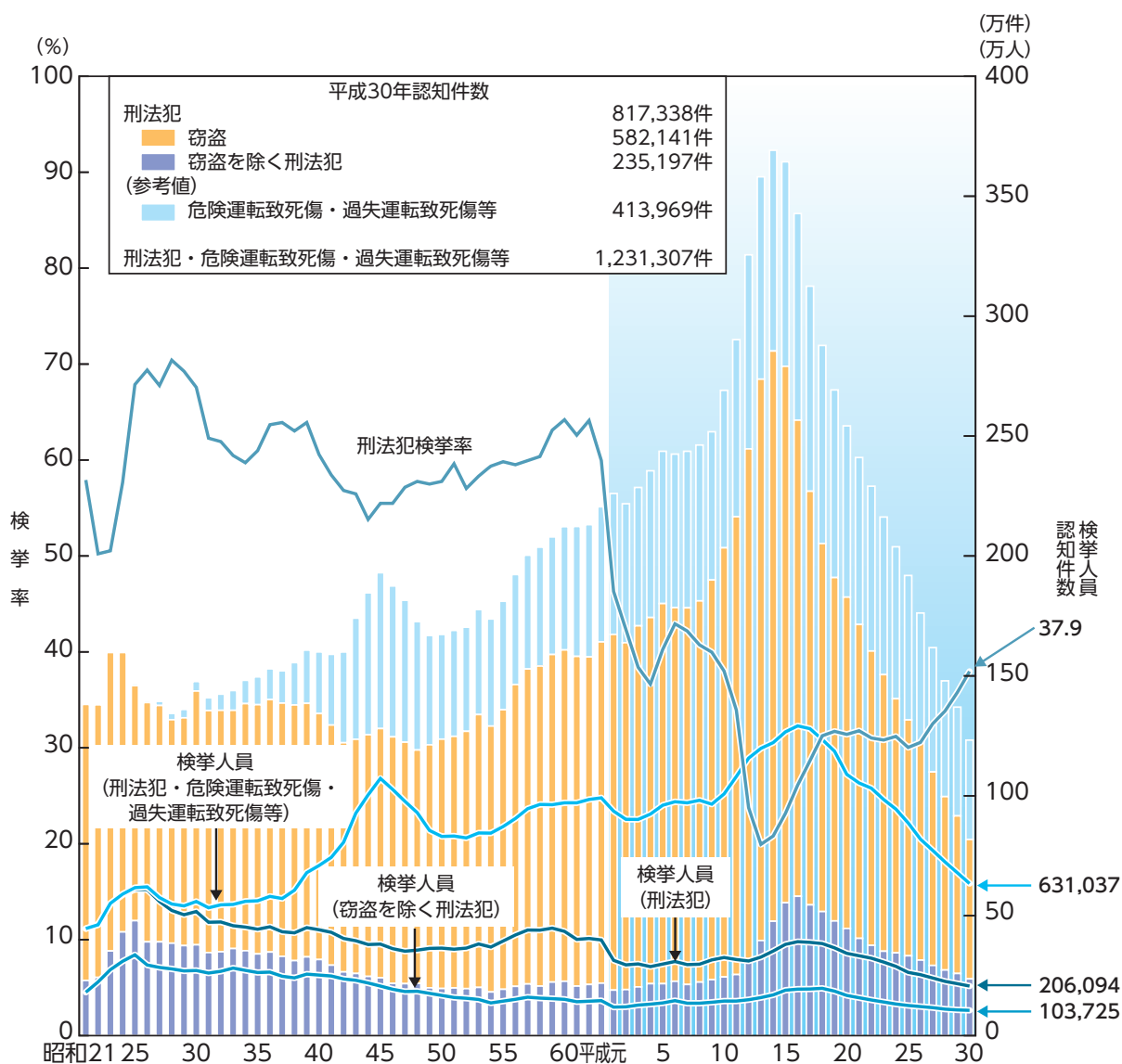
なお、参考までに、平成30年(2018年)版犯罪白書の目次(図表1-15)と令和元年(2019年)版犯罪白書に掲載されている図表の一つを掲載しておく(図表1-16)。(昭和35年(1960年)以降の犯罪白書は法務省ホームページで閲覧可能である。http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html)

● 図表1-15 平成30年版犯罪白書 目次

第1編 犯罪の動向	
第1章	刑法犯
第2章	特別法犯
第3章	諸外国における犯罪動向
第4章	国外における日本人の犯罪と犯罪被害
第2編 犯罪者の処遇	
第1章	概 要
第2章	検 察
第3章	裁 判
第4章	成人矯正
第5章	更生保護
第6章	刑事司法における国際協力
第3編 少年非行の動向と非行少年の処遇	
第1章	少年非行の動向
第2章	非行少年の処遇
第3章	少年の刑事手続
第4編 各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇	
第1章	交通犯罪
第2章	薬物犯罪
第3章	組織的犯罪・暴力団犯罪
第4章	財政経済犯罪
第5章	サイバー犯罪
第6章	児童虐待・配偶者間暴力・ストーカー等に係る犯罪
第7章	女性犯罪・非行
第8章	外国人犯罪・非行
第9章	精神障害のある者による犯罪等
第10章	公務員犯罪
第5編 再犯・再非行	
第1章	再犯防止推進法に基づく再犯防止対策
第2章	再犯・再非行の概況
第6編 犯罪被害者	
第1章	犯罪被害
第2章	刑事司法における被害者への配慮
第7編 進む高齢化と犯罪	
第1章	はじめに
第2章	進む高齢化
第3章	高齢者犯罪の動向等
第4章	高齢犯罪者による各種犯罪
第5章	高齢犯罪者の処遇に関する取組
第6章	おわりに

● 図表1-16 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

(昭和21年～平成30年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

3 統計等の活用状況

(1) 概要

警察庁等及び法総研は、前記のとおり、毎年統計を公表しているため、これらの統計により、犯罪動向や犯罪者処遇に関する現状や推移といった刑事司法や刑事政策に関する基礎的な事柄を把握することができる。とりわけ、犯罪白書は、前記のとおり、刑事司法分野の各段階における各種統計のうち、重要なデータないし情報を、図表を用いるなどして視覚的に分かりやすく示しているため、これを参照することにより、犯罪の発生から犯罪者の処遇に至るまでの刑事司法分野全体の動向を俯瞰できる。

これらの統計は、ホームページに掲載されているので、警察庁等や関係機関のみならず、学者・学生、マスコミ等の一般国民も容易にその内容を知り、活用することができる。

(2) 犯罪白書の活用

以下では、犯罪白書の活用例について紹介する。

まず、警察庁等や関係機関は、刑事政策の立案等に役立てている。

具体例を紹介すると、平成19年(2007年)版犯罪白書は、再犯者の実態と対策を特集し、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等を基に、有罪判決を受けた者の約3割にとどまる再犯者によって、全ての犯罪のうち約6割もの犯罪が行われていること等を明らかにし、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘した。そして、前記犯罪白書の指摘を含め、再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成24年(2012年)に、犯罪対策閣僚会議(第1編参照)において、「再犯防止に向けた総合対策」が策定された。このように、再犯者に関する統計が政府の再犯防止対策の立案に役立てられている。なお、この総合対策は、我が国の刑事政策上、初めて数値目標を盛り込んだものとなっており、再犯防止施策の成果を測る指標の一つとして、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合(以下「2年以内再入率」という。)を平成33年(2021年)までに20%以上減少させる」という数値目標を設定している。犯罪白書は、この2年以内再入率も毎年示しており、犯罪白書における統計は、施策の効果を測る指標としても利用されている。

犯罪白書は、警察庁等や関係機関だけではなく、マスコミや学者及び学生も活用している。マスコミは、例えば、社会問題化した特定の犯罪類型に関する報道において、当該犯罪類型の動向等を説明する際に、犯罪白書を引用するなどしている。また、学者及び学生は、大学における講義や学者の研究、学生の論文又はゼミにおける発表などに犯罪白書を役立てている。法総研内で犯罪白書を担当している研究部においては、マスコミ等から犯罪白書に関する問合せがあった場合には、マスコミ等が必要とするデータが掲載されている該当箇所を案内したり、犯罪白書内の当該統計の持つ意味等について解説したりしている。



犯罪白書

(3) 統計等の活用の今後

犯罪防止ないし再犯防止に関する施策は、その多くが人を対象とするものであるだけに、客観的な統計に基づいて立案したり、その効果を検証したりすることは容易ではないが、限られた資源を有効に活用し、国民から信頼される行政を展開するためにも、統計等のエビデンスを積極的に利用し、証拠に基づく政策立案を推進することが求められている。法総研としては、今後も、政策立案部局から積極的に意見を聞き、犯罪防止ないし再犯防止施策の立案に資するような刑事政策上の課題を取り上げて調査研究を行うこととしている。

刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ

第1節 被害者中心のアプローチ

1 概説

刑事司法システムにおいて犯罪被害者及びその遺族又は家族(以下「犯罪被害者等」という。)が取り残されてしまうことはたびたびあるが、二次的被害や再被害を防止したり、被害者がためらうことなく被害を申告できるようにしたりするためには、被害者がより中心に置かれた刑事司法システムの構築を図る改革が非常に重要であると考えられる(ガイド84参照)。

我が国において、犯罪被害者等は、刑事訴訟の当事者ではなく、現行の刑事訴訟法施行後、告訴をしたり、証人として出廷したりすることはあっても、積極的に刑事手続に関与する機会はなく、また、法制度に基づいて経済的支援を受けることもなかった。

その後、前回我が国で第4回 kongress が開催された後の昭和55年(1980年)に、我が国では、一定の犯罪被害者等に対して給付金を支給する犯罪被害給付制度が開始された。そして、平成7年(1995年)に発生した地下鉄サリン事件等の重大事件を通じ、犯罪被害者等が犯罪による直接的な被害のみならず、精神面、生活面、経済面等において様々な被害を受けていることについて国民の認識が深まるなどして、1990年代以降、精神的被害に着目した支援を含む総合的支援、情報提供の充実、刑事手続への関与の確保、関係省庁間の連携など、様々な施策と法整備が相次いで講じられた。

平成16年(2004年)には、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めることなどにより、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、犯罪被害者等基本法が制定された。同法は、政府が、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画である犯罪被害者等基本計画を定めなければならないと規定しており、これを受けて、政府は、平成17年(2005年)12月に第1次犯罪被害者等基本計画を、平成23年(2011年)3月に第2次犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を推進した。現在は、平成28年(2016年)4月に策定された第3次犯罪被害者等基本計画に基づいて、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための様々な取組が実施されている。

これまで、我が国において、犯罪被害者等の保護及び支援として実施されてきた取組は、大きく分けて、損害回復・経済的支援等への取組、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、刑事手続への関与拡充への取組、支援等のための体制整備への取組及び国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組の5つに分類し得る。

そこで、本節では、これらの5つの観点から、犯罪被害者等の保護及び支援に係る制度や取組について、主なものを紹介する。

なお、日本司法支援センター(通称「法テラス」)においても、犯罪被害者等の保護及び支援を実施しているところ、これらについては、第3章第1節「全ての人の司法アクセスの向上」においてまとめて紹介する。

2 犯罪被害者等を保護又は支援するための制度や取組

(1) 損害回復・経済的支援等への取組

ア 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるように支援する制度である。

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金を支給している。

イ 被害回復給付金支給制度

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づいて、没収・追徴した犯罪被害財産（財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等）や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、国から被害者に対し、被害回復給付金を支給している。

ウ 損害賠償命令制度

損害賠償命令制度は、一定の重大犯罪について、犯罪被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度である。

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

ア 被害者連絡

警察においては、身体犯等の被害者又はその遺族に対して捜査状況等について連絡を実施している。

連絡の内容は、刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、捜査状況（被疑者の検挙まで）、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況である。

イ 被害者等通知制度

検察庁においては、犯罪被害者等が通知を希望した場合、事件に係る一定の事項を検察庁から電話や文書等で通知する被害者等通知制度を実施している。

通知する内容は、公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所への送致等といった事件の処理結果、公判を行う裁判所及び公判期日、裁判の主文と上訴・確定の有無といった裁判結果等、判決確定後等の加害者の処遇状況、仮釈放審理に関する事項等などの情報であり、検察庁は、判決確定後の情報については、刑事施設や地方更生保護委員会等と連携して通知を実施している。

ウ 犯罪被害者等に関する情報の保護

刑事裁判においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしないこととすることができる。また、検察官が証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどする措置を採ることもできる。

検察庁においては、これらの制度が円滑に運用されるように取り組んでおり、会議や研修等の機会を通じて検察官等に対する同制度の周知に努めている。

エ 被害児童からの事情聴取における配慮

警察、検察及び児童相談所等においては、児童が被害者等である性犯罪等の事件において、児童の負担を軽減し、児童の供述の信用性を確保する観点から連携を強化し、被害児童に配慮した代表者聴取の取組を行っている（第2章第4節参照）。

(3) 刑事手続への関与拡充への取組

ア 被害者参加制度

被害者参加制度は、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ・強制性交等の罪等の一定の事件による犯罪被害者等が、裁判所の許可を受けて、刑事裁判に直接参加することができる制度である。

同制度により、犯罪被害者等は、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うことなどができる。

イ 証人を保護するための制度

証人を保護するための制度として、証人の精神的な負担を軽くするため、家族や心理カウンセラーを証人に付き添わせる制度、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、証人を法廷とは別の部屋に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話するビデオリンク方式によって尋問する制度等がある。被害者等が証人として出廷する場合で、一定の要件を満たす場合は、裁判所の判断によってこれらの制度を利用することができる。

また、証人等からの申出により、裁判所が、証人等の氏名、住所等の証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をする制度もある。被害者等は、この証人等特定事項秘匿決定の制度を利用して、証人等として出廷した場合に、自己の氏名等を秘匿することができる場合がある。

ウ 裁判等の傍聴制度

裁判は、公開の法廷で行われるため、誰でも傍聴することができるものの、社会の関心の高い事件では、傍聴希望者が多いために、裁判所により抽選で傍聴券が発行される場合があるところ、犯罪被害者等の立場を考え、犯罪被害者等が優先的に裁判を傍聴できるよう配慮する制度が設けられている。

また、少年事件のうち、殺人、傷害等などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけたりした事件や過失運転致死傷等などの一定の事件については、犯罪被害者等の申出があつて、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、少年審判の傍聴を認めている。

法務省・検察庁においては、これらの傍聴制度の周知を図っている。

エ 公判記録の閲覧・謄写制度

犯罪被害者等から申出がある場合には、当該申出が正当でない理由による場合や相当と認められない場合を除き、刑事事件が裁判所で審理されている間に、犯罪被害者等が、その裁判所の保管する公判記録を閲覧・謄写することが認められている。

また、犯罪被害者等は、被害に遭った事件と同種の犯罪行為に係る、その被告人の刑事事件についても、損害賠償請求の必要があつて、相当と認められるときは、公判中の記録を閲覧・謄写をすることが認められている。

ただし、裁判の進行上支障がある、関係者のプライバシーを侵害するおそれがあるなどと裁判所が判断した場合には、これらの閲覧・謄写が制限されることがある。

また、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについては、裁判の公正担保の必要性と一般公開によって生じる弊害等を比較考慮して、その許否を判断すべきものであるところ、検察庁では、検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録（いわゆる確定記録）の閲覧に際して、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

オ 「被害者の視点を取り入れた教育」と「しよく罪指導プログラム」の実施

矯正施設においては、被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、犯罪被害者等に対する謝罪や賠償等について特に考える必要がある者が、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識し、犯罪被害者等に誠意を持って対応していくとともに、再び犯罪を犯さない決意を固めることができるよう、職員や民間協力者を指導者とした「被害者の視点を取り入れた教育」を実施している。

また、保護観察所においては、被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者に対

し、しよく罪指導プログラムによる処遇を行うとともに、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している。具体的には、実施対象者にあらかじめ提出させた課題作文の内容について、保護観察官又は保護司が実施対象者と話し合いながら、自己の犯した犯罪と被害の重大さを認識させ、慰謝の措置を講じる責任を自覚させて具体的なしよく罪計画を立てさせる指導を行っている。

カ 心情等の意見陳述制度や少年審判における意見等聴取制度

検察庁においては、犯罪被害者等が、被害に関する意見等を法廷で述べたいという希望を持っている場合に、犯罪被害者等が意見を述べることでできる制度(心情等の意見陳述制度)を適切に運用することにより、犯罪被害者等の気持ちや意見が公判で直接裁判所に伝えられるようにするとともに、被告人に犯罪被害者等の気持ちなどを直接聞く機会を与えることで、被告人の反省を深めることにも役立てている。

また、検察庁においては、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を聴取するなど、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な対応に努めている。

また、法務省・検察庁は、検察官等に対し、会議や研修等の様々な機会を通じて、少年保護事件について、犯罪被害者等の申出により、その気持ちや意見を、審判廷で裁判官に、審判廷外で裁判官や家庭裁判所の調査官に対して述べることでできる意見聴取の制度の周知を図っている。

キ 仮釈放・仮退院審理における意見等聴取制度及び心情等伝達制度

地方更生保護委員会においては、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために同委員会が行う審理において、犯罪被害者又は法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹(以下、キにおいて「被害者等」という。)が、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることでできる制度(仮釈放・仮退院審理における意見等聴取制度)を運用している。本制度は、仮釈放等について意見等を述べたいという被害者等の希望に配慮するとともに、仮釈放等審理を一層適正なものとするという観点から実施され、申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させるなどして、仮釈放等審理においても被害者等の意見をしんしゃくしている。

また、保護観察所においては、被害者等の申出に応じ、被害者等の被害に関する心情、その置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝える制度(心情等伝達制度)を運用している。本制度は、その心情等を加害者に伝えたいという被害者等の希望に配慮するとともに、被害者等の心情等を加害者に具体的に認識させることにより、その改善更生を図るという観点から実施される。

ク 刑事手続に関する情報提供の充実

法務省においては、被害者参加制度や少年審判の傍聴制度等、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けのパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁において犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしたり、法務省及び検察庁ウェブサイトにも掲載したりしている。

また、同パンフレットについては、外国人や視覚障害者である犯罪被害者等に対しても情報提供を可能とするため、英語版や点字版のほか、内容を音声で録音したCD版を作成して、全国の検察庁等に備え置いて必要な者に配布している。



犯罪被害者向けパンフレット

(4) 支援等のための体制整備への取組

ア 被害者支援員の配置・被害者相談専用電話番号(ホットライン)の設置

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の手助け等をするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

また、犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、地方検察庁等に、被害者相談専用電話番号(ホットライン)を設け、被害者支援員等が電話対応をしている。

イ 保護観察所における相談支援

保護観察所においては、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。相談・支援の実施においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報を提供するなどしている。

(5) 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

第1章第5節「エビデンスに基づいた犯罪防止」で述べたとおり、法務総合研究所においては、「犯罪白書」を作成しており、その中で、犯罪被害に関する統計や犯罪被害者に関する各種制度の実施状況等を公表し、これを通じて、犯罪被害者等が置かれている状況について国民の理解が増進するよう努めている。

第2節 統合された刑事司法改革

1 概説

警察等の法執行機関の改革は、効果的で公平かつ効率的な刑事司法システムに寄与するとされている（ガイド85参照）ところ、我が国では、証拠収集手続の適正化・多様化及び充実した公判審理の実現のため、平成28年（2016年）に刑事訴訟法等が改正された。

我が国では、同改正以前は、捜査段階で罰則による威嚇を背景に文書等を提出させる制度やいわゆる会話傍受、司法取引、仮装身分捜査等の諸外国で導入されている捜査手法が導入されておらず、また、通信傍受の対象犯罪は極めて限定的であり、諸外国と比して、捜査段階における取調べの意義が大きい状況にあった。

そのような状況の中で、刑事事件の捜査・公判が取調べ及びその結果作成された供述調書に過度に依存している状況にあるとの指摘がなされていたことなどを踏まえ、刑事手続を時代に即した機能的なものとし、国民からの信頼を確保するために、同改正がなされた。

同改正の内容のうち、取調べの録音・録画制度の導入、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度（以下単に「合意制度」という。）の導入並びに通信傍受の合理化・効率化等は、警察等の法執行機関について、新たな制度を導入するものであることから、本節では、これらについて紹介する。

2 取調べの録音・録画制度の導入

被疑者取調べの録音・録画は、平成18年（2006年）から検察庁において、平成20年（2008年）から警察において試行実施されてきたところ、前記改正により、法制度として導入されることになり、令和元年（2019年）6月から施行された。

前記改正において、取調べの録音・録画制度は、被疑者の供述の任意性等の的確な立証を担保するとともに取調べの適正な実施に資することを通じて、より適正、円滑かつ迅速な刑事裁判の実現に資するため、政策的な見地から導入することとされた。

取調べの録音・録画制度は、捜査段階における取調べ官の義務である取調べ等（取調べ及び弁解録取手続をいう。以下同じ。）の録音・録画義務（以下単に「録音・録画義務」という。）と、公判段階における検察官の義務である取調べ等の録音・録画記録の証拠調べ請求義務（以下本節において単に「証拠調べ請求義務」という。）から成る。

取調べ等の録音・録画義務は、検察官及び検察事務官が、逮捕中又は勾留中の被疑者について裁判員裁判対象事件等又は検察官独自捜査事件の取調べ等を行うときは、原則として、その全過程を録音・録画しておかなければならず、司法警察職員が、逮捕中又は勾留中の被疑者について裁判員裁判対象事件等の取調べ等を行うときも、同様とするものである。また、証拠調べ請求義務は、検察官は、前記2類型の事件に該当する被告事件において、逮捕中又は勾留中に行われた当該事件についての被疑者の取調べ等の際に作成され、被告人に不利益な事実の承認を内容とする供述調書又は供述書の証拠調べを請求した場合において、その任意性が争われたときは、原則として、当該取調べ等の開始から終了までを録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければならないとするものである。検察官が証拠調べ請求義務に違反して所定の録音・録画記録の証拠調べを請求しないときは、任意性が争われた供述調書又は供述書の証拠調べ請求は却下されることとされている。

このように、取調べの録音・録画は、令和元年（2019年）6月から制度化されたが、前記のとおり、制度として導入される以前から試行されていたこともあり、現在では安定した運用がなされている。

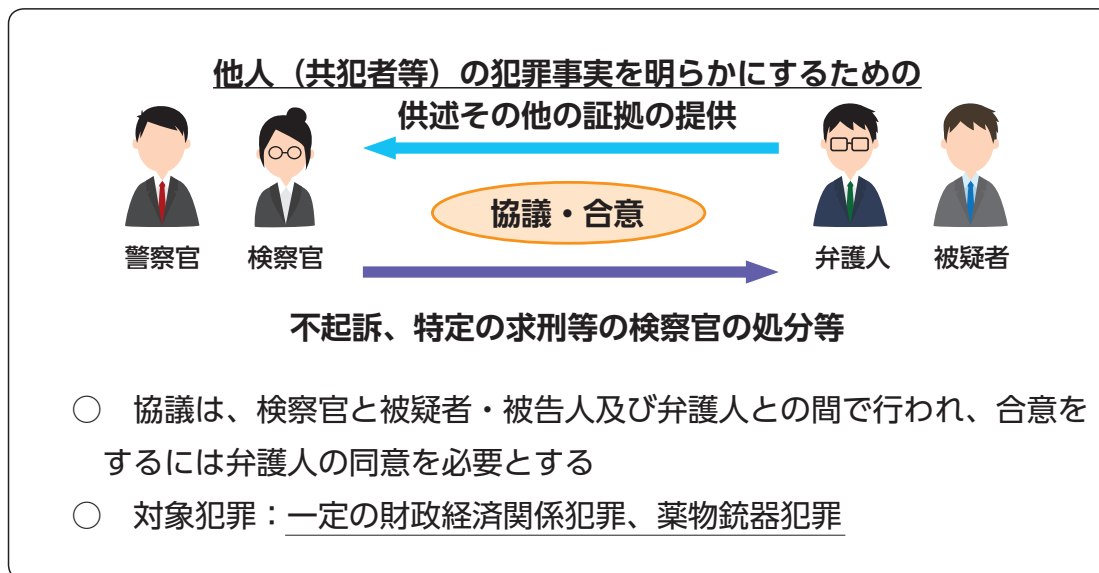
3 合意制度の導入

前記改正において、取調べ以外に、組織的な犯罪等において首謀者の関与状況等を含めた事案の解明に資する供述を得るための有効な手法が存しないことが、これまで取調べ及び供述調書への過度の依存を生じてきた要因の一つとなっていることなどの指摘があったことに鑑み、手続の適正を担保しつつそのような供述等を得ることを可能にする新たな証拠収集方法として、合意制度を導入することとされた。

その概要は、図表2-1のとおり、検察官と被疑者・被告人が、一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪について、弁護人の同意がある場合に、被疑者・被告人が共犯者等の他人の刑事事件の証拠収集等への協力を行い、かつ検察官がこれを被疑者・被告人に有利に考慮してその事件において不起訴処分や特定の求刑等をする内容を内容とする合意をすることができるというものである。

合意制度は、被疑者・被告人が他人の刑事事件について証拠収集等への協力をした場合に、有利な取扱いを認めるものであり、自己の刑事事件について有罪であると自認した者について有利な取扱いと認めるような諸外国で導入されているいわゆる司法取引とは異なる制度である。

● 図表2-1 合意制度の概要



4 通信傍受の改革

(1) 通信傍受の対象犯罪の拡大

通信傍受は、組織的な犯罪において、首謀者の関与状況等を含めた事案の解明に資する客観的証拠を収集することを可能にするものであるが、前記改正以前は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律上、その対象犯罪は、薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航、組織的殺人の4類型に限定されていた。しかし、暴力団組員がその意に従わない一般市民を標的として組織的に行ったと見られる殺傷犯や、オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺等、一般市民の生活を脅かす組織的な犯罪が相次ぐ中で、それらの捜査においては、通信傍受を活用することができず、客観的証拠の収集方法が限られていると考えられた。

そこで、現に一般市民にとって脅威となり社会問題化している組織的な犯罪に適切に対処しつつ、取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却を図るため、証拠の収集方法の適正化・多様化の観点から、①殺傷犯等関係、②逮捕・監禁、略取・誘拐関係、③窃盗・強盗、詐欺・恐喝関係、④児童ポルノ事犯関係を通信傍受の対象犯罪に追加することとされた。

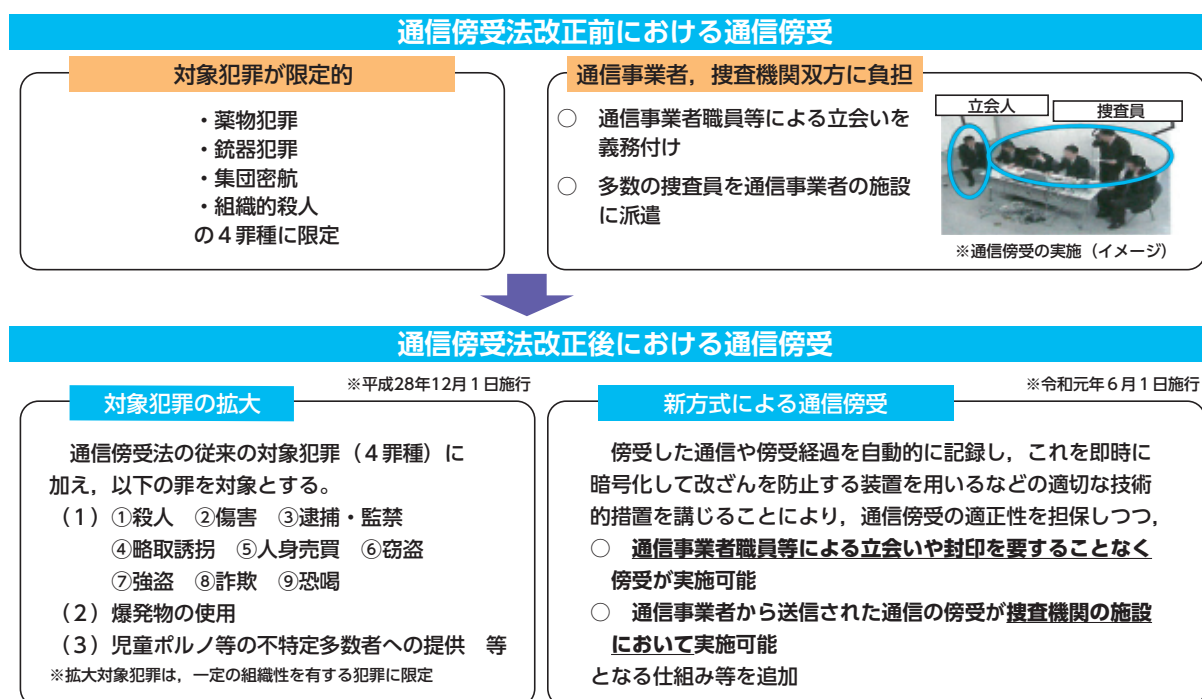
これらの新たに追加される対象犯罪については、従来の要件に加えて、「当該罪に当たる行為が、あら

かじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われるもの」であると疑うに足りる状況があることが必要とされている。

(2) 通信傍受の合理化・効率化

前記改正以前は、図表2-2のとおり、通信傍受を行う際、通信事業者職員等による立会いが義務付けられていたことに加え、通信事業者の施設において傍受を行うこととされていたため、多数の捜査員を相当期間派遣する必要があるなど、通信事業者、捜査機関双方に大きな負担が生じていた。そこで、前記改正により、手続の合理化・効率化が図られ、令和元年(2019年)6月からは、通信内容の暗号化等の技術的措置を講じることで通信傍受の適正性を担保しつつ、通信事業者による立会い・封印を不要とし、また、警察の施設での通信傍受を可能とする手続が新たに導入された。

● 図表2-2 通信傍受法改正後における通信傍受の概要



第3節 女性に対する暴力

1 概説

第1章第4節「ジェンダーに配慮した犯罪防止戦略」で述べたとおり、我が国においても、女性に対する暴力は重要な問題であるため、女性に対する暴力の予防と根絶に向けた取組や、女性に対する暴力事犯の防止及び同事犯による女性被害者への保護や支援に係る様々な取組が行われている。

そして、本ステートメントでは、これまでに、第1章第4節「ジェンダーに配慮した犯罪防止戦略」及び第2章第1節「被害者中心的アプローチ」において、女性が被害者となりやすい犯罪の防止に係る取組や犯罪被害者等の保護及び支援の制度について紹介してきた。

そこで、本節では、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりのために行っている教育・啓発や、被害者が相談しやすい体制等の整備に向けた取組を紹介する。

続いて、特に、被害者が女性であることに着目して、刑事司法の多機関が連携し、又は、官民が連携して統合的に行っている保護や支援の取組を紹介する。

次に、我が国においては、捜査、訴追及び犯人の処罰が効果的に行われ、被害者等が必要とする保護や支援が提供されるようになるために、刑事司法の専門家の能力強化に努めている（ガイド86参照）ことから、これについても紹介する。

2 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤作り

女性に対する暴力の根絶は、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係作りを進める男女共同参画社会の形成の観点からも重要である。

我が国においては、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤作りのために、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を強力に推進するとともに、被害者が相談しやすい体制の整備等を通じて、被害の潜在化を防止するなど、様々な施策を実施している。

毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの期間に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」では、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力及びセクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成するとともに、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること等に重点を置き、関係機関・団体等との連携協力の下、広報活動及び講演会・研修会等の開催を通じた啓発活動等を行っている。

また、性犯罪・性暴力の被害者が、被害直後から医療、心理的支援、法的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供されるよう、各都道府県において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置し、被害者の心身の負担を軽減し、健康の回復が図られるよう支援を行うとともに、被害の潜在化防止に取り組んでいる。

3 女性の被害者に対する統合的な保護や支援

- (1) ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等では、被害者等の安全の確保を最優先にする必要がある。そこで、我が国では、警察において、被害者等の避難や身辺の警戒のほか、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用など、事案の危険性等に応じて、できる限りの保護措置を講じることとしている。また、婦人保護施設、配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター、地方自治体等その他関係

機関や団体においても、被害者の一時避難等に係る措置が採られており、平素からこれらの機関と警察との間における、緊密な協力関係の確立に努めている。

- (2) また、警察では、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努めるとともに、被害者等が自ら選んだカウンセラー等のカウンセリングを受けた際の費用を警察において支払うカウンセリング費用の公費負担制度を運用している。また、被害女性の心情等を理解しこれに配慮した対応等について警察職員に対する教養を充実させている。さらに、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被害直後から臨床心理士等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行っている。

4 刑事司法機関の専門家等の能力強化

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

また、法務省では、検察職員、矯正官署職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理官署職員や各地の法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者に対し、配偶者からの暴力の防止のほか、人身取引対策や被害者保護・支援に関する講義等を実施している。

我が国では、これらの講義等を通じて、刑事司法機関の専門家等が、女性に対する暴力の事案により適切に対処することができるよう、その能力を強化している。

第4節 児童に対する暴力

1 概説

児童が被害者となる犯罪としては、第1章第1節「犯罪に巻き込まれやすい少年への対策と少年や地域社会の抵抗力」において述べた少年の福祉を害する犯罪も大きな問題となっているが、近年、我が国では、保護者が児童に対して暴力を振るうなどの虐待を加える児童虐待の事案も深刻化して社会問題となっており、このような児童に対する暴力に効果的に対処することも刑事司法システムが直面する課題として挙げられているところである（ガイド87参照）。

児童虐待に係る事件については、家庭内で発生する事件であり、可能であるならば家庭の保護機能の回復が理想であるという観点からは、行政機関がどの程度介入すべきかについて、慎重であるべきとの要請もある一方で、児童の身体の安全を第一に確保しなければならないことは言うまでもなく、両者の要請から最善の選択をするためには、警察、検察、児童相談所、医療機関、自治体等の児童虐待に関係する機関が知見を共有し、連携して対応することが重要であると考えられる。

我が国では、児童虐待に係る事件について、捜査及び公判の各段階において、これらの機関が情報を交換し、協力して適時適切に対応するよう努めていることから、本節では、まず、我が国における児童虐待の現況を説明し、続いて、児童虐待に係る事件に対する多機関連携による統合的なアプローチについて紹介することとする。

2 児童虐待の現況

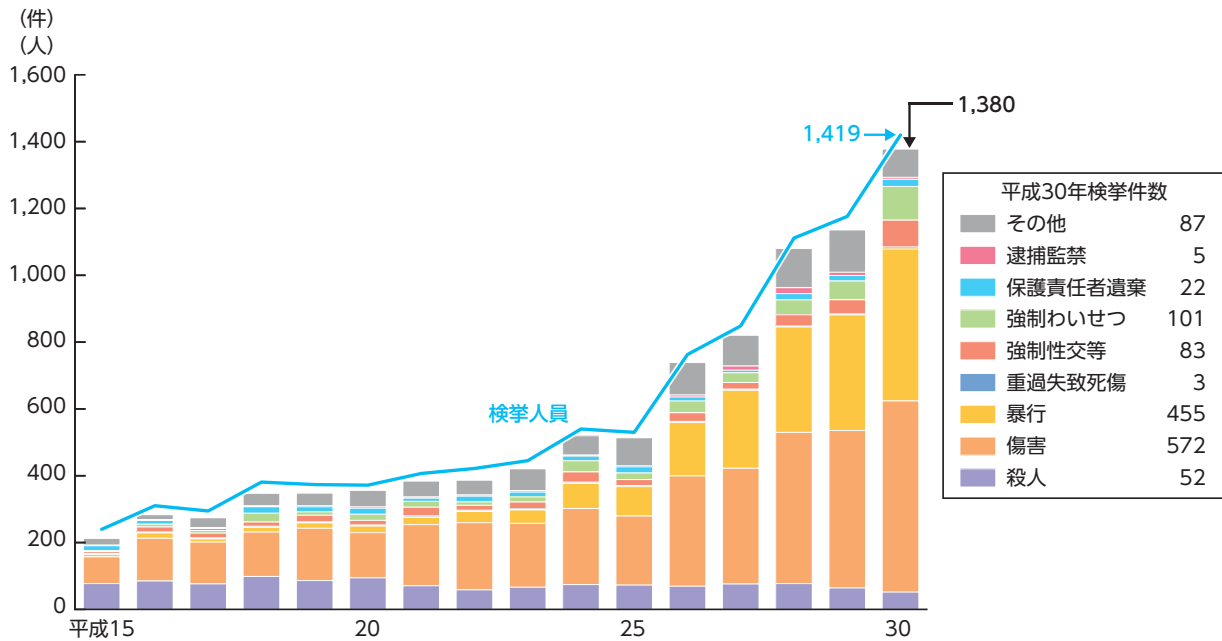
児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）は、第2条において、「児童虐待」を、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者をいう。）がその監護する児童（18歳未満の者をいう。）について、児童の身体に外傷が生じ若しくは生じるおそれのある暴行を加えること、児童にわいせつな行為をすること若しくはわいせつな行為をさせること、保護者としての監護を著しく怠ること又は児童に著しい心理的な外傷を与える言動を行うことと規定している。また、児童虐待防止法は、児童虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護等のための措置等も規定している。児童虐待に係る事件については、刑法のほか、児童買春・児童ポルノ禁止法などの特別法の罰則が適用されるが、これらの罰則の適用に関して、児童虐待防止法は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはないことを明記している。

図表2-3は、児童虐待防止法2条の規定する児童虐待により犯罪として検挙された事件について、資料を入手し得た平成15年（2003年）以降の罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移を示したものである。検挙件数及び検挙人員は、平成20年（2008年）前後には緩やかな増加傾向が見られていたが、平成26年（2014年）から5年連続で大きく増加し、平成30年（2018年）は1,380件、1,419人であり、それぞれ平成15年（2003年）（212件、242人）の約6.5倍、約5.9倍であった。罪名別では、特に、暴行が顕著に増加している。

なお、平成15年（2003年）及び平成30年（2018年）の児童虐待に係る事件の検挙人員の罪名別の内訳は、図表2-4記載のとおりである。図表2-4には、平成30年（2018年）の児童虐待に係る事件の検挙人員の被害者との関係別の内訳も掲載している。

● 図表2-3 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移(罪名別)

(平成15年～30年)



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成15年以降の数値で作成した。
 3 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 4 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。
 5 「その他」は、未成年者略取、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

● 図表2-4 児童虐待に係る事件 検挙人員(被害者と加害者の罪名別、関係別)

(平成15年・30年)

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強制性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			傷害致死									
①平成15年												
総数	242	85	98	25	6	-	6	3	18	20	4	2
②平成30年												
総数	1,419	56	591	5	457	6	84	101	23	29	3	69
父親等	1,048	18	431	3	343	4	82	99	20	10	1	40
実父	622	15	261	3	247	3	29	32	6	8	1	20
養父・継父	266	3	99	-	59	1	39	44	8	1	-	12
母親の内縁の夫	127	-	68	-	27	-	13	12	2	-	-	5
その他(男性)	33	-	3	-	10	-	1	11	4	1	-	3
母親等	371	38	160	2	114	2	2	2	3	19	2	29
実母	352	38	151	2	107	2	2	2	3	19	2	26
養母・継母	9	-	6	-	3	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	4	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1
その他(女性)	6	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	2

- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本表は、資料を入手し得た平成15年・30年の数値で作成した。
 3 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 4 「強制性交等」は、平成15年は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、30年は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。
 5 加害者の「その他」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 6 罪名の「その他」は、未成年者略取、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

3 多機関連携による統合的アプローチ

(1) 捜査段階

ア 児童虐待に係る事件は、家庭内で発生することが多いため、防犯カメラ等の映像といった犯行を直接立証できる客観的証拠が収集できなかつたり、利害関係のない第三者の立場にある目撃者が存在しなかつたりすることが多い。

そのため、例えば、児童に身体的な虐待が加えられる事案においては、被害児童の受傷原因について、医療機関における医学的証拠等が重要となることが多い。

警察や検察においては、こうした事案の特質を踏まえ、被害児童が診察・治療を受けた医療機関から、MRIやCTの画像、カルテ、各種検査データ等を幅広く収集し、これらを踏まえて担当医師や他の児童虐待に詳しい専門医から、当該児童が受傷した原因について意見を聴取するなどして、真相解明に努めている。そのため、日頃から、各地域の医療機関との間で情報共有を図っておくことも重要であり、医療機関を加えた多機関連携による取組等も行われている。

イ 児童虐待に係る事件では、被害者や目撃者となった児童の供述に依拠して立証する場合も多い。

しかしながら、児童については、児童の負担を軽減する必要があることや、聴取者からの誘導や暗示の影響を受けやすいことから、聴取方法や回数についての留意が必要であるとの指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、児童が被害者等になった事件においては、警察、検察及び児童相談所が連携して、児童の負担を軽減し児童の供述の信用性を確保するために、被害児童等の事情聴取に際しては、聴取の場所、回数、方法等に配慮し、被害児童等の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う代表者聴取の取組等を進めている。

現在、被害児童等の事情聴取については、いわゆる「司法面接」的な手法が取り入れられている。司法面接とは、虐待等の被害が疑われる児童等年少者から、可能な限り、多くの情報を正確に、かつ対象者に心理的負担をかけずに聴取しようという聴取技法である。警察や検察では、このような技法に示された留意事項を参考に、事案や対象者の特性に応じた様々な工夫を行いつつ聴取を行っている。

こうした聴取を成功させるためには、事案の性質、対象となる児童の性格・状況等に配慮するとともに、被害者が供述しやすい環境を調整し、発問に当たっては司法面接の手法や留意事項を踏まえつつ、必要に応じ専門家の助言を得るなどして、関係機関が連携の下で情報を共有し、相互に協力しながら実施することが重要であるとされている。

以下では、現在、東京地方検察庁で行われている取組を紹介する。

現在、東京地方検察庁では、下記の写真に写っている司法面接室で、児童が被害者や目撃者となった事案において、捜査状況に応じ、司法面接的手法を取り入れた事情聴取を行っている。

司法面接室は、児童が集中して事情聴取に応じられるように、また、誘導となり得る情報を与えないようにするため、検察官との1対1の聴取に集中できるように、不要な物を置かないようにして環境を整えている。司法面接室での事情聴取は、カメラとマイクで録音録画しており、下記の写真に写っているバックスタッフルームのモニターとケーブルにより接続されている。

児童からの事情聴取時は、下記の写真に写っているバックスタッフルームにおいて、聴取を担当する検察官とは別の検察官、警察や児童相談所職員が事情聴取をリアルタイムで見ることができるとして、聴取内容に合わせ、適宜、聴取担当の検察官に対し聴取の途中で助言を行うなどしている。



司法面接室



バックスタッフルーム

(2) 公判段階

ア 証人尋問予定者が年少者で、同人が児童相談所に保護されているケースにおいては、検察官は、証人尋問の日時、場所、証人尋問における付添いの要否や人数等について、当該児童相談所と十分に協議して調整を行うこととしている。また、事案に応じて、検察庁の被害者支援員等が証人尋問期日において当該証人に付添うなどの支援をしている。

また、検察官は、事案に応じて、証人尋問において、遮へい措置、ビデオリンク方式による証人尋問、期日外尋問の実施を積極的に検討している。また、証人尋問予定者である年少者がPTSD等により患っていると懸念される場合には、検察官は、医療機関やカウンセリング等について情報を提供し、また、出廷・証言の際には、症状を悪化させないように、医師等の専門家に助言を受けるなどして尋問時間や方法等について配慮するといった措置を講じる必要があり、証人等の年齢や精神状態、事案の性質等に即して、必要な措置を講じている。

イ 事案の内容から、執行猶予判決が予想できるものの、再犯のおそれが顕著である場合には、検察官は、保護観察に付すべき旨を求めることを検討している。

そして、検察官は、再犯防止や社会復帰支援に関する部署、児童相談所、保護観察所、裁判所とどのような連絡や調整を行う必要があるのかを、十分に検討し、児童相談所、警察、保護観察所等関係諸機関との間で情報共有を図り、釈放後を見据えた各種調整を図ることに取り組んでいる。

また、検察官は、弁護士と協議し、再犯防止に向けた児童相談所宛ての誓約書の徴取や環境調整等について協力を依頼する場合もある。

1 概説

- (1) 我が国において、刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して「刑事施設」と呼んでいる。このうち、刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設である。平成31年(2019年)4月現在における刑事施設の数、刑務所61、少年刑務所6、拘置所8、刑務支所8、拘置支所101の計184である。
- (2) 刑事施設においては、収容人員が収容定員を上回る過剰収容の状態が発生すると、それに伴う居住環境の悪化によるストレスが、好ましくない心理的影響を受刑者に及ぼすおそれがある。また、刑事施設では、受刑者間にトラブルが生じた場合の関係者の分離、いじめを受けるおそれのある者の保護、規律違反者の隔離等に備えておく必要があるため、本来であれば、収容率は100%に満たない水準で運営するのが望ましく、過剰収容は、この観点からも刑事施設の管理運営上の支障を生じさせる危険性がある。さらに、過剰収容によって、個々の受刑者の処遇に適した環境を提供することが困難となるとともに、作業や教室の不足、職員の不足等により、国連「被拘禁者処遇最低基準規則」(ネルソン・マンデラ・ルールズ)を始めとする国際準則を尊重した処遇の実施や、改善更生・社会復帰という行刑目的の実現に向けた働き掛けである矯正処遇の適切な実施に支障を来すおそれがある。

以上のとおり、**刑事施設の過剰収容は、刑事司法システム全体が直面する問題点の表出であり、統合的なアプローチによる対応を要する(ガイド88参照)**。

- (3) 我が国では、犯罪情勢の悪化や刑期の長期化等を背景として、平成10年代(1998年～2007年)に刑事施設が過剰収容となったが、これに対して様々な工夫をし、現在では、収容率は適切な数値となっている。また、当時、約100年にわたり刑事施設の実務の基本法であった監獄法を改正し、国際準則を尊重した処遇等を実現した。

そこで、本節では、我が国の刑事施設の過剰収容への対応や、監獄法改正及び国際準則に沿った受刑者処遇を紹介する。

2 刑事施設の過剰収容への対応

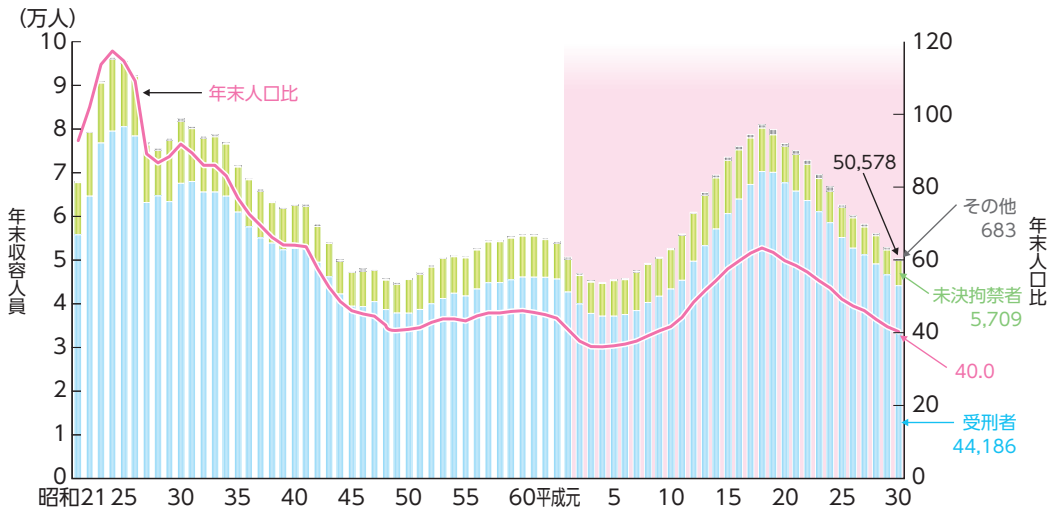
- (1) 我が国における刑事施設の被収容者の年末収容人員及び人口比の推移(昭和21年(1946年)以降)は、図表2-5のとおりである。

我が国の刑事施設においては、戦後の混乱期に収容人員が急増し、9万人を超える状態となったが、昭和30年代(1955年～1965年)から減少し始め、昭和49年(1974年)には戦後最少となる4万4,916人となった。その後、緩やかな増減は見られたが、平成4年(1992年)に4万5,082人となった後は一転して増加を始め、特に、平成11年(1999年)以降は、毎年2,3千人を超える増加を記録し、平成18年(2006年)には8万1,255人となった。刑事施設の収容人員が8万人を超えたのは、昭和31年(1956年)以来50年ぶりのことであった。

その後、平成19年(2007年)から再び減少に転じて以降は毎年減少し、平成30年(2018年)末には5万5,788人(前年末比5.0%減)となっている。

● 図表2-5 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

(昭和21年～平成30年)



- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「年末収容人員」は、各年12月31日現在の収容人員である。
 3 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。
 4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年12月31日現在の収容人員である。

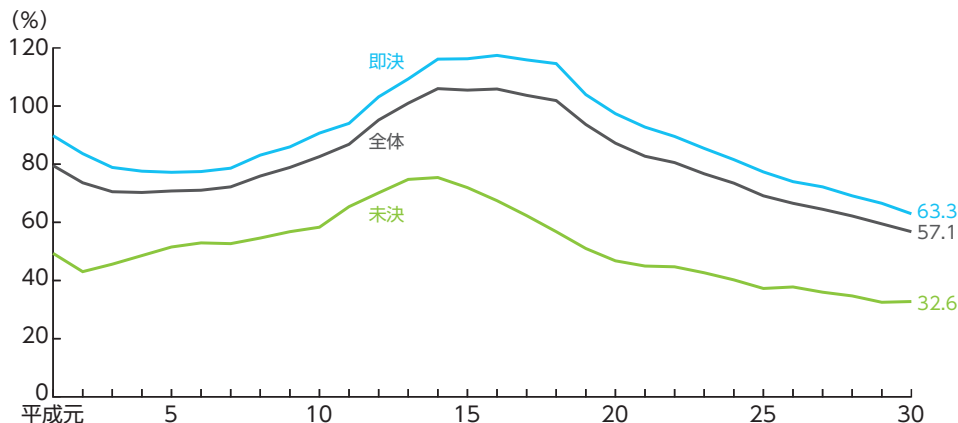
(2) 最近30年間における刑事施設の収容率(年末収容人員の収容定員に対する比率)の推移は、図表2-6のとおりである。

被収容者全体の収容率は、平成4年(1992年)の70.7%を境に、収容増に伴い上昇し、平成13年(2001年)には101.2%と、収容人員が収容定員を上回る過剰収容の状態となった。収容率が100%超となる過剰収容の状態は、平成18年(2006年)まで続いたが、その後は現在まで減少傾向が継続している。平成30年(2018年)末には、収容定員8万8,591人(このうち既決の収容定員は7万716人)に対する収容人員が5万578人(既決4万4,755人、未決5,823人)と、収容率は全体で57.1%(既決63.3%、未決32.6%)まで減少している。

(3) 犯罪の増加と悪質化といった犯罪情勢の変化等を背景として、上述したとおり平成10年代(1998年～2007年)に過剰収容の状態となり、戦後の一時期を除き最も厳しい収容状況を迎えた各刑事施設では、応急的な措置として、居室内への二段ベッドの設置、受刑者の教室等の居室への模様替え等による収容能力の増強が図られた。また、収容増に対応し得る大幅な収容能力の増強を図るため、新施設の建設や既存の刑事施設の増改築等の取組も進められた。もっとも、収容能力の増強及びこれに伴う

● 図表2-6 刑事施設の収容率の推移

(平成元年～30年)



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「収容率」は、各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 3 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 4 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

刑務官の人員の確保といった人的体制面の整備・充実化にはおのずと限界があることから、法務省では、職務の専門性・継続性、経済情勢、社会情勢等を踏まえ、PFI手法を活用した刑事施設の開設等新たな取組も適切に組み合わせることによって、刑事施設の人的体制の整備及び充実化を進めた(PFI手法については(4)で後述する。)

これらの取組により、昭和47年(1972年)以降おおむね6万2,000人から6万5,000人の間で推移していた刑事施設の収容定員は、平成21年(2009年)には9万354人まで増強された。

- (4) PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、ノウハウを活用して行う手法をいう。効率的かつ効果的に社会資本を整備することを目的に制定された民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、過剰収容を緩和し、新しい刑事施設の運営の在り方を模索するなどの観点から、PFI手法を活用した刑事施設の整備・運営の必要性が検討された結果、第1号事業として、「美祿社会復帰促進センター」(山口県美祿市)が建設され、平成19年(2007年)4月に我が国最初の民間資金を活用した刑務所として運営が開始された。平成20年(2008年)10月には、第2号事業である「島根あさひ社会復帰促進センター」(島根県浜田市)の運営も開始された。これらの事業に当たっては、施設の設計、建設のみならず、運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託され、官民協働による施設運営が行われている。

また、国が建設し、平成19年(2007年)10月に運営が開始された「喜連川社会復帰促進センター」(栃木県さくら市)及び「播磨社会復帰促進センター」(兵庫県加古川市)においても、PFI手法による運営が行われている。

これら4庁の刑事施設は、収容能力の増強による過剰収容の緩和に資するだけでなく、民間事業者のノウハウの活用と地域からの様々な協力に応じ、各種の特色のある職業訓練や教育プログラムを実施しており、地域社会との連携に基づく矯正処遇の一層の発展に寄与している。例えば、島根あさひ社会復帰促進センターでは、公益財団法人日本盲導犬協会の協力により、おおむね生後2か月の盲導犬候補の子犬(パピー)を12か月まで受刑者が養育し、基本的な社会化訓練を実施する盲導犬パピー育成プログラムを実施している。

●図表2-7 刑務所PFI事業の概要



3 監獄法の全面改正及び国際準則に沿った被収容者処遇

(1) 我が国の刑事施設における実務の基本法は、明治41年(1908年)以来およそ100年間にわたり監獄法であったが、同法は、同年の制定以降実質的な改正がなされることがなかったことから、昭和30年(1955年)に国連総会で採択された「被拘禁者処遇最低基準規則」や諸外国の立法に示された国際的な行刑理念にそぐわなくなってきたほか、社会の情勢の変化への対応や受刑者の改善更生・社会復帰という刑事政策的観点からも不十分なものとなっていた。

(2) このため、昭和51年(1976年)に監獄法改正について法務大臣から法制審議会に諮問され、昭和55年(1980年)に同審議会から答申がなされ、これに基づく刑事施設法案が作成された。同法案の主な内容として、①国と被収容者との間の法律関係の明確化を図るため、宗教上の行為、書籍の閲覧、面会及び信書の発受等の被収容者の権利事項を明示するとともに、規律秩序維持のための措置、懲罰等生活及び行動に対する制限の要件、手続、限界を明確にし、併せて適正かつ迅速な手続により被収容者の権利救済を図るための不服申立制度を定めること、②被収容者に対する適切な生活水準の保障を図るため、医療、食事、物品の給貸与等の充実を期するほか、作業報奨金等に関する規定を整備すること、③受刑者の改善更生・社会復帰のための効果的な処遇制度の整備を図るため、個々の受刑者の資質及び環境に応じて最も適切な方法で受刑者の処遇を行うという「処遇の個別化」の原理を明らかにし、特に、矯正処遇については、個々の受刑者の特性に応じた適切な処遇要領に基づいて計画的に行うことを明らかにした上、外部通動作業、外出、外泊等の新たな処遇方法を導入することなどがあった。

刑事施設法案は、昭和57年(1982年)の国会に提出され、さらに、一部修正を経た上で、昭和62年(1987年)及び平成3年(1991年)にも国会に提出されたが、いずれも衆議院の解散によって廃案となった。以上のような状況を受け、法務省では、監獄法の下でも実現可能な行刑運営の改善を図っていた。

(3) しかしながら、上述のような過剰収容の問題が顕在化しつつある中で、平成14年(2002年)から平成15年(2003年)にかけて、刑務所における受刑者死傷事案が明らかとなり、法務省では、再発防止策の検討・策定に取り組む一方、同年3月からは、法務大臣が委嘱した有識者から成る行刑改革会議が開催され、同年12月、同会議から、「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」と題する提言がなされた。

行刑改革会議提言は、「国民の目が刑務所の中に届き、また、その声が伝わり、そして、刑務所の中の声が国民に伝わってくるのが、最も大切なことではないか」との認識に基づき、①受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生と社会復帰を図る、②刑務官の過重な負担を軽減する、③国民に開かれた行刑を実現するという3つの観点から、監獄法の全面改正を含む行刑運営全般の見直しや改善を求めるものであった。

(4) この提言を受けて、法務省において、刑事施設法案をベースとして監獄法の改正作業が進められた。そして、まずは受刑者の処遇に係る監獄法の規定を全面的に改める「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が平成17年(2005年)5月に国会において成立し、平成18年(2006年)5月に施行された。さらに、未決拘禁者に係る監獄法の規定についても、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」が同年6月に成立、平成19年(2007年)年6月に施行され、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の名称は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下「刑事収容施設法」という。)に改められた。これらの改正の結果、約100年ぶりに監獄法の全面改正が実現した。

(5) 刑事収容施設法は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者等の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的として明示し、より具体的には、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを受刑者処遇の基本理念とした上、処遇の個別化の原則を採ることを明らかにしている。また、作業、改善指導及び教科指導の矯正処遇について、刑執行開始時

及び釈放前の指導とともに、受刑者がこれを受けることを義務付けているほか、その改善更生に向けた更なる努力を促すため、一定期間における受刑態度の評価に応じて、外部交通の回数の増加や使用できる自弁物品の範囲の拡大といった「優遇措置」や、行刑運営をより開かれたものとするために、外部の委員からなる「刑事施設視察委員会」を新たに設けるなど、行刑改革会議提言の内容や、被拘禁者処遇最低基準規則等の国際準則をも踏まえたものとなっている。

第6節 犯罪者の特性と背景

国際的に見て、移民、障害者、民族的・人種的マイノリティといった特定の背景を有する犯罪者及び受刑者への対処や、テロ関連の犯罪及び組織的犯罪のような特定の犯罪類型の犯罪者への対処においては特定の配慮の必要性が示唆されている。特に世の中の犯罪に占める割合が高い再犯者については、様々な要因に対処する必要があることが指摘されている（ガイド89及び90参照）。

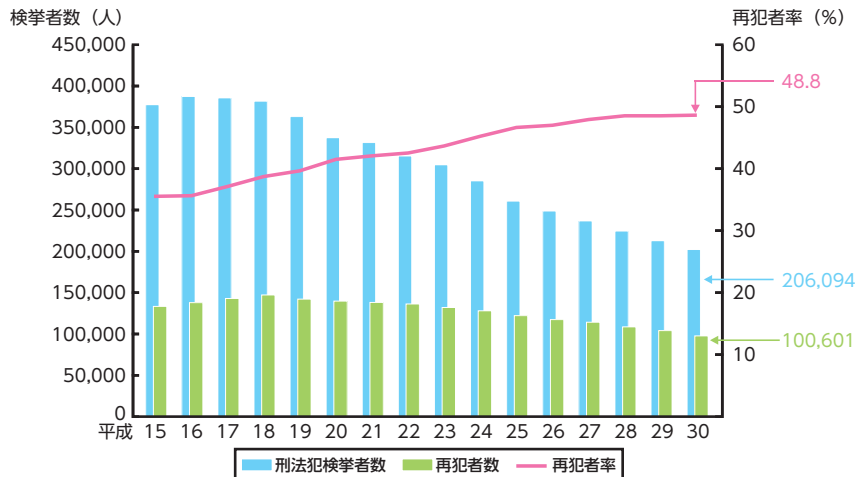
次節で述べるとおり、我が国においては、例えば、組織的に犯罪を行う暴力団の構成員について特別の改善指導を行うなど、犯罪者の特性及び背景に注目した効果的な再犯防止への取組を行っているところである。

1 概要

我が国では、近年、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）が図表2-8のとおり年々増加しており、再犯防止のために様々な取組が行われている。平成28年（2016年）12月には、国を挙げて再犯防止により一層取り組むため、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「推進法」という。）が制定・施行された。推進法では、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めている。政府は、推進法の施行を受け、初めて、平成29年（2017年）に、平成30年（2018年）度から令和4年（2022年）度末までの5年間を実施期間とする再犯防止推進計画を閣議決定した。同計画では、推進法に掲げられた基本理念を基に5つの基本方針を設定した上で、115に及ぶ再犯の防止等に関する具体的施策を7つの重点課題に整理して掲げ、多くの関係省庁が連携して各種施策に取り組むこととしている。

● 図表2-8 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

（平成15年～30年）



- 注 1 警察庁・犯罪統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

再犯防止のためには、貧困や差別といった再犯の根本原因への対処が重要である（ガイド92参照）。我が国では、犯罪をした者等の多くに、就労及び住居を確保することができない等のため、円滑な社会復帰が困難な状況が見られる。また、犯罪をした者等の中には、貧困や疾病、し癆、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がいる。このことから、①就労及び住居の確保等のための取組、②保健医療及び福祉サービスの利用の促進等のための取組、③学校等と連携した修学支援の実施等のための取組及び④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組といった4つの取組が再犯防止のリスクの解決に直結するものであると考えられ、これらの取組は、前記7つの重点課題に取り上げられている。また、再犯防止のためには、矯正施設内及び社会内において適切な専門的プログラムが提供されるべきであり（ガイド92参照）、我が国では、矯正施設が受刑者等に対して、また、保護観察所が刑務所出所者等に対して、それぞれあるいは協力して各取組を行っているところである。

そこで、本節では、主に、前記4つの取組について、矯正施設及び保護観察所が行っているものを中心に紹介する。

2 就労及び住居の確保等のための取組

(1) 就労の確保等のための取組

ア 刑務所に再び入所した者には再犯時に無職であったものが多く、また、保護観察終了時の調査によれば、仕事に就いていなかった者の再犯率は、仕事に就いていた者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかとなっている。

イ そこで、我が国の刑事施設及び少年院(以下本節において「矯正施設」という。)においては、受刑者等に対し、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、本人の資質、能力及び就労歴等を考慮した上で出所後の就労に必要な免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練や職業指導を実施している。

また、矯正施設では保護観察所及び公共職業安定所と連携の上、矯正施設収容中から就職先を確保するための取組を行っている。平成28年(2016年)11月には、東京矯正管区及び大阪矯正管区に、矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)を設置し、同室において、受刑者等の居住地や取得資格などの情報を一括管理して、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する矯正施設等を紹介するほか、企業等に対して刑務所出所者等の雇用に関する情報の発信を行うなど、刑務所出所者等を受け入れる企業との連携を強化する取組を進めている。

ウ 一方、保護観察所は、矯正施設及び公共職業安定所と連携体制を強化し、刑務所出所者等の就労支援を総合的に実施している。例えば、保護観察所においては、公共職業安定所と連携して、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識及び技能が身に付いていない者等を正式に採用する前に、短期間の試用的雇用をした企業に対して国が助成金を支給するトライアル雇用という就労制度や職場体験講習やセミナー、事業所見学会の支援メニュー等を活用して就労支援を行っており、障害者や生活困窮者等についても、個々の障害や困窮の程度に応じて必要かつ適切な支援を実施している。

その他にも、保護観察所においては、刑務所出所者等の就労確保のための様々な取組を実施している。例えば、「協力雇用主」と呼ばれる、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対し、日頃より雇用に関する抵抗感や心理的負担を軽減するための相談・支援を行っているほか、保護観察対象者等が業務上の損害を与えた場合に見舞金が支払われる身元保証制度や、刑務所出所者等を正式採用して職業指導に当たる協力雇用主に対して国が奨励金を支給する制度を適用して雇用主の不安や負担の軽減を図っている。

(2) 住居の確保等のための取組

ア 適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所した者の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっている。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止を図る上で最も重要であるといっても過言ではない。

イ そこで、矯正施設においては、受刑者等と親族や雇用主等とが、面会、信書の発受及び電話等による意思連絡ができるように、外部交通の適切な運用に努めている。

ウ また、保護観察所においては、受刑者等の出所後の帰住予定地の状況を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整している。具体的には、刑事施設からの仮釈放の許否等を判断したり、保護観察所の事務の監督等を行う地方更生保護委員会において、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰住先等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導、助言又は連絡調整を行い、これを踏まえて、保護観察所において、例えば、薬物依存がある受刑者等について、薬物依存からの回復支援等を受けることができる民間団体等への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組を行っている。

また、我が国では、「更生保護施設」と呼ばれる民間施設が、住居のない刑務所出所者等を受け入れ、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行っているところ、保護観察所において、高齢者又は障害のある者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇を重点的に実施する更生保護施設を指定すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実に努めている。

3 保健医療及び福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等の取組

- ア 高齢者又は知的障害を有する受刑者等が短期間で再犯に及ぶ傾向があることを踏まえ、矯正施設及び保護観察所においては、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよう、様々な取組を行っている。
- イ まず、矯正施設においては、受刑者等の福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるよう、社会福祉士又は精神保健福祉士の配置を進めている。刑事施設においては、高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るためのプログラムを実施している。



刑事施設における健康運動指導の場面

- ウ また、矯正施設及び保護観察所においては、厚生労働省と連携し、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービス等を受けられるようにするための取組として、特別調整を実施している。この取組を充実させるため、各関係機関において、対象者等に係る事例研究会や、相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っている。
- エ さらに、検察庁、保護観察所等においては、起訴猶予処分を受けるなどして、矯正施設における処遇を経ない者に対して、社会復帰のための支援を実施している。

(2) 薬物依存を有する者への支援等の取組

- ア 覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準にあり、また、その2年以内再入率（出所等をした年を含む2年間における刑務所出所者等に再入所する者の割合）も高くなっているところ、薬物事犯者は、

犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要である。

- イ そこで、矯正施設においては、麻薬、覚醒剤等の薬物依存を有する者に対して、その再犯リスクに応じて、認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを実施するとともに、矯正施設出所後に、地域の保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体における治療につなげる取組を実施している。
- ウ また、保護観察所は、医療機関や、薬物依存症者が薬物依存から回復して社会復帰を目指すための民間のリハビリ施設であるダルク等と連携し、薬物再乱用防止プログラムを実施する際に協力を得ているほか、保護観察終了後を見据え、それらの機関や団体等が実施するプログラムやグループミーティングに保護観察対象者がつながっていけるよう取り組んでいる。



刑事施設における薬物依存離脱指導の様子

4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- (1) 我が国の高等学校等進学率は98.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、矯正施設入所者の中には、中学校卒業後に高等学校に進学しない者が少なくない。また、犯罪や非行に至る過程で、又はそれを原因として、高等学校を中退する者も多い。
- (2) そこで、矯正施設においては、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者等に対し、学校教育の内容に準じた教科指導を実施するとともに、矯正施設内において高等学校卒業程度認定試験を受験することができるようにしている。また、少年院出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与などを行っている。
- (3) 保護観察所においては、学校に在籍している保護観察対象者について、必要に応じて、学校と連携して情報交換を行い、修学のみならず生活の指導等を行っている。また、民間ボランティアである保護司により組織される保護司会は、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教室、生徒指導担当教員との座談会等を積極的に開催するなどしている。

5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

(1) 概要

我が国では、犯罪をした者等に対して、個々の再犯リスクを把握するためのアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、これらの者の特性に応じた矯正施設内での処遇や保護観察所の指導又は支援を効果的に実施している。この特性に応じた指導等としては、性犯罪者又は性非行少年に対する指導等、暴力団関係者等の再犯リスクが高い者に対する指導等、少年又は若年者に対する可塑性に着目した指導等、女性の抱える問題性に応じた指導等などが挙げられる。

(2) 適切なアセスメントの実施

ア 我が国では、受刑者や鑑別対象少年に対し、再犯・再非行の可能性等を定量的に把握するアセスメントツールを使用し、その結果や情報を処遇の参考として活用している。刑事施設においては、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則」(リスク・ニーズ・レスポンシビティ原則)に則った処遇を実施するために、平成29年(2017年)度から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」(Gツール)の運用を開始している。また、少年鑑別所においては、平成25年(2013年)度から、法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)の運用を開始し、その情報を少年院や保護観察所などの関係機関に引き継ぎ、処遇上の有用な情報として活用する体制を構築している。

イ また、保護観察所においては、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導又は支援を行うためのアセスメントツールを開発し、平成30年(2018年)度から試行している。本ツールは、対象者の特性等について、再犯を誘発する要因等に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。

(3) 特性に応じた指導等の充実

ア 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

我が国の矯正施設においては、性犯罪・性非行に及んだ者に対し、認知行動療法に基づくグループワークによるプログラムを実施している。同プログラムは、海外で効果が実証されているプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定したものであるところ、我が国としても、プログラムの処遇効果を検証しつつ、その効果を着実に高めていくため、動機付けを高めるための働き掛けを行ったり、知的能力に制約がある者に対応した新たなプログラムを開発したりしている。さらに、指導職員に対する研修の充実化、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

また、保護観察所においては、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して性犯罪者処遇プログラムを実施している。同プログラムは、刑事施設における性犯罪再犯防止指導と同様に、認知行動療法に基づき、海外のプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定したものである。

平成24年(2012年)度を実施した刑事施設及び保護観察所のプログラムに係る効果検証の結果では、これらのプログラムは再犯防止に一定の効果を挙げていることが示されている。

イ 暴力団関係者等の再犯リスクが高い者に対する指導等

刑事施設においては、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる暴力団離脱指導を行い、離脱意志の醸成を図るなどしている。また、保護観察所においても、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等をしている。

近年、暴力団構成員及び準構成員等の総数は、減少傾向にあるところ(第2編第1章第2節の3の

〔(1) 暴力団対策〕参照。), その要因の一つとして, これらの暴力団からの離脱に向けた指導等が効果的に実施されていることが考えられる。

ウ 少年又は若年者に対する可塑性に着目した指導等

少年院においては, 在院者に対して, きめ細かい指導等を実施し, 矯正教育の充実を図るため, 生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている。また, 在院者間において不良集団への勧誘等が行われないよう, 在院者を収容する寮や居室の指定, 在院者同士の対人関係に配慮している。さらに, 在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解及び協力の促進, 保護者の監護能力の向上等を図るため, 保護者に対して, 保護者ハンドブックの提供や面接等を実施してきたほか, 在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している。

また, 保護観察所においては, 保護観察対象者のうち, 児童福祉関係機関の支援を受けているもの又は心身の障害等の理由から何らかの支援を必要としているものについて, 児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど, 必要に応じて関係機関との連携を行い, きめ細やかな支援等を実施している。

エ 女性の抱える問題に応じた指導等

我が国の矯正施設においては, 虐待等の被害体験や性被害による心的外傷, 摂食障害等の精神的な問題, 妊娠・出産等の事情などの女性特有の問題に着目した処遇及び治療の体制を強化するため, 地方公共団体との連携の下, 看護師, 助産師, 介護福祉士等の地域の専門家が女子受刑者に助言, 指導する女子施設地域連携事業や, 女性の特性に配慮した処遇プログラムを策定して実施している。また, 令和元年(2019年)度には, 医療専門の刑事施設に全国の摂食障害女子受刑者を収容して, より効果的な治療が受けられる体制を整備している。



助産師による女子受刑者に対する母親指導の様子

(4) その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

これまで紹介してきた犯罪をした者等の特性に応じた指導等以外にも, 我が国では, 矯正施設又は保護観察所において, アルコール依存回復プログラムや暴力防止プログラム等を実施している。

また, 保護観察所においては, 保護観察対象者に対し, 自己有用感の醸成, 規範意識や社会性の向上を図るため, 公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や, 福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動を, 特別遵守事項として義務付けたり, 必要に応じて生活行動指針として設定したりして実施している。

6 その他民間及び地方公共団体との連携等の取組

(1) 民間協力者との連携に向けた取組

ア 我が国における再犯防止等に関する施策は、かねてから、国による取組だけではなく、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる多くの民間の協力者により支えられており、再犯防止に向けた効果的な取組を実施するために、民間協力者との連携を促進する必要がある。

イ 例えば、矯正施設においては、篤志面接委員や教誨師と連携して被収容者の処遇を行っている。

篤志面接委員は、イギリスにおける民間人による刑務所訪問(プリズン・ビジター)制度を参考に、戦後誕生したものであり、矯正施設の被収容者と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言・指導を行う民間ボランティアである。助言指導の内容は、被収容者の精神的な悩みや、家庭、職業及び将来の生活に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々である。平成30年(2018年)末現在、教育・文芸関係者、更生保護関係者、法曹関係者、宗教・商工・社会福祉関係者など、1,517人の篤志面接委員が、矯正施設において活動している。

教誨師は、矯正施設の被収容者の宗教上の希望に応じ、所属する宗教・宗派の教義に基づいた宗教教誨を行う民間の篤志の宗教家である。宗教教誨は、国が関与できない宗教に関する活動を行うものであり、被収容者の信教の自由を保障するとともに、精神的救済や心情の安定をもたらすことによつて、収容目的がかなうよう側面から被収容者を援助する効果を併せ持つものである。平成30年(2018年)末現在、仏教系、キリスト教系、神道系など、2,081人の教誨師が、矯正施設において活動している。

篤志面接委員及び教誨師は、いずれも被収容者の処遇に関し、特定の専門的領域や、国の職員ではなし得ない領域をボランティアとして担っているものであり、社会資源を積極的に取り入れることを理念とする矯正施設において、その存在は一層重要なものとなっている。

ウ また、保護観察所においては、保護司を始めとする更生保護ボランティアの協力を得て、犯罪をした者や非行のある少年の処遇を行っている。

我が国の更生保護は、民間篤志家の活動が起源となっており、民間協力者の善意によって行われてきた活動を国が制度として確立してきた歴史がある。とりわけその民間の代表格である保護司は、社会奉仕の精神をもって活動し、その民間性・地域性の特色をいかしながら、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪防止活動等に当たっている民間ボランティアであるが、その性質上、人格及び行動について社会的な信望があり、職務の遂行に必要な時間的な余裕と熱意があることなどが求められており、これらの要件を備えた者の中から、保護司選考会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することになっている。身分は、非常勤の国家公務員(任期は2年、ただし再任は妨げない。)であるが、給与は支給されず、職務に要した費用の全部又は一部のみが実費弁償金として支給される。令和2年(2020年)1月1日現在、全国に46,763人の保護司がおり、都道府県の区域を分けて定められている保護区にそれぞれ配置され、基本的には保護司が居住している地域において活動している。

我が国の保護観察は、通常1人の保護観察対象者を保護観察官及び保護司がともに担当する協働態勢で実施されている。保護観察官の役割は、保護観察の開始時及び保護観察対象者の行状が悪化した場合などの危機場面等に保護観察対象者と面接するなどして指導を行い、また、専門的処遇プログラムを実施すること等が中心となる一方で、保護司は、保護観察官の作成した実施計画に従って、保護観察対象者を自らの家に招き入れ、又は保護観察対象者の家を訪問して毎月2回から3回程度の面接を行っている。すなわち、保護司はその地域の中で日常的に保護観察対象者に寄り添い、その更生を支援している。

さらに、法務省では、「社会を明るくする運動」という犯罪や非行からの立ち直りに理解を深めてもらうための広報啓発活動を70年にわたって展開してきたが、保護司は、その先陣に立ち、街頭啓発活動や学校と連携した非行防止教室、地方公共団体をはじめとした関係機関と連携した運動の推進等を行っ

ている。

このように、保護司は、我が国の更生保護制度において極めて重要な存在であり、近年、再犯防止や安全・安心な社会の実現に対する意識の高まりから、保護司に対する国民の期待と関心はこれまで以上に高まっているといえる。現在、我が国では保護司の安定的確保や保護司活動の基盤強化を図るための取組を進めており、その一環として平成20年(2008年)度から、地方公共団体等と連携して更生保護サポートセンターの整備を行っている。同センターは、保護司の活動拠点として、保護観察対象者等との面接場所に使われているほか、保護司同士の処遇協議の場としても活用され、地域の更生保護ネットワークの構築の拠点として機能している。

また、前述した保護司、第3章第4節で後述するBBS会員のほか、女性のボランティア団体である更生保護女性会の会員、雇用によって保護観察対象者の改善更生に協力する協力雇用主等の更生保護ボランティアも犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを支援しており、地域によってその改善更生は支えられている。保護観察所は、更生保護ボランティアが、それぞれの特性をいかして活動できるよう各種の支援を行っている。保護司を始めとした地域の更生保護ボランティアと国が、実効性の高い官民協働態勢を築くことで、犯罪や非行をした者を受け入れる包摂的コミュニティを構築することとなり、改善更生に向けた支援は更に充実強化されている。



保護司と保護観察対象者の面接の様子

(2) 地方公共団体との連携強化等のための取組

推進法が、国のみならず、地方公共団体を再犯防止施策の実施主体として位置付けていることを踏まえ、国は、地方公共団体との連携強化等のための取組を進めている。

例えば、法務省においては、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、平成30年(2018年)度から、地域再犯防止推進モデル事業を開始している。これは、地方公共団体に委託して、地域の実情等を踏まえた再犯防止の取組を実施するものであり、そこで得られた知見等、その成果については、今後、広く全国に普及することとしている。

また、平成30年(2018年)から、再犯防止の取組における国及び市町村間のネットワークの構築等を目的として、法務省及び市町村の首長を構成員とする市町村再犯防止等推進会議を開催している。

さらに、市町村再犯防止等推進会議の分科会として、令和元年(2019年)6月には、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、率先して積極的に地域における再犯防止施策等を推進することを目的とした、矯正施設所在自治体会議が設立され、法務省において、本会議の実施に協力している。

法の支配の促進に向けた 日本政府による 多面的アプローチ

第1節 全ての人の司法アクセスの向上

1 概説

我が国では、全ての国民が、民事及び刑事の司法制度を身近に利用することができるようにするために、全国各地に設置された日本司法支援センター（通称、法テラス。以下「法テラス」という。）の事務所において総合的な法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行っている。

司法は、女性、児童、被害者等を含む全ての人が、公平かつ効果的にアクセスできることが重要であると考えられる（ガイド118及び119参照）ところであり、国民の司法へのアクセスの確保は、法の支配を促進する重要な要素の一つであると考えられる。法テラスの活動は、正に、全ての国民に対し、民事及び刑事の両面で司法へのアクセスを確保するものであり、我が国の法の支配の促進に資するものである。

そこで、本節では、法テラスの活動について紹介する。

2 日本司法支援センター（法テラス）の活動

(1) 法テラスの概要

ア 設立の背景

第1章で述べたとおり、我が国では、21世紀を迎えるに当たり、いわゆる「事前規制型社会」からいわゆる「事後監視救済型社会」への転換が図られ、これに伴って司法の役割がより一層重要なものとなると考えられたことから、司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができる司法制度を構築していくことが必要とされた。

そこで、平成11年（1999年）から同13年（2001年）にかけて、有識者会議（司法制度改革審議会）において、今後の在るべき司法制度が議論され、平成14年（2002年）には、その審議の結果を踏まえ、「司法制度改革推進計画」が決定された。この計画の中では、「国民の期待に応える司法制度の構築」が必要とされ、より利用しやすい司法を目指して、国民の司法へのアクセスを拡充する必要があるとされた。

これを受けて、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指し、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）の実施及び体制の整備を実現するため、平成16年（2004年）に総合法律支援法が制定され、同法に基づき、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として、平成18年（2006年）4月に、法テラスが設立され、同年10月から業務を開始した。

法テラスは、政府の全額出資により設立された公的な法人であり、法務省の所管法人である。

イ 主な業務

法テラスは、総合法律支援法等に基づき、主に、司法過疎対策業務①、情報提供業務②、民事法律扶助業務③、国選弁護等関連業務④及び犯罪被害者支援業務⑤を行っている。

このうち、司法過疎対策業務(①)、国選弁護等関連業務(④)及び犯罪被害者支援業務(⑤)については、後で詳述するため、情報提供業務(②)及び民事法律扶助業務(③)について概説する。

まず、情報提供業務(②)とは、法的問題の解決に役立つ法制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務である。なお、日本の法制度や相談窓口に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、通訳業者を介した多言語情報提供サービスも実施している。

次に、民事法律扶助業務(③)とは、資力の乏しい者に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務である。このうち、無料法律相談については、新型コロナウイルス感染症対策として、面談のほか、電話やオンラインでも実施している。

さらに、法テラスでは、①から⑤までの主な業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる受託業務も行っている。例えば、日本弁護士連合会からの委託による業務として、法テラスの本来業務である民事法律扶助や国選弁護制度等でカバーされない人々で、資力の乏しい者を対象として、人権救済の観点から、弁護士費用の援助等を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、ホームページ上に同感染症の特設ページを開設し、Q&A等を公開している。

ウ 事務所

法テラスは、平成31年(2019年)4月1日現在、東京に本部を置き、全国108か所に事務所を設置している。

エ 予算等の概要

法テラスは、民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の約7割が国費で賄われている(平成31年度の政府予算：合計約321億2,100万円)。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務において発生した立替金の償還金や、一般人からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

(2) 法テラスにおける司法過疎対策

ア 司法過疎対策業務

司法過疎対策業務とは、身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスの常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律サービスの提供を行う業務である。

イ 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、「スタッフ弁護士」とも呼ばれ、法テラスとの間で、法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、後述する司法ソーシャルワークに関する取組にも尽力しており、地域に密着した活動を行う常勤弁護士の役割は、法テラスの基本理念である司法へのアクセシビリティの向上を図る上で、ますます重要になってきている。

(3) 法テラスにおける国選弁護等関連業務

ア 国選弁護制度の概要

国選弁護制度とは、刑事事件において、被疑者・被告人が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、裁判所、裁判長又は裁判官(以下「裁判所等」という。)が弁護人を選任し、国がその費用

を負担する制度である。

裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士の中から国選弁護人を選任している。

イ 法テラスにおける国選弁護等関連業務

法テラスは、国選弁護事件に関し、①国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所等への通知、③国選弁護人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名・通知を行う運用をしており、99%以上は24時間以内の指名・通知を達成している。

また、法テラスは、平成19年(2007年)11月から、少年審判事件における国選付添人(一定の少年審判事件について、少年に弁護士である付添人がいない場合に、家庭裁判所によって付される弁護士である付添人)の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(4) 法テラスにおける犯罪被害者支援業務

法テラスは、犯罪の被害に遭われた者やその家族などが必要な支援を受けられるように、コールセンターや地方事務所を通して、様々な業務を行っている。

例えば、コールセンターでは、犯罪被害者支援専用の電話窓口「犯罪被害者支援ダイヤル」を設けて、犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えないように被害者等の心情に配慮しながら、被害者等に対し、その問合せ内容に応じた適切な相談窓口の紹介や、関係機関・団体への取次ぎ、法制度に関する情報提供を行っている。

また、法テラスは、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務を行っている。この制度は、刑事裁判への参加を許可された被害者等(被害者参加人)が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。法テラスでは、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

法テラスでは、このほかにも、例えば、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務、DV、ストーカー及び児童虐待の被害者を対象に、刑事事件に関する相談も含め、被害の防止に必要な法律相談を提供する業務等を行っており、このうち、DV等被害者法律相談援助については、新型コロナウイルス感染症対策として、面談のほか、電話やオンラインでも実施している。



法テラスのコールセンターにおける業務の様子

(5) 司法ソーシャルワークに関する取組

日本では、超高齢社会が進展しており、高齢者に対する司法アクセス確保の重要性が高まっている。

そのような中、法テラスでは、常勤弁護士が中心となり、地方自治体・福祉機関等の職員（福祉職）と法律専門職である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めることが難しい高齢者・障害者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャルワーク」という取組を推進している。

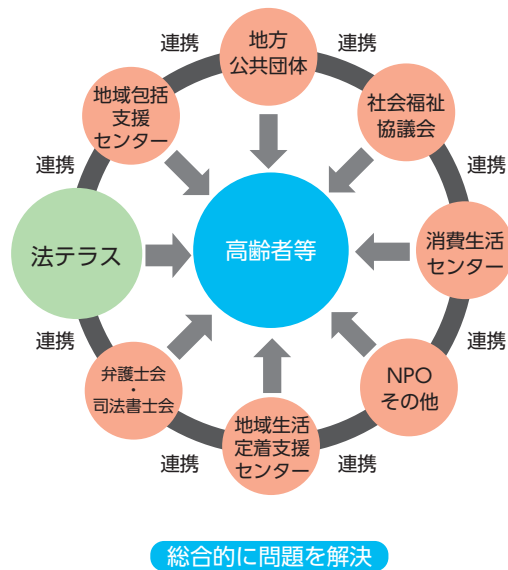
そのため、高齢者・障害者に対する出張法律相談を実施するほか、地方自治体・福祉機関の施設を巡回して法律相談を行うなど、司法ソーシャルワークを実践するための仕組みの整備・拡充を進めている。

また、司法ソーシャルワークの一環として、法テラスでは、平成30年（2018年）1月に全面施行された改正総合法律支援法に基づき、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障害者等を対象に、その者を支援する福祉機関等からの申入れにより、弁護士・司法書士が出張して法律相談を実施する「特定援助対象者法律相談援助」を提供している。

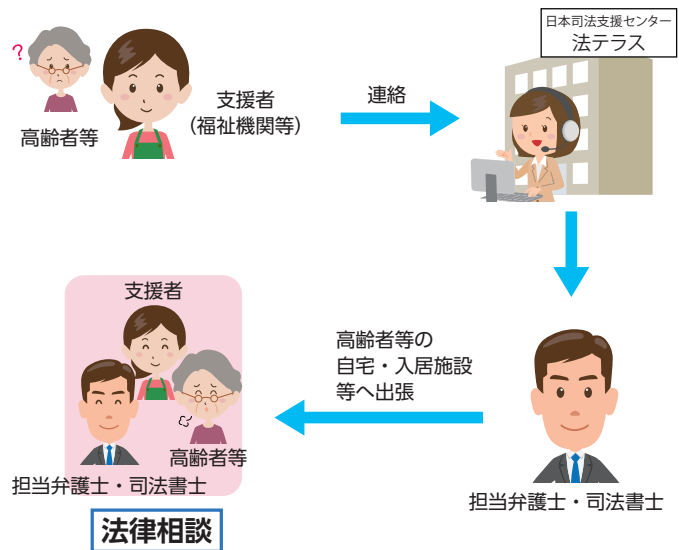
とりわけ、法テラスの常勤弁護士は、各地域に密着しながら、その地域社会に根差した関係機関等と連携して、潜在的な司法サービスの利用者に対する司法アクセスを改善する取組を行っている。その中には、刑務所出所者に対して法律援助や情報提供業務を行って再犯防止につながるような取組をしたり、各地の様々な被害者支援機関等と連携した犯罪被害者支援などを行ったりする者もいる。

このように、法テラスでは、積極的に他の機関等とも連携し、自ら司法にアクセスすることが困難な方々を対象に、潜在的なニーズを掘り起こす活動にも努めている。今後も、変化する社会のニーズに応じて、関係機関等とも連携し、全ての人の司法アクセスの更なる向上のために必要な取組を推進していく。

● 図表3-1 司法ソーシャルワークのイメージ



● 図表3-2 特定援助対象者法律相談援助



第2節

効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な
機関の構築

1 概説

効果的で説明責任のある刑事司法機関は、法の支配の促進に欠かせないとされている(ガイド111参照)。効果的で説明責任のある刑事司法機関とは、意思決定及び活動の公平性、正当性等について国民に十分に理解され、国民の信頼を得ている機関であると考えられる。このような国民の理解の増進とその信頼への向上には、刑事司法に、国民が自ら参加し、職業的専門家とともに実践し、あるいは、職業的専門家を監視する役目を負うことが有用であると考えられる。

第1編で述べたとおり、我が国では、司法制度改革の一つとして、平成21年(2009年)5月から、刑事法制度に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するものとして、職業裁判官と一般国民が共同して裁判を審理する裁判員制度が導入された。

また、刑事施設においては、前述の「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」を受けて、行刑運営をより開かれたものとするべく、平成18年(2006年)5月から、全ての刑事施設に外部の委員から成る刑事施設視察委員会が置かれることとなった(第2章第5節3参照)。なお、刑事施設視察委員会と同様の役割を担う組織は、留置施設を所管する警視庁、道府県警察本部及び方面本部のほか、現在では各少年院及び各少年鑑別所にも設けられている。

裁判員制度は、現在で、導入してから約10年が経過し、刑事施設視察委員会も活動開始後13年が経過した。いずれも、国民の間で定着し、着実に実をあげて、法の支配を促進してきたと考えられる。

そこで、本節では、裁判員制度の定着と刑事視察委員会の活動について紹介する。

2 裁判員制度の定着

(1) 裁判所の説明責任

我が国の刑事裁判は、三審制を採っており、第一審裁判所として、地方裁判所及び簡易裁判所がある。地方裁判所は、殺人や詐欺等の懲役や禁錮の自由刑等が科される重い罪の裁判を行い、簡易裁判所は、罰金以下の刑に当たる罪等の比較的軽微な罪の裁判を行う。

我が国の刑事裁判においては、本節で詳述する裁判員裁判対象事件に限らず全ての刑事事件において、判決を含む裁判には、理由を付さなければならないと定められている。この趣旨は、裁判の当事者や社会に対して、当該裁判が合理的な根拠に基づくものであることを示すためなどである。有罪判決については、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければならない。さらに、このような事実以外のものであっても、当事者が争っている事実上ないし法律上の争点があれば、裁判所の認定理由を説明する取り扱いがなされており、必要的記載事項とはされていない量刑理由も示されることがほとんどである。

このように、我が国では、裁判の当事者や社会に対して、当該裁判が合理的な根拠に基づくものであることが詳細に示され、当該裁判についての説明責任が果たされる仕組みとなっている。

(2) 裁判員裁判の仕組み

裁判員制度が対象とする事件は、地方裁判所で取り扱う事件のうち、殺人や放火といった死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び傷害致死といった法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るものである。裁判員制度は、原則、職業裁判官3名と一般国民が

ら事件ごとに公平にくじで選任された裁判員6名が一つの合議体を形成し、このような重大事件について、有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを判断する制度である。

裁判員の職務は、①裁判官と一緒に刑事事件の公判に立ち会い、証拠として提出された書証や物を取り調べるほか、必要に応じて被告人や証人に対する質問を行う、②証拠を取り調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪であると判断した場合どのような刑を科すかを、職業裁判官と一緒に評議し、評決する、③法廷で裁判長が判決を宣告する際に立ち会うというものである。

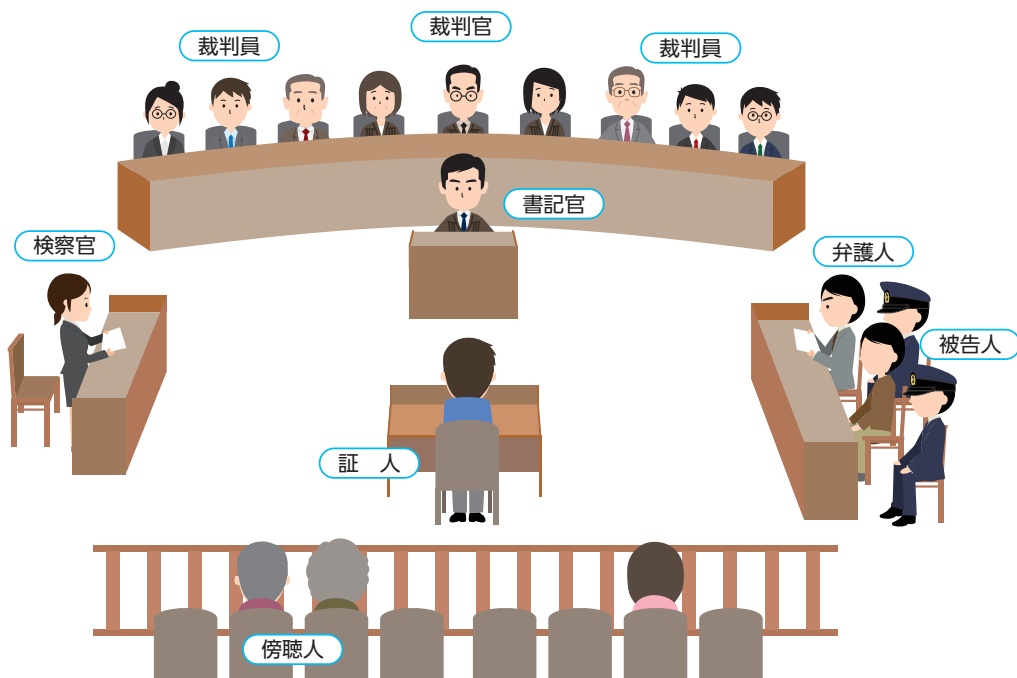
一般市民が刑事裁判に参加する制度として、外国では、一般市民の中から選ばれた陪審が有罪か無罪を決める陪審制や、職業裁判官と一般市民の中から選ばれた参審員が一つの合議体を構成して裁判をする参審制等が存在すると承知しているところである。

もともと、我が国の裁判員制度は、法律の専門家ではない裁判員が事実認定のみならず量刑まで判断する点で陪審制と異なり、また、法律問題の判断は職業裁判官のみで行う点で参審制とも異なる制度であり、我が国独自の裁判制度である。

前述したとおり、我が国の裁判には、理由を付さなければならないと定められているところ、裁判員裁判において、事実認定はもとより、量刑も裁判員の判断事項となっていることから、有罪判決では、量刑理由まで例外なく示されている。

このように、裁判の当事者や社会に対して、当該裁判が合理的な根拠に基づくものであることが書面で示され、当該裁判についての説明責任が果たされる仕組みとなっているのは、裁判員裁判も同様である。

● 図表3-3 法廷のイメージ(裁判員裁判の場合)



*裁判の傍聴は誰でもできます。

(3) 裁判員裁判に対する国民の信頼

ア 裁判員制度が平成21年(2009年)5月に開始されてから、令和元年(2019年)5月末時点において、累計1万2,000人を超える被告人が裁判員裁判を受け、9万人を超える国民が裁判員・補充裁判員として刑事裁判に参加した。

参加した裁判員の職業(「お勤め」「自営・自由業」「パート・アルバイト等」「専業主婦・専業主夫」「学生」「無職」等)、年齢及び性別の各構成比を国勢調査の結果と比較してみると、「お勤め」の割合が

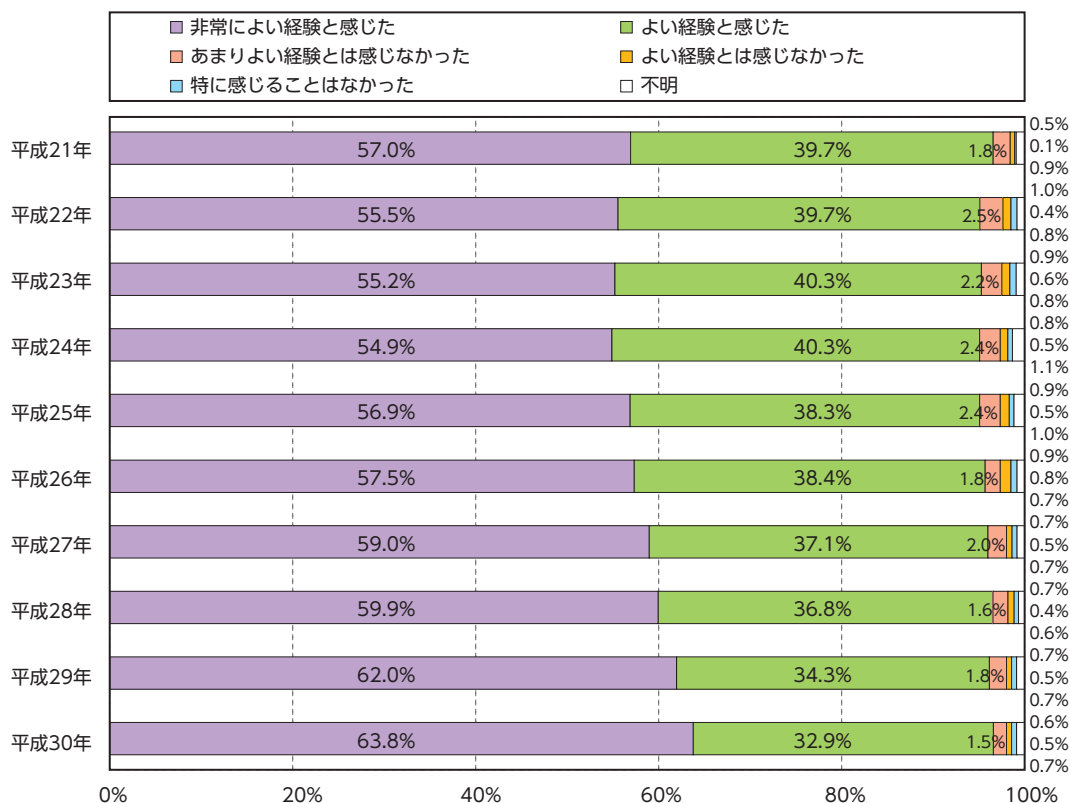
やや高く、60代以上及び女性の割合がやや低いなどといった特徴は指摘できるものの、全体として見れば、国勢調査の結果と大きくは異なっておらず、裁判員の構成は概ね「国民の縮図」となっていると見える。

このように裁判員裁判に参加する国民の背景は様々であるが、いずれの国民も刑事裁判に従事した経験がない。我が国の刑事裁判は、裁判員制度の導入以前は、職業裁判官、検察官及び弁護士という法律の専門家が中心となり、相応の時間をかけて、厳密な立証を行い、詳細な判決を下すという運用がなされていた。しかしながら、裁判員制度の導入に当たって、刑事裁判に従事した経験のない一般国民から選任された裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、また、日常生活の一部を割いて職務を行う裁判員の負担が過重なものとならないように、審理を迅速で分かりやすいものとしなければならぬとされた。

イ そのため、裁判員裁判においては、公判開始前に、争点及び証拠の整理を行う公判前整理手続が必要とされ、期日を連続的に開廷するなど審理の迅速化に向けた努力が行われてきた。審理の在り方については、裁判官、検察官及び弁護士が、それぞれ、または、相互に協議を繰り返し、公判立証の在り方をより分かりやすいものにする工夫を重ねてきた。一例を挙げると、公判前整理手続で整理された争点を踏まえて、書証を厳選し、人証にも要点に絞った分かりやすい尋問を行うなどメリハリのある証拠調べが行われる例が増えている。これらの法曹三者の努力により、制度施行後、毎年、裁判員経験者の約9割が審理内容を理解できたと評価している。また、図表3-4のとおり、裁判員経験者の裁判員裁判の参加についての評価は、「非常によい経験」又は「よい経験」と回答した者の割合が、一貫して95%を超えている。

● 図表3-4 裁判員として裁判に参加した感想

(平成21年～30年)



- 注 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。
 2 裁判員のみを集計(補充裁判員を含まない。)
 3 「裁判員として裁判に参加した感想」のグラフのうち、欄外の数値の上段は「よい経験とは感じなかった」、中段は「特に感じることはなかった」、下段は「不明」の数値である。

ウ また、一般国民を対象として行われた裁判員制度に対する意識調査によれば、刑事裁判の印象について、「身近である」「手続や内容がわかりやすい」「迅速である」の各項目の得点が、制度施行当初の平成21年（2009年）から一貫して、「裁判員制度が始まる前の印象」の得点よりも「現在実施されている裁判員制度の印象」の得点の方が目立って高い状態が続いており、多くの国民が裁判員制度の実施状況に好意的な印象を持っていることをうかがわせる。

これらの評価及び感想から、裁判員裁判は、国民の理解を得て、国民から信頼されるものであり、それが10年継続していることから、国民の間に定着したものと評価し得る。

裁判員裁判においては、幅広い国民が、安全かつ安心して裁判に参加できる環境を確保することが重要であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、裁判所では、法廷の裁判員の各席の間にアクリル板を設置したり、広い評議室を使用したりするなどして、感染防止策を徹底している。

3 刑事施設視察委員会の活動

(1) 刑事施設視察委員会とは

刑事施設視察委員会は、刑事施設の実情を的確に把握した上で、国民の代表として意見を述べ、施設運営全体の向上に寄与することを目的として、各刑事施設に設置されている第三者で構成される組織であり、平成30年（2018年）度においては、全国76の刑事施設にそれぞれ置かれている。

(2) 組織等

刑事施設視察委員会は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから法務大臣が任命する10人以内の委員で組織されている。各刑事施設視察委員会の委員数は、その置かれる刑事施設の収容規模等に応じて、4人ないし10人である。委員の任期は1年である（再任可）。

委員は、地域の住民のほか、弁護士等の法律関係者、医師、地方公共団体の職員などで構成されており、弁護士会や地方公共団体など様々な公私の団体からの候補者の推薦を受けるなどして選任されている。平成30年（2018年）度においては、全国で367人（内訳は、弁護士77人、医師73人、地方公共団体の職員70人、地域の住民等147人）が委員として活動した。

(3) 活動内容等

刑事施設視察委員会は、刑事施設の視察や被収容者との面接などにより、刑事施設の運営状況を的確に把握し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとされ、刑事施設の長は、できる限り、刑事施設視察委員会が述べた意見を刑事施設の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

また、法務大臣は、毎年、刑事施設視察委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとされ、法務省では、これらを含む刑事施設視察委員会の活動状況を法務省ホームページにおいて公表している。

これらの取組により、刑事施設の運営の透明性確保、刑事施設の運営の改善向上、刑事施設と地域社会の連携などが、より一層図られるものと期待される。

平成30年（2018年）度における全刑事施設視察委員会の活動状況については、開催された会議の回数が460回、刑事施設の視察回数が165回、被収容者との面接件数が452件となっており、刑事施設の長に対して提出した意見の数は469件であった。

なお、刑事施設視察委員会の意見を受けて各刑事施設において措置を講じた又は講じる予定のものは327件である。

第3節

法遵守の文化を醸成することを含む
社会的及び教育的関連方策の検討

1 概説

国際社会は、特に児童と若者に着目し、「法遵守の文化」を促進する姿勢を打ち出しているところ（ガイド112参照）、「法遵守の文化」とは、国民が、一般に、法及びその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえ、これらを尊重する文化のことをいい、法の支配を促進させる重要な要素の一つである。

我が国では、これまで、小学校6年間及び中学校3年間の義務教育や3年間の高等学校における教育の中で行われる法に関する教育や、家庭や地域コミュニティで行われる法を守る市民となるための教育を通じて、国民が、法や司法について十分な理解をし、法が公正な方法で定められて公平に運用されていると信頼することによって、国民の間に、法遵守の文化が醸成されて根付いてきたところである。

また、我が国で行われている法教育も、法遵守の文化の更なる醸成に寄与していると考えられるところ、本節では、法務省を中心に行ってきた法教育を推進するための様々な取組を紹介する。

2 一般の人々、特に、若者に対する法教育

(1) 法教育の目的及び導入経緯

ア 法教育は、「国民一人ひとりが自由な活動を行っていく上で、法や司法が果たすべき役割について理解を深め、あらかじめ紛争を予防し、また、紛争を適切に解決するために必要な、基本的な素養を身に付けること」及び「国民一人ひとりが、自由で公正な社会の担い手として、公共的な事柄に主体的に参加する意識を養い、そのために必要な資質・能力を身に付けること」を目的としている。

自由で公正な社会の担い手として、社会に参画するためには、社会の基盤となっている法や司法制度の意義や目的、そして、その背後にある自由や公正、平等といった価値について理解し、法的な考え方や合意形成のために必要な議論方法などを身に付ける必要があるところ、そのような能力・資質を身に付けるための教育が法教育である。

法教育の対象は、一般の人々全てであるが、若者の成長段階に応じたシームレスな法教育を行うことがより効果的であると考えられることから、これまで、我が国では、法務省において、学校教育における法教育など、特に若者を対象とする法教育の推進に力を入れて取組を進めてきた。

イ 我が国における法教育の取組は、20年以上前から、研究者や弁護士会等によって行われてきたが、政府における本格的な取組が行われるようになったのは、今から約20年前に始まった司法制度改革がきっかけである。

第1編で述べたとおり、司法制度改革審議会意見書において、司法制度改革の3つの柱の一つとして、国民的基盤の確立（国民の司法参加）、すなわち裁判員制度の導入が掲げられ、その実現のための条件整備の一つとして、同意見書においては、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。」との意見が示され、更に、平成14年（2002年）3月に閣議決定された「司法制度改革推進計画」においても「司法教育の充実」が盛り込まれた。

そこで、我が国では、法務省において、平成15年（2003年）に、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育研究会を発足させた。

法教育研究会では、我が国や諸外国の法教育の現状について調査・検討を行った上、我が国の法教育のあるべき姿についても協議を行い、平成16年（2004年）にその結果を報告書として取りまとめて発表した。

そして、このような法教育研究会の検討結果を受け、法教育の普及・推進を図るため、法務省は、平

成17年(2005年)、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会を新たに発足させ、現在まで、法教育の更なる推進に向けた協議を行っている。

(2) 法務省における法教育の取組

法務省においては、上記協議会における検討を踏まえ、法教育推進に向けた様々な取組を行ってきたが、その一部につき、以下のとおり紹介する。

ア 法教育指導用教材の作成

若者に対する効果的な法教育を実現するためには、小学校、中学校、高等学校といった各教育課程において、その成長段階に応じ、シームレスな法教育授業を行う必要がある。

そこで、法務省においては、各学校の教員が、生徒の成長段階に応じた法教育授業を行う際の助けになるよう、これまで、教員の指導用に、小学校、中学校、高等学校用の冊子教材と、小学校、中学校用の視聴覚教材の作成を行い、全国全ての小学校、中学校、高等学校等に配布をした。

冊子教材においては、教員が授業のイメージを持ちやすいように、生徒たちに議論させるテーマ等を記載した具体的な授業計画案や、授業でそのまま使用することのできるワークシートが添付されている。

視聴覚教材については、法教育のマスコットキャラクターであるハウリス君を使い、生徒の関心を引くようなアニメーションを作成し、授業においてその映像を流し、議論すべきポイントで一時停止させることにより、生徒たちの議論を促すことができる仕組みとなっている。

各教材の題材例を挙げると、

- ① 小学校用の教材では、約束を守り、ルールや法を守ることの重要性という一番基礎的な部分を学んでもらうために、本の貸し借りによるトラブルなどを取り上げた題材
- ② 中学校用の教材では、コミュニティのためのルール作りを通じて、公正・公平なルールの在り方を学ばせるもののほか、民事の争いの交渉、刑事の模擬裁判などの実践的な演習を通じて、多様な意見を尊重しながら法と証拠に基づいて問題を解決する能力を身に付けさせることを主眼にした題材
- ③ 高校生用の教材では、ルールや法のない架空の村を想定し、ルールや法がないことでどのような問題が生じるかを考えさせることを通じて、法やルールの意義や役割、必要性について学ばせるものや、町づくりをテーマに様々な立場に立って交渉する体験を通じて、意見や利害を調整し、合意形成に至るまでの過程を学ばせる題材

などがある。



法教育マスコットキャラクター
ハウリス君



小学生向け冊子教材



中学生向け冊子教材



高校生向け冊子教材



小・中学生向け視聴覚教材

イ 教員向け法教育セミナーの開催

法務省では、学校現場の教員等に、法教育の意義や、法教育授業の具体的な実践方法をより知ってもらうための取組として、これらの法教育教材を使った模擬の法教育授業などの内容を含む、教員向け法教育セミナーを開催した。

このようなセミナーは、本年初めての取組として行ったが、定員を超える申込みがあり、法教育に対する関心の高さがうかがえる結果となった。

ウ 出前授業の実施

法教育の推進には、法律実務家の積極的な関与も必要である。

そうしたところ、法務省においては、全国の学校等に、法務省職員や検察官を講師として派遣し、法教育授業を実施する取組も行っており、平成30年度(2018年度)には、法務省職員等を派遣した法教育授業がおよそ4,000回実施された。

また、弁護士会や、裁判所においても、弁護士や裁判官が講師として法教育授業を行う取組が行われている。



教員向け法教育セミナーの様子



高等学校における法教育授業の様子

第4節

犯罪に強い社会を作る手掛かりとなる 青少年の教育等に関する活動

1 概説

教育は、犯罪を防止するための包括的アプローチの鍵であるとされており、非行及び虐待を減らし、犯罪、暴力及びテロを防止する上で本質的なものとされている(ガイド125参照)。そして、社会がより犯罪に強くなるためには、青少年にアプローチして、日々の生活において直面する様々な問題を適切に対処するためのスキルを教えたり、自分たちが犯罪等に巻き込まれるリスク、犯罪、暴力の複雑さなどについて知識を得て理解できるようにしたりすることが重要である(ガイド129参照)。

我が国では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っているほか、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会作りに取り組んでいる。また、非行少年の立ち直りや社会に適應できない子供たちの自立を青少年が手助けするBBS運動が、全国各地で行われている。BBS運動は、これを通じて、様々なことを教えられる側の少年等はもとより、教える側の青少年にとっても、非行防止や犯罪防止について考える機会となっており、警察の活動とともに、犯罪に強い社会を構築して法の支配の促進に資するものであると考えられる。

そこで、本節では、警察やBBSの活動を紹介することとしたい。

2 警察の活動

(1) 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

(2) 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかいをしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

(3) 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及び保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。

(4) 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

3 BBSの活動

(1) BBS会とは

BBS運動はBig Brothers and Sisters movementの略であり、BBS会は友愛とボランティア精神を基礎とし、非行のある少年や社会に適應できない子供たちに「兄」や「姉」のような立場で、少年と同じ目

の高さで一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青少年団体である。

(2) BBS会の沿革

我が国のBBS会は、昭和22年(1947年)、戦後の混乱の中で、街に溢れていた戦災孤児たちが非行に走る現状に心を痛めた京都の学生が中心となって、当時、アメリカで広がりを見せていたBBS運動を展開することを各大学に呼びかけ、約400名によって結成された「京都少年保護学生連盟」をもって始めとされる。その後、京都以外の多くの地においても学生の組織化がみられ、昭和25年(1950年)には全国組織として「全国BBS運動団体連絡協議会」が結成され、昭和27年(1952年)にはこれが改称され「日本BBS連盟」となっている。

(3) 会員及び組織

令和2年(2020年)1月1日現在、全国に461の地区BBS会(64の学域BBS会を含む)があり、約5,000人の会員が活動しており、青少年が主体のボランティアである。

(4) 活動内容

BBS会は、非行や犯罪のない明るい社会の建設に寄与するというBBS運動の目的を達成するための活動として、主に、「ともだち活動」「非行防止活動」「研さん活動」の3つの活動を行っている。

ともだち活動は、BBS運動を特色づけてきた重要な活動であり、非行少年や社会不適応少年と「ともだち」になることを通じて彼らの自立を支援する活動である。特に保護観察中の非行少年に対する支援がともだち活動の中核と位置づけられ、その対応はBBS会員と非行少年のOne to One活動(一人の会員が一人の少年と関わるという意味で使われる。)を原則としている。

次に、非行防止活動とは、青少年や地域に広く働きかけ、青少年の健全な発達支援や明るい社会環境づくりを行う活動である。この活動は、再非行防止活動と非行防止活動の2つに分けることができ、前者は非行のある少年が再度非行に及ぶことのないようにする活動の総称であり、後者は少年たちの非行化の防止に向けた活動と非行の誘因となる社会的環境を地域社会からなくしていく活動の総称である。

最後に、研さん活動とは、BBS会員が、社会の一員として、また少年たちの兄や姉のような存在として信頼されるよう努めるとともに、その活動を行うために必要な知識・技術等の習得のため、BBS組織が実施する各種の研修会、保護観察所などの関係機関・団体が実施する研修会に参加し、自己研さんに努める活動である。



自己研鑽(会員研修)の様子



児童館における子どもとのふれあい行事の様子

第4章

あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力と技術支援

第1節 刑事に関する国際協力

1 概説

近年、急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪及び多様化・複雑化する国際テロに適切に対処するためには、国際社会の一致協力した継続的取組が重要であることから、我が国も国連やサミット等における協議に参画するなどして、多数国間条約の締結、履行等といった国際的な取組に積極的に関与している。また、我が国は、こういった特定の犯罪への対処を目的とした国際的な取組への関与以外にも、逃亡犯罪人の引渡し、捜査や裁判に関する共助といった刑事手続上の協力及び矯正や保護の分野での協力を国際社会と協調して行ってきたところであり、引き続きこうした国際協力を推進しつつ、刑事手続が適正に行われるよう努力していく考えである。

このように、我が国は、SDGsのゴール16「平和と公正」を達成する鍵となるとされている刑事における国際協力(ガイド136参照)を多方面にわたって積極的に行っていることから、本節では、我が国の刑事に関する国際協力を紹介する。

2 多数国間条約の締結、履行等の国際的な取組への関与

まず、国際組織犯罪対策について、国連は、平成12年(2000年)に国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「国際組織犯罪防止条約」という。)を採択した。この条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ローンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものである。また、平成13年(2001年)までに、この条約を補足する「人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(人身取引議定書)、「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」(密入国議定書)及び「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」(銃器議定書)も採択された。我が国は、平成15年(2003年)に国際組織犯罪防止条約の締結について、平成17年(2005年)に人身取引議定書及び密入国議定書の締結について、それぞれ国会の承認を受け、同年6月に刑法等を、平成29年(2017年)6月に組織的犯罪処罰法等をそれぞれ改正して、国内担保法を整備し、同年7月に、同条約及び両議定書を締結し、同年8月にこれらが我が国について発効した。

次に、テロ対策については、従来から、国連など様々な国際機関においてテロリストをいずれかの国で処罰できるようにすることなどを目的とした国際約束等が作成されてきたが、平成13年(2001年)9月11日の米国における同時多発テロ事件を含む凶悪テロ事件の続発を受け、新たな国際約束が作成されたほか、既存の国際約束等の改正がなされている。国連総会においては、平成9年(1997年)に「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」が、平成11年(1999年)に「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」が、平成17年(2005年)に「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が採択された。我が国は、前記の条約を含むテロ防止対策に関する13の国際約束について締結済みである。また、G7(フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア及びカナダ(議長国順)の総称。なお、平成10年(1998年)

から平成26年(2014年)までは、前記7か国にロシアを加えた8か国について、「G8」と総称された。)において、昭和53年(1978年)にテロ対策専門家会合(通称ローマ・グループ)が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、平成7年(1995年)のG7サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合(通称リヨン・グループ)の設立が決定され、リヨン・グループでは、平成8年(1996年)に国際組織犯罪と闘うための40の勧告が採択され、その後も、銃器、薬物及び人の密輸、サイバー犯罪、マネー・ロンダリング、汚職等の腐敗行為等の国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について、議論等が行われている。平成13年(2001年)の米国における同時多発テロ事件以降は、ローマ・グループとリヨン・グループによる合同会合が現在まで年に数回、継続的に開催されるようになり、平成14年(2002年)には、前記の勧告を見直し、国際組織犯罪対策に加え、テロ対策についても定めた国際犯罪に関するG8勧告が採択された。

さらに、平成元年(1989年)にG7サミットの宣言を受けて設立されたFATFは、平成2年(1990年)にマネー・ロンダリング対策の国際基準となる40の勧告を採択し、数次にわたり、同勧告を改訂するとともに、平成13年(2001年)9月に発生した同時多発テロ事件を受けて、テロ資金対策に関する特別勧告を採択し、テロ資金対策にも取り組むようになった。FATFは、平成24年(2012年)に従来の40の勧告及びテロ資金供与対策に関する特別勧告を改訂・統合し、新たな40の勧告を採択した。同勧告は、大量破壊兵器の拡散に関与する者の資産凍結の実施や法人・信託に関する透明性の向上等、マネー・ロンダリング、テロ資金供与の温床となるリスクが高い分野について、重点的な対策を求めている。我が国も、FATF参加国の一員として、犯罪収益移転防止法に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の身元等の確認や疑わしい取引の届出制度の導入等の対策を実施しているほか、国家公安委員会が、疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供することなどにより、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加するとともに、FATF勧告に沿った国内法の整備を行っている。最近では、平成26年(2014年)にいわゆるマネロン・テロ資金対策関連三法が成立し、①公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(いわゆるテロ資金提供処罰法)の改正により、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定等が整備され、②犯罪収益移転防止法の改正により、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等が定められたほか、③国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(いわゆる国際テロリスト財産凍結法)が制定され、国際テロリストとして公告又は指定された者に係る国内取引が規制されることとなった。

次に、汚職・腐敗防止対策については、平成9年(1997年)に経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)において、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約が採択された。我が国は、この条約を締結済みであり、その国内担保法として、平成10年(1998年)に不正競争防止法が改正され、同法改正により、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設され、同罪については、その後、国民の国外犯処罰規定が追加された。また、自然人に対する罰則強化、法人に対する公訴時効期間の延長等の改正がなされている。国連は、平成15年(2003年)に自国及び外国の公務員等に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗行為の犯罪化のほか、腐敗行為により得られた犯罪収益の他の締約国への返還の枠組み等について定めた腐敗の防止に関する国際連合条約(以下「国連腐敗防止条約」という。)を採択した。我が国は、平成18年(2006年)に同条約の締結について国会の承認を受け、平成29年(2017年)に同条約を締結した。

3 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、個別の逃亡犯罪人引渡条約を締結していない外国との間でも、逃亡犯罪人引渡法に基づき、相互主義の保証の下で、逃亡犯罪人の引渡しの請求に応ずることができるとともに、その国の法令が許す限り、逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。これに加えて、逃亡犯罪人引渡条約を締結することで、締約国間では、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付け、国内での逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図っており、アメリカ(昭和55年(1980年)発効)及び韓国(平成14年(2002年)発効)との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

外国との間で逃亡犯罪人の引渡しを受け、又は引き渡した人員の推移(平成21年(2009年)から平成30年(2018年))は、図表4-1のとおりであり、我が国としては、今後も、犯罪人の国外逃亡を許さず、逃亡犯罪人の引渡しの実現に向けた取組を推進していく。

●図表4-1 逃亡犯罪人引渡人員の推移

(平成21年～30年)

区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
外国から引渡しを受けた 逃亡犯罪人(人)	3	3	1	-	3	2	-	-	2	-
外国に引き渡した 逃亡犯罪人(人)	-	-	1	1	1	1	1	-	1	2

注 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

4 捜査・司法に関する国際協力

我が国は、国際捜査共助等に関する法律に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを経由して刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等の捜査共助を行い、また逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けている。これに加えて、我が国は、個別の国・地域との間で刑事共助条約又は協定を締結することにより、外交ルートを経由することなく、締約国が指定する中央当局同士が直接に捜査共助要請の発受や証拠の授受等を行えるようにし、捜査共助の迅速な実施を可能にしている。我が国は、これまで、アメリカ(平成18年(2006年)発効)、韓国(平成19年(2007年)発効)、中国(平成20年(2008年)発効)、香港特別行政区(平成21年(2009年)発効)、欧州連合(平成23年(2011年)発効)及びロシア(平成23年(2011年)発効)との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。これらに加え、平成29年(2017年)8月に我が国につき発効した国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に基づき、多数の締約国との間で両条約に基づく捜査共助を実施する体制を構築している。

外国・地域との間で、我が国が捜査共助を要請し、又は要請を受託した件数の推移(平成21年(2009年)から平成30年(2018年))は、図表4-2のとおりである。

● 図表4-2 捜査共助等件数の推移

(平成21年～30年)

年次	捜査共助等を要請した件数(件)				捜査共助等の要請を受託した件数(件)	
	検察庁の依頼		警察等の依頼			締約国間
		締約国間		締約国間		
21年	9	5	36	30	26	9
22年	9	6	60	39	40	7
23年	10	8	46	34	55	37
24年	17	12	62	37	98	78
25年	17	6	138	101	76	61
26年	17	10	78	60	62	49
27年	12	6	54	44	70	46
28年	12	8	85	67	79	67
29年	8	4	110	95	54	45
30年	24	9	156	125	94	83

- 注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。
 2 「警察等の依頼」は、警察が依頼した捜査共助等の要請件数並びに特別司法警察職員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を経由して依頼した捜査共助等の要請件数である。
 3 「締約国間」は、当該年に発効し、または既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間における共助の要請・受託の件数である。

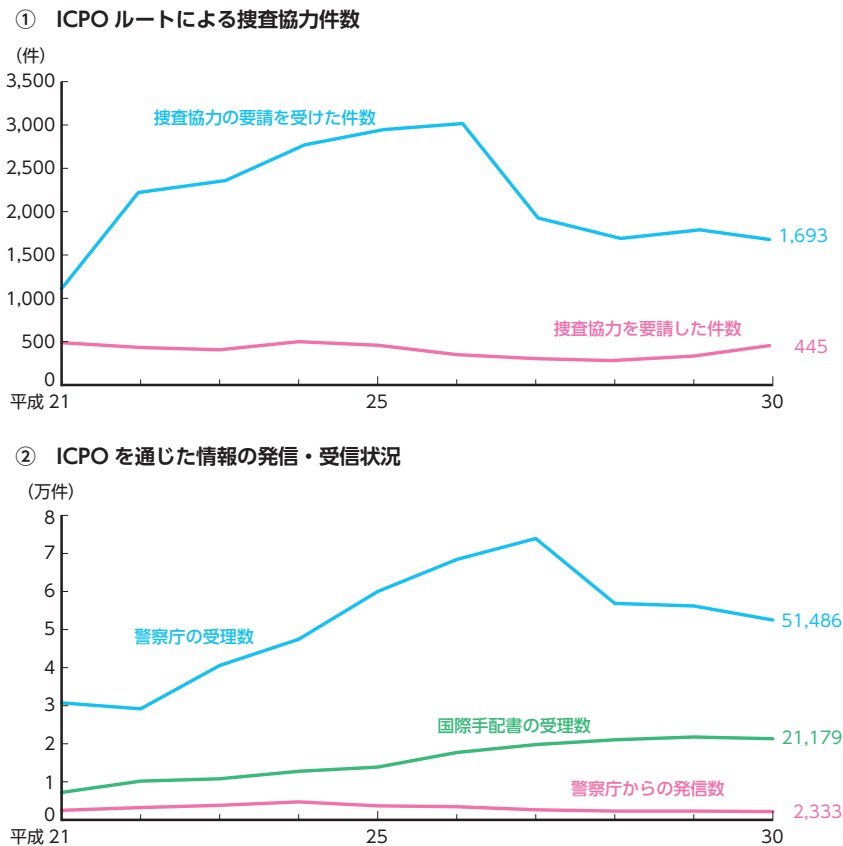
司法に関する国際協力として、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法は、一定の犯罪について、没収・追徴の確定裁判の執行又は没収・追徴のための保全の共助についての手続を規定し、一定の要件の下に、相手国・地域から要請を受けた場合に、これらの共助の実施を可能にしており、また逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国から没収・追徴の確定裁判の執行又は没収・追徴のための保全の共助を要請することが可能である。

国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）は、加盟警察機関間での迅速かつ確実な情報交換を行うための独自の通信網を運用するほか、指紋、DNA、国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両等の各種データベースを整備し、国際的なデータバンクとしての機能を果たしている。また、ICPOの枠組みで発展してきた各種の国際手配制度を通じ、被手配者である国外逃亡被疑者等の所在地及び身柄の拘束を求めるほか（赤手配）、その同一性、所在地又は行動に関する情報収集を求めたり（青手配）、被手配者の犯罪行為につき警告を行う（緑手配）など、全加盟警察機関の組織力を活用して犯罪防止活動や捜査の進展を図っている。

ICPO経由での国際協力件数の推移（平成21年（2009年）以降）は、図表4-3のとおりである。

● 図表4-3 ICPO経由の国際協力件数の推移

(平成21年～30年)



注 警察庁刑事局の資料による。

5 矯正及び更生保護分野における国際協力

我が国は、外国の刑務所等で拘禁されている者等をその本国に移送してその刑の執行の共助を行うため、平成15年(2003年)に多数国間条約である刑を言い渡された者の移送に関する条約に加入したほか、タイ(平成22年(2010年)発効)、ブラジル(平成28年(2016年)発効)、イラン(平成28年(2016年)発効)及びベトナム(令和2年(2020年)発効)との間で二国間条約を締結している。我が国は、これらの条約の下、締約国との間で、国際受刑者移送法に基づき、受刑者移送を行っている。

初めて受刑者移送が行われた平成16年(2004年)から平成30年(2018年)までの我が国への受入移送人員及び我が国からの送出移送人員(裁判国・執行国別)は、図表4-4のとおりである。また、平成30年(2018年)における我が国からの送出移送人員(執行国別、罪名別)は、図表4-5のとおりである。なお、平成30年(2018年)における我が国への受入移送人員は1人である(法務省矯正局の資料による。)

また、我が国では、アジア太平洋矯正局長等会議(A P C C A: Asian and Pacific Conference of Correctional Administrators)、世界保護観察会議(World Congress on Probation)やアジア保護司会議といった矯正及び保護の分野における国際会議を主催するなどして、これらの分野における国際協力の推進に努めてきている。

アジア太平洋矯正局長等会議は、アジア太平洋地域の矯正行政の責任者等が、意見交換及び情報共有を行う国際会議である。我が国は、過去3回(昭和58年(1983年)、平成7年(1995年)及び平成23年(2011年))にわたり会議を主催している。平成30年(2018年)9月にマレーシアで開催された第38回会議には、アジア太平洋地域の27の国と地域が参加し、過激主義者、薬物乱用者等の処遇、矯正職員の訓練、犯罪者のアセスメント等に関する報告・討議が行われた。

● 図表4-4 受刑者受入・
送出移送人員

(平成16年～30年の累計)

裁判国・執行国	人員
①受入移送	
韓 国	2
タ イ	3
米 国	5
②送出移送	
オーストラリア	3
オーストリア	7
ベルギー	3
カナダ	44
チェコ	6
エストニア	2
フィンランド	2
フランス	20
ドイツ	33
ギリシャ	1
ハンガリー	1
アイルランド	1
イスラエル	10
イタリア	5
韓 国	43
ラトビア	1
リトアニア	6
メキシコ	16
オランダ	51
ノルウェー	2
ポーランド	6
ポルトガル	4
ルーマニア	5
セルビア	1
スロバキア	1
スペイン	26
スウェーデン	3
トルコ	3
英 国	60
米 国	51

注 法務省矯正局の資料による。

● 図表4-5 受刑者送出移送人員

(平成30年)

執行国	人員	麻薬 取締法	覚せい剤 取締法	大麻 取締法	あへん法	関税法
総 数	28	1	26	2	1	28
ベルギー	1	-	1	-	-	1
カナダ	2	-	2	-	-	2
チェコ	2	-	2	-	-	2
フランス	1	-	1	-	-	1
ドイツ	4	-	4	-	-	4
メキシコ	3	-	3	-	-	3
オランダ	3	-	3	-	-	3
ポルトガル	2	-	2	1	-	2
スペイン	2	-	2	-	-	2
トルコ	1	-	-	-	1	1
米 国	7	1	6	1	-	7

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 1人の受刑者につき数罪ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

世界保護観察会議は、社会内処遇の発展や、国際ネットワークの拡大を期して、世界各国の実務家や研究者等が意見交換等を行う会議である。第3回会議は、平成29年(2017年)9月に、「社会内処遇の発展とコミュニティの役割」をテーマに我が国で開催され、世界34の国・地域が参加した。

また、アジア保護司会議は、保護司制度及びこれに類似する制度を有するアジア諸国を招聘し、過去に2度(平成26年(2014年)及び平成29年(2017年))、我が国において開催しており、各国の保護司制度の現状と課題等について情報を共有し、社会内処遇における保護司の役割の重要性を再確認した。



第3回世界保護観察会議の様子

1 概説

刑事における国際協力を行う加盟国に対して技術支援を行い、その能力を高めることは、様々なSDGsのゴールに関連するターゲットを実現する鍵になるとされている(ガイド141参照)。また、刑事司法機関の能力構築等の技術支援は、法及びその執行に対する国民の信頼と尊重の醸成に資するものであり、ひいては法遵守の文化の醸成につながりうるものとされている(ガイド122参照)。

我が国では、法務省、外務省、警察庁等が協力して、刑事司法分野において国際的な技術支援を行ってきた。その中でも、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNA FE I: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)による技術支援は、第4回京都コンGRESS以前から続く歴史あるものであり、国際社会における刑事司法の発展に寄与してきた。また、我が国は、積極的に法制度整備支援を実施したり、矯正建築分野においても技術支援を行ってきたりしてきた。このように、我が国自身が技術支援を行う以外にも、我が国は、UNODCほか国際機関を通じた支援も行ってきたところである。

そこで、本節では、これらの我が国の国際的な技術支援の取組について紹介する。

2 国連アジア極東犯罪防止研修所における支援

(1) 国連アジア極東犯罪防止研修所の活動を通じた国際貢献の概要

UNA FE Iは、UNODCを中核とする国連犯罪防止・刑事司法プログラムネットワーク機関(PNI: Institutes of the UN Crime Prevention and Criminal Justice Programme Network)の1つである。UNA FE Iは、昭和37年(1962年)に国連との間の協定に基づいて設立され、その設立以降、国連機関や他のPNI等と連携・協力をしながら、国際社会における刑事司法の発展に貢献する責務を果たすため、50年以上の長い歴史と実績を積み重ねてきた。

その主な活動は、開発途上国等の刑事司法実務家の人材育成を中心とする技術支援と国連の刑事司法分野の政策形成や実現への関与・貢献である。

また、UNA FE Iは、国連の会議において、政府代表やNGOとは異なる独自のステータスと役割を有するPNIとして、刑事司法分野における実質的な政策決定機能を有する国連犯罪防止刑事司法委員会や、コンGRESSに参加・貢献することなどを通じて、国連の刑事司法分野の政策決定・実施に積極的に関与し続けてきた。

日本国政府は、国連との協定に基づき、UNA FE Iの費用を全額負担するとともに、捜査・公判から犯罪者の社会復帰までを担う警察官、検察官、裁判官、矯正・保護分野等出身の法務省職員等を配置してUNA FE Iを運営している。日本国政府は、専門的知見を有する人員、費用、運営の側面から、UNA FE Iを全面的に支えており、その活動を通じて、国際社会における刑事司法の発展に大きく貢献し続けてきた。

(2) 技術支援活動

UNA FE Iの主な技術支援活動は、開発途上国の刑事司法実務家に対する研修等を通じた人材育成であり、①国際研修、②地域別支援、③二国間支援の3種類に大別される。

UNA FE Iでは、50年以上の長い歴史を誇る中核業務として、外務省や独立行政法人国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)との協力による国際研修を実施している。UNA

UNAFEIは、国際研修において、国連犯罪防止刑事司法プログラムの優先事項、コンGRESS政治宣言、SDGs等の国連の重点政策に沿ったテーマを設定している。近年では、国際組織犯罪、テロリズム、汚職、薬物犯罪、人身取引及び移民の密輸、女性・子供に対する暴力、不寛容又は差別を動機とする犯罪、再犯防止、薬物使用者の処遇等のテーマを扱っており、関連する国連準則やSDGs及びこれらに関するグッドプラクティスを紹介し、関連する条約及び国連準則等の普及と研修参加国における効果的な適用・実施を促している。

特定の地域や国に対するUNAFEIの技術支援活動は、主としてアジア諸国を対象としつつ、ラテンアメリカ、アフリカにも広がっている。

UNAFEIは、京都CONGRESS以後、その成果のフォローアップとして、UNAFEIが担当したワークショップのテーマである再犯防止策について、技術支援を実施していく。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、喫緊の課題として、過剰収容の矯正施設における感染拡大リスクや保安リスクへの対応のための支援ニーズが高まっており、UNAFEIは、過剰収容緩和策や刑務所の適正運営に関する技術支援を強化していく。

これらの研修の成果は、研修参加者間で共有されるだけでなく、「リソースマテリアル」として出版され、ウェブサイトへの掲載により、一般に広く共有されている。また、UNAFEIは、国連テロ対策委員会、国際汚職対策機関協会総会、アジア太平洋矯正局長等会議、国際矯正刑事施設協会総会、世界保護観察会議等の様々な国際フォーラムに参加したほか、UNODCの地域セミナー、ASEAN地域における国際セミナー、タイ法務研究所のワークショップ等に教官を専門家として派遣し、研修・研究の成果やこれらを通じて得た専門的知見を発信し、国際社会に広く共有してきた。

加えて、UNAFEIは、研修参加者による強固な人的ネットワークを構築しており、刑事司法分野における国際協力の推進に貢献している。UNAFEIの研修参加者(アラムナイ)は、約140の国・地域、約6,000人に上っており、研修の成果を発揮して母国の刑事司法の向上に励んでいる。これらのアラムナイの中には、最高裁長官、法務大臣、検事総長等の高位高官についた人も多数いる。こうしたUNAFEIの活動は、国際社会、特に被支援対象国から高く評価されており、その国際社会におけるプレゼンスは非常に高い。

現在、新型コロナウイルス感染拡大により国境をまたいでの人的交流は制限されているが、UNAFEIでは、国際社会において急速に普及したオンライン会議システムを活用し、世界のアラムナイを対象としたオンラインの同窓イベントを次々と実施し、その国際的な人的ネットワークの強化を果たしている。

● 図表4-6 UNAFEIの卒業生が高位高官に昇進した例



(3) コングレスや国連の刑事司法分野の政策形成や実施支援への関与・貢献

UNAFEIの国連の政策形成における最も大きな功績の一つは、平成2年(1990年)に採択された非拘禁措置に関する国連最低基準規則(東京ルールズ)の策定における関与である。UNAFEIは、同規則において、国連からの依頼を受け、第一原案を作成するなど、東京ルールズとの略称を得るもととなった非常に重要な役割を果たした。

この分野で特筆すべきUNAFEIの重要な貢献は、コングレスにおけるワークショップの企画・運営である。UNAFEIは、平成12年(2000年)の第10回コングレス(ウィーン)では「コンピュータネットワークに関連する犯罪」、平成17年(2005年)の第11回コングレス(タイ)では「マネー・ローンダリングを含む経済犯罪対策」、平成22年(2010年)の第12回コングレス(ブラジル)では「矯正施設における過剰収容に対する戦略とベストプラクティス」、平成27年(2015年)の第13回コングレス(カタール)では「女性犯罪者及び非行少年の処遇及び社会復帰」をテーマとしたワークショップを担当した。

UNAFEIは、令和3年(2021年)の京都コングレスにおいて、タイのPNIであるタイ法務研究所(TIJ)の協力を得て、ワークショップ2「再犯防止：リスクの特定とその解決策」の企画・運営を担当する。

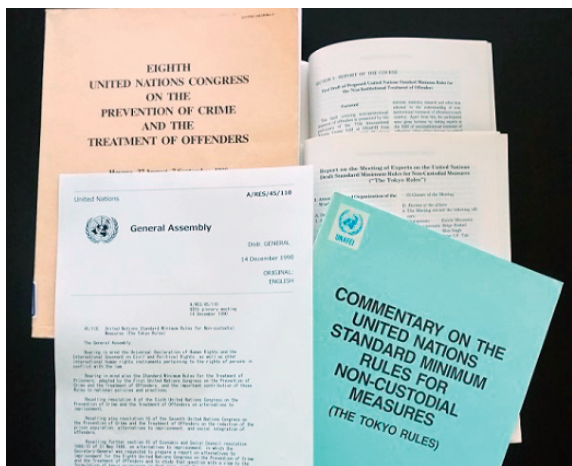
再犯防止は、国際社会の関心の高い重点分野である。再犯防止においては、罪を犯した者の改善更生、社会復帰、社会への再統合を遂げることが重要である。単に厳罰を科して刑務所に入れるだけでは、再犯防止や社会復帰が図れないことは国際的にも認知されており、再犯防止、社会復帰のためには、刑の均衡等の刑事司法における他の目的などを十分に考慮しつつも、刑事司法のプロセス全体を通じて、犯罪者



UNAFEI及びICDが入る
国際法務総合センター国際棟



国際研修



犯罪者の社会内処遇について定めた国連準則、通称「東京ルールズ」。UNAFEIが原案を作成するなどして策定に貢献。



ワークショップ(第13回ドーハコングレス)

の社会復帰に適した環境やプロセスを整備，確保することが重要である。そうした観点から，個人の特性に応じた処遇・介入，適切な非拘禁措置の活用といった社会内における適切な介入や支援，プロセス全体を通じた支援の継続性，これらを実現するための民間の参加や官民協働の取組の活性化などが再犯防止の重要な柱となる。

UNAFEIは，これらの柱が，今後の国際社会の再犯防止に向けた取組における中核的な関心事項になると確信しており，京都 कांग्रेसワークショップ2の成果を最大限活用し，また，国を挙げて再犯防止対策に取り組んでいる日本の知見や経験を生かしながら，第3編第2章記載のUNODCによる再犯防止のための国連準則の策定とその実施を始めとする京都 कांग्रेसのフォローアップとして， कांग्रेस後の再犯防止に関する国連の政策形成や技術支援活動を推進していく。

また，UNAFEIは，これまで培った人的ネットワークを強化し，刑事司法分野の国際協力を大きく推進するため，京都 कांग्रेसにおいて，アラムナイ同窓イベントを実施する。

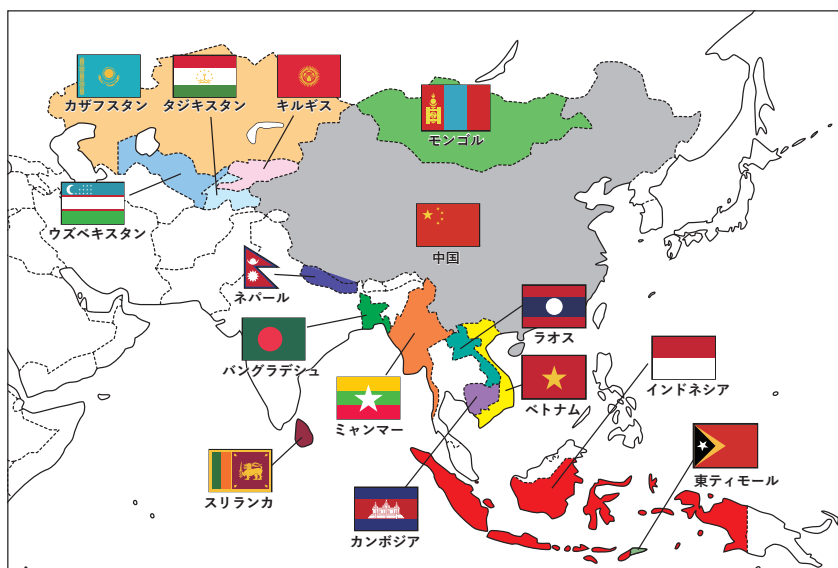
3 法制度整備支援

(1) 概要

我が国は，政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）を活用し，平成6年（1994年）以降，アジアの国々に対し，法令の起草や法務・司法分野の人材育成等を支援する法制度整備支援を積極的に実施している。法制度整備支援は，各国が取り進む法の支配の定着や持続的成長のための社会基盤の整備に向けた自助努力を支援するものであり，平和で安定した社会の実現のための重要な国際協力である。法制度整備支援を行うに当たっては，法務省，外務省等の関係省庁はもとより，最高裁判所，日本弁護士連合会，大学等関係者が協力・連携している。法務省は，各国からの支援要請の高まりを受けて，平成13年（2001年）に，法制度整備支援に専従する部署として，法務総合研究所内に国際協力部（ICD：International Cooperation Department）を新設した。以後，国際協力部は，外務省及びJICA等関係機関と緊密な連携を保ちながら，法制度整備支援活動を行っている。

当初，我が国は，ベトナムやカンボジアを対象にして法制度整備支援を開始し，その後，対象国を拡大して，ラオス，インドネシア，ミャンマー，東ティモール等の東南アジアだけでなく，ウズベキスタン，モンゴル，ネパール，バングラデシュ等の国々に対しても法制度整備支援を実施するようになった。これまでの法務省の主な支援対象国は10か国以上に上る。

● 図表4-7 ICDの支援対象国



法制度整備支援の内容は幅広く、我が国は、法律の起草支援はもとより、法律の適正な運用に関する支援、法律の専門家の人材育成支援も重視して行ってきたところである。我が国は、相手国から実務家等を日本に招いて研修や共同研究を実施したり、法務省等により派遣される専門家が長期間又は短期間相手国へ赴いてセミナーを実施したりするなどして、相手国に対して、必要な知見・情報を提供している。こうした我が国の協力は、相手国との間の二国間で実施することが多く、実施するに当たっては、相手国との対話を通じて各国の実情に合った取組を共に考える方法を採用し、相手国が自ら法制度を適切に運用し、持続的に改善できる能力の向上を図ることを重視している。

我が国の法制度整備支援は、約四半世紀にわたって、相手国との信頼関係に基づき、実績を積み重ねてきた。法制度整備支援において対象とする法分野は、民商事法から刑事法、更に行政法まで多岐にわたるが、これまで実施された刑事司法分野における主要な支援活動としては以下のものが挙げられる。

(2) ベトナムに対する支援

ベトナムとの協力は、平成6年(1994年)に開始し、平成8年(1996年)以降は、JICAによる複数の技術協力プロジェクトとして法整備支援を実施しており、法務省は、これらのプロジェクトにおいて、現地に駐在して日々アドバイス等を行う長期専門家として検事を派遣している。

これらのプロジェクトでは、ベトナムが進める法制度整備及び司法改革の支援の一環として、刑事訴訟法改正や人民検察院組織法改正等の支援を行ったほか、検察官マニュアルを始めとする執務参考資料の作成等を支援し、現地で活用されるなど、司法関係機関の能力強化や実務改善において、成果を上げている。最近でも、適切な刑事裁判実務のため、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会が協力して改正刑事訴訟法を研究する活動を支援しているほか、検察官等を対象とした現地セミナーにおいて、様々な犯罪類型に関する知見の提供を積極的に実施している。また、法務総合研究所は、平成12年(2000年)以降、ベトナム最高人民検察院との間で、独自に協力関係を築き、両国の刑事司法制度を比較検討し、意見交換等を行うプログラムを実施している。



ベトナム現地セミナーの様子



検察官マニュアル(プロジェクトの成果物であり、現地の検察官に配布・活用されている。)

(3) ラオスに対する支援

ラオスに対する協力についても、主にJICAによる技術協力プロジェクトとして法整備支援を実施しており、法務省は、検事を長期専門家として現地に派遣するなどしている。

ラオスにおいては、司法関係機関や法学教育機関における人材育成能力の向上を重視した支援を実施しており、平成22年(2010年)以降、刑事司法分野においては、ラオスが刑事訴訟法の教材、捜査段階の実務を解説したQ&A集等を作成・普及する活動を支援してきた。現在も、プロジェクトでは、刑事司法を担う人材を育成する一環として、刑事司法実務において極めて重要な事実認定能力を向上させるため

の取組を支援している。



日ラオス司法分野協力関係20周年及びラオス
民法典成立記念式典



プロジェクトの成果物(教材)

(4) その他の支援

以上で説明した以外にも、我が国は、様々な国に対して、刑事司法分野の協力を行っている。

例えば、東ティモールに対し、司法省の法案起草能力向上を支援する一環として、逃亡犯罪人引渡法(後に、国際刑事司法協力法の一部として平成23年(2011年)に成立)や違法薬物取締法(平成29年(2017年)成立)、少年法等の起草を支援した。

また、ネパールでは、平成20年(2008年)の王制廃止、連邦民主制への移行後、民事・刑事の実体法・手続法のすべてを網羅した成文法である「ムルキ・アイン」(Muluki Ain)が改定され、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び量刑法がそれぞれ成立(平成30年(2018年)施行)した。この過程で、JICA及び法務省は、専門家・調査団派遣や本邦研修を実施するなどして、これらの法案の起草支援、裁判所の事件管理改善に向けた支援、日本の刑事司法制度の情報・知見の提供及び両国の比較法制研究等を実施してきた。また、新たな刑事関係3法が適切に運用されるための協力として、法務省は、日本での共同研究や、逮捕状、社会内処遇等をテーマにした現地セミナー等を積極的に実施している。

ウズベキスタン共和国との間では、平成16年(2004年)以降、倒産法、行政法の分野で法整備支援を行ってきたものであるが、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においては、ウェブ会議を活用して、同国における犯罪白書の作成、行政法の解説書作成に向けた共同活動を行っている。

さらに、我が国は、コートジボワールに対して、司法アクセス改善のための技術支援も実施してきた。コートジボワールにおいては、一部の地域に弁護士が偏在しており、特に地方において相談できる弁護士が不在であるといった事情があることに加え、そもそも誰に相談したらよいかわからない、弁護士の意見を聞いてみるだけの経済的余裕もないといった理由から、市民の多くが司法サービスにアクセスするのが非常に困難な状況にあった。そのため、我が国は、平成26年(2014年)から、我が国の法テラスの情報提供業務を模範として、現地の法律家及び司法省と協力して、市民の司法へのアクセスを容易にするコールセンターの設置に向けた助言等を提供してきた。その結果、平成28年(2016年)12月から、コールセンターの運営が開始され、市民が、法律や裁判所の手続等に関する質問や犯罪被害に関する相談なども電話で簡便に行うことができるようになり、司法へのアクセスが容易になった。

その他、技術協力プロジェクトや専門家派遣以外にも、平成28年(2016年)12月には京都コンGRESSにおける重要なテーマである法遵守の文化に関し、各国の理解を深めるため、カーネギー国際平和基金やUNODCより専門家を招き、JICA-UNDPシンポジウムを開催して法遵守の文化について意見交換を行うなどした。

4 警察分野における支援

警察庁では、我が国の警察の知見や特質をいかせる分野において、外務省やJICAと協力し、専門家の派遣や研修員の受入れを通じた海外の警察に対する支援を行っている。令和元年(2019年)中は、インドネシア国家警察改革支援プログラムの一環として、5人の専門家を新たに派遣したほか、14回の研修でインドネシア、ベトナム、東ティモール、ミャンマー等各国の警察幹部を含む169人の研修員を受け入れた。

警察庁では、当該研修において、日本の警察制度、組織運営、業務管理、捜査手法等に関する講義、地方(都道府県警察)研修、関連施設の視察を通じ、警察活動に係る支援を行っている。

具体的には、深刻な薬物問題を抱える国・地域から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締りに関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための薬物犯罪取締セミナーを開催しているほか、犯罪鑑識に係る研修においては、指掌紋を中心に鑑識・鑑定に関する制度・知識・技能の内容を紹介し、犯罪捜査、死者の身元特定等の警察活動における活用を促している。

5 矯正建築分野における支援

我が国は、平成3年(1991年)に始まったタイでのシリントン少年院整備事業(無償資金援助協力)をきっかけに、20年以上にわたり、施設整備を中心とした政策アドバイザーとして法務省の職員をタイへ継続的に派遣するなど、同国法務省との協力関係を築き、同国の矯正建築分野における技術水準の向上に貢献してきた。

このような技術向上への貢献を、タイのみならず、更にアジア諸国にも広げるため、矯正建築分野における最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的とした国際会議の設立をタイに提案し、アジア矯正建築会議(ACCFA: Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners)を設立した。この会議は、平成24年(2012年)に東京で開催された第1回会議以降、アジア各国で開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、会議の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしている。

令和元年(2019年)10月28日から11月1日までの5日間にわたり、第8回会議が東京で開催され、タイ等のアジア各国から13か国及びUNA FEI等の国際機関等から4機関が参加し、矯正施設に関する現状と課題、国際的な基準・準則や推奨を踏まえた矯正施設整備における設計者・企画者や利用者の協働、矯正施設が様々な処遇プログラムの遂行に果たす役割((例)再犯防止プログラム、各種処遇プログラム、社会復帰プログラム等)、矯正施設の維持管理等のための良質で持続可能な環境の実現、施設の特異性に対応する矯正建築の技術について議論がなされた。



第8回アジア矯正建築会議

6 UNODCほか国際機関を通じた支援

(1) 概要

我が国は、UNODCなどの国際機関の有する専門性を活用した技術支援にも積極的に取り組んでおり、その取組は、テロ対策のみならず、腐敗対策、人身取引対策、薬物対策、海上犯罪対策等幅広い分野に及んでいる。

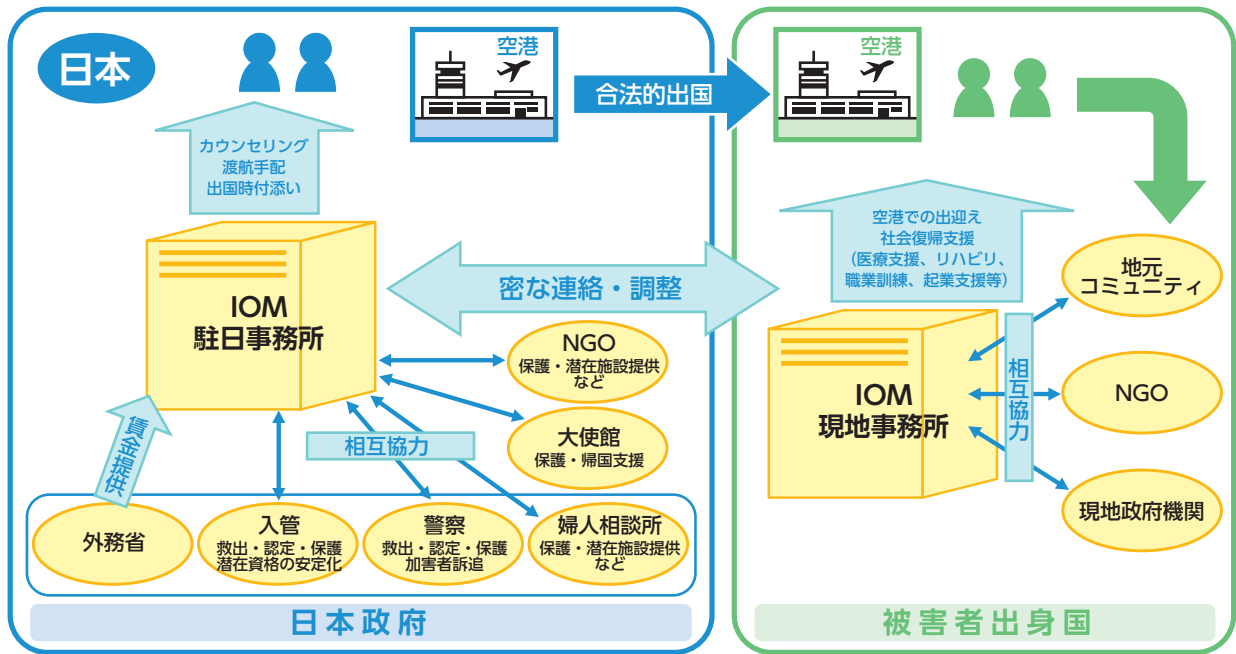
(2) 腐敗対策

我が国は、UNODCへの拠出を通じて、開発途上国の関連法制度の強化、及び腐敗対策当局による捜査・訴追能力の強化を目的とした研修などを実施している。また、アジア太平洋地域における贈賄対策促進を目的に、OECDとアジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）が共同で立ち上げた枠組みである、OECD／ADBアジア・太平洋腐敗対策イニシアティブ実施のための基金に平成19年（2007年）以降、拠出を行い、アジア各国における贈賄防止のための意識向上、政策立案・司法執行能力の向上を支援している。また、我が国は、各国による国連腐敗防止条約の実施状況を審査し、条約の効果的实施に必要な技術援助ニーズの特定等を行う国連腐敗防止条約実施レビューメカニズムの運営を支援するため、平成29年（2017年）以降、同条約の事務局であるUNODCに対する拠出を行い、国際的な腐敗対策における課題の特定及び解決に貢献している。

(3) 人身取引対策

UNODC、国連女性機関（UN Women）、国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）への拠出を通じ、各国における人身被害者保護・対策に資する事業への拠出を行っている。また、適切な人身取引対策及び保護、並びに国際組織犯罪防止条約の人身取引議定書の適切な履行のため、我が国は国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）への拠出を通じ、日本国内で保護された外国人人身取引被害者の（本人が希望する場合）母国への安全な帰還、再被害の防止を目的に、被害者へのカウンセリング、ケースワーカーの派遣、通訳の提供、帰国支援（渡航費の支給を含む。）、及び母国での自立・社会復帰支援（医療、教育及び職業支援の提供並びに継続的なモニタリング）等を実施している。IOMの調査によれば、これらの支援を受けた後に再被害に遭った外国人被害者は存在していない。

● 図表4-8 IOMを通じた自主的帰国・社会復帰支援の流れ (IOM)



IOMマニラ職員による被害者へのモニタリング・インタビューの様子 (IOM)

(4) 薬物対策

UNODCと協力して、アジア太平洋地域における覚醒剤や危険ドラッグなどの合成薬物の調査、分析、空港や港湾での取締当局の貨物検査能力の向上支援を行っている。特に世界最大の違法ケン栽培地であるアフガニスタンに関しては、国境管理の強化や代替作物開発の促進及び周辺国と合同の麻薬取締官の能力強化に取り組むと共に、平成30年(2018年)には、日本の拠出金を基に、アフガニスタンと中央アジア5か国の麻薬警察の捜査官をモスクワ郊外のドモジェドヴォに招へいし、ロシア内務省の職業訓練学校である「ドモジェドヴォ訓練センター」で研修を行う、日・露・UNODCの連携プロジェクト「ドモジェドヴォ・プロジェクト」の一環として、アフガニスタン内務省に麻薬探知犬チームを創設するプロジェクトを新たに発足した。

(5) 海賊及び海上犯罪対策

海上犯罪の防止という観点から、UNODCへの拠出を通じてインド洋沿岸諸国における沿岸警備隊の能力強化研修や我が国企業による顔認証システムの導入を実施している。また、ソマリア沖海賊対策のために、平成21年(2009年)より、国際海事機関(IMO:International Maritime Organization)が設置した基金に拠出し、イエメン、ケニア及びタンザニアへの情報共有センターの設置や、ジブチにおける地域訓練センターの建設及び同センターにおける海上法執行機関等の能力向上を目的としたセミナー開催の支援などを行っている。また、平成22年(2010年)より、UNODC(平成24年(2012年)からUNDP内に設置されたマルチパートナー信託基金事務所が管理)が管理する国際信託基金への拠出を通じ、ソマリア周辺国の法曹関係者の訓練・研修などを支援している。

1 国際的なテロ等の現況

テロリストは、昨今、グローバル化、急速に発達するテクノロジー及び社会的、政治的、経済的脆弱性をますます悪用しているとされている(ガイド144参照)。

例えば、ISILは、これに対する各種の軍事作戦や攻勢の結果、平成31年(2019年)3月、その最後の拠点が解放されたものの、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員(FTF: Foreign Terrorist Fighters)の母国への帰還や第三国への移動によってもたらされる脅威への対応は国際社会における喫緊の課題である。このように、テロ及びテロの根本原因の一つとされ、目的達成のために暴力の行使を是とする思想たる暴力的過激主義の脅威は、引き続き、アジアも含め世界中に拡散している。

また、平成31年(2019年)3月にニュージーランドのクライストチャーチで発生したテロ事案(銃の乱射事件)では、実行犯が犯行時にカメラを取り付けたヘルメットをかぶり、銃撃の様子をSNS上でライブ配信、その映像が瞬時に拡散されるというこれまでにない現象が発生している。平成31年(2019年)4月には、内戦終結から10年が経過し、治安情勢が安定し、平和的な環境が定着したと認識されていたスリランカで日本人を含む250人以上が死亡したアジアにおける近年最大の同時多発テロが発生した。これらのテロ事案にみられるように、アジアにおいて、テロの形態、背景の多様化が進んでいると言える。クライストチャーチ事案においてテロ攻撃の映像がインターネット上で拡散されたことは、インターネットがテロの脅威を拡散し、かつ、新たなテロを誘発するなどテロを促進するツールとなるおそれがあることを示した。

以上のような国際的なテロの状況に照らし、アジアにおいてテロ及び暴力的過激主義対策を一層強化する必要があり、同時に、暴力的過激主義に感化される人を生まない社会環境の構築が急務であるところ、我が国は、これまでもテロ及び暴力的過激主義対策のための国際協力並びにこれに資する技術支援を行ってきたことから、本節では、これを紹介する。

2 国際的なテロの防止等のための国際協力

我が国は、平成31年(2019年)の二つのテロ事件発生を受け、ニュージーランド、スリランカそれぞれに対して、国際社会と手を携えてテロと断固として戦う決意を表明した。平成31年(2019年)4月にフランスのディナールで実施されたG7外務大臣会合及びパリで実施された内務大臣会合においては、テロ対策の議論がなされ、成果文書においても、テロ対策の要請が具体的に示された。また、令和元年(2019年)6月、G20大阪サミットでは、我が国は、「インターネットの悪用防止に関するG20大阪首脳声明」を取りまとめた。同首脳声明は、テロ等へのインターネットの悪用防止のため、各国政府が、他国、国際機関、産業界及び市民社会と協力することの重要性を示している。これらの成果文書にまとめられた内容の着実な実施が求められている。これを受け、我が国としては、テロ対策に関するグローバル・インターネット・フォーラム(GIFFCT: Global Internet Forum to Counter Terrorism)の議論に参加し、また、インターネット関連企業との間で「官民連携した取組」を推進している。

また、我が国は、これまで、関係の深いASEAN地域とのテロ対策の協力やASEAN各国のテロ対策協力の強化を積極的に実施してきた。定期的に日本とASEAN各国政府との間でテロ情勢やテロ対策について、さらには、テロ対策分野での地域協力の促進について、情報共有・意見交換等を行う日・ASEANテロ対策対話を実施している。平成31年(2019年)1月にはブルネイにおいて、「第11回日・ASEANテロ対策対話」を開催し、ASEAN統合を推進するためのASEAN諸国の努力を支援するなどの目的で我が国が支援金を拠出した日・ASEAN統合基金(JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund)を活用し

た具体的なプロジェクトの議論や、特に国連安保理決議第2396号(後述)の同地域における着実な履行を促すための方策について議論した。また、令和元年(2019年)5月には、マレーシアで開催されたグローバル・テロ対策フォーラム(GCTF:Global Counterterrorism Forum)のテロリスト渡航対策イニシアティブ(安保理決議第2396号の履行を確保するためのイニシアティブとして平成30年(2018年)9月に発足)の活動の一環として東南アジア地域を対象に開催されたワークショップにASEAN諸国の治安対策担当官が参加できるよう、JAIFを活用して参加を支援した。

この他にも、我が国はテロ情勢やテロ対策協力等に関し、二国間・三国間での協議を通じて関係国との個別の意見交換を行ってきている。

3 国際的なテロの防止等に資する技術支援

我が国は、平成28年(2016年)に、G7伊勢志摩サミットを開催し、議長国として「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」を取りまとめた。この行動計画の中では、①ICPOのデータベースや乗客予約記録の活用を始めとする具体的なテロ対策、②暴力的過激主義を防止するための対話を通じた「寛容」の促進及び、③開発途上国への能力構築支援の重要性が掲げられた。

①については、生体データのほか、ICPO紛失・盗難旅券データベース、航空会社が保有する事前旅客情報、乗客予約記録等の活用促進のためのプロジェクトについて、国際機関を通じて支援している。平成29年(2017年)12月に国連安保理において、ICPOのデータベースや乗客予約記録等の情報の活用や共有について一部義務化する決議第2396号が採択され、我が国も共同提案国として同決議の採択に貢献した。さらに我が国は、前述のとおり、同決議のASEAN諸国における着実な履行を促すため、マレーシアで開催されたGCTFテロリスト渡航対策イニシアティブのワークショップに際し、ASEAN諸国の治安対策担当官の参加を支援した。

また、我が国は、②の対策として、テロの根本原因である暴力的過激主義対策については、教育を通じた子供・若者の過激化防止対策、女性・青年の能力構築支援、帰還FTFの処遇対策、そのための刑務官の能力向上(受刑者管理・脱過激化支援等)などを、国際機関のプログラムへの拠出等を通じ、重点的に実施している。

さらに、我が国は、③の支援として、アジアでの具体的事例として、平成30年(2018年)にインドネシアで開催された「第18回アジア競技大会」のテロ対策強化のため、同大会のメインスタジアムに対しODAにより最新鋭の顔認証システム等のテロ対策機材を供与し、さらに9月には、顔認証等の生体データ活用促進を図るため、我が国が拠出するJAIFを活用して、同機材を利用してASEAN諸国の実務者を対象としたワークショップを実施した。

1 概説

国際社会において、ここ10年の間に関心が増してきた新しい形態の犯罪として、サイバー犯罪、海賊行為、野生生物に関する犯罪、文化財、臓器や偽造された医薬品の違法取引等が考えられるところである（ガイド152参照）。

本節では、これらの犯罪のうち、我が国においても、重大な脅威となっているサイバー犯罪について取り上げる。

サイバー空間は、今や、インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着したため、国民の日常生活の一部となっている。そのため、不正アクセス禁止法違反等のサイバー犯罪が多発しているほか、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）といったサイバー攻撃が世界的規模で発生するなど、サイバー空間における脅威は深刻化している状況にある。

そこで、本節では、まず、サイバー犯罪の現況を紹介した上で、本章の議題に沿って、我が国が行っているサイバー犯罪の防止や捜査等のための国際協力や技術支援を紹介する。

2 サイバー犯罪の現況

我が国における最近5年間のサイバー犯罪の検挙状況は、図表4-9のとおりである。

我が国では、サイバー犯罪は、他人が管理するコンピュータへの不正なアクセスを禁止する不正アクセス禁止法違反の罪、刑法に規定されている不正指令電磁的記録に関する罪及びコンピュータや電磁的記録を対象とした犯罪等として検挙され、処罰される。サイバー犯罪の検挙件数は、増加傾向にあり、平成30年（2018年）中の検挙件数は9,040件と、前年より26件（0.3%）増加し、過去最多を記録した。

●図表4-9 サイバー犯罪の検挙件数の推移

（平成26年～30年）

区分	年次	26	27	28	29	30
合計（件）		7,905	8,096	8,324	9,014	9,040
不正アクセス禁止法違反		364	373	502	648	564
不正指令電磁的記録に関する罪及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪		192	240	374	355	349
児童買春・児童ポルノ禁止法違反		1,741	1,881	2,002	2,225	2,057
詐欺		1,133	951	828	1,084	972
著作権法違反		824	593	586	398	691
上記以外の罪種		3,651	4,058	4,032	4,304	4,407

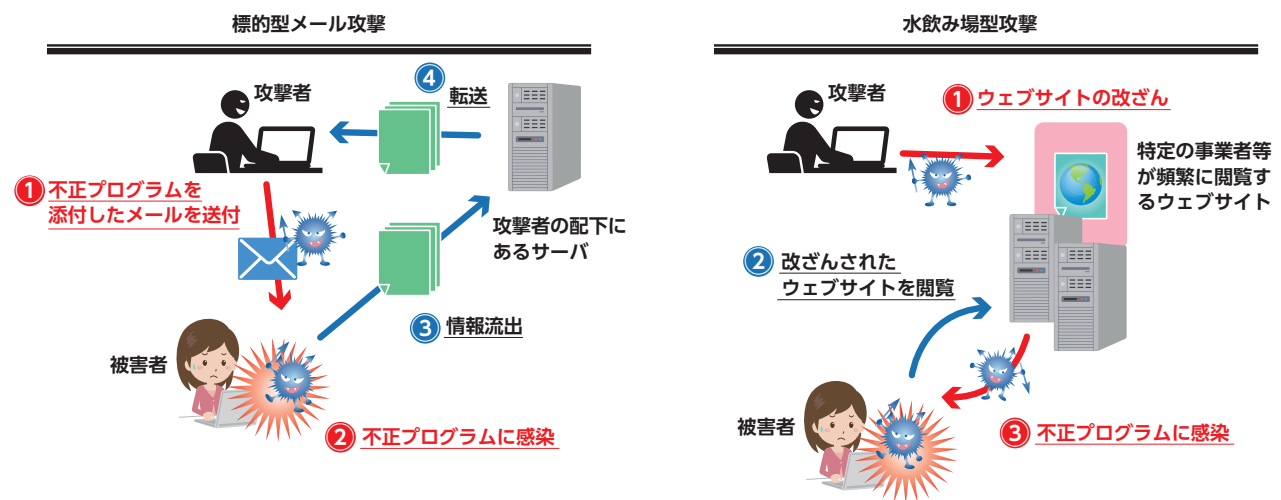
近年、世界的にも、サイバーテロやサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃が問題となっている。

サイバーテロは、情報通信技術が浸透した現代社会において、インフラ機能の維持やサービスの供給を困難とし、国民の生活や社会経済活動に重大な被害をもたらすおそれがある。このようなサイバーテロに用いられる手口としては、セキュリティ上のぜい弱性を悪用するなどして攻撃対象のコンピュータに不正に侵

入するもの、不正プログラムに感染させることにより管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令するものなどがある。

また、近年、情報が電子データの形で保有されていることが一般的となっている中、サイバーインテリジェンスによって、軍事技術への転用も可能な先端技術や外交交渉における国家戦略等の機密情報が窃取されるおそれがある。図表4-10のとおり、サイバーインテリジェンスに用いられる手口としては、市販のウィルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付して、業務に関連した正当なものであるかのように装った電子メールを送信し、これを受信したコンピュータを不正プログラムに感染させるなどして、情報の窃取を図る標的型メール攻撃が代表的である。また、このほかにも、対象組織の職員が頻繁に閲覧するウェブサイト改ざんし、当該サイトを閲覧したコンピュータに不正プログラムを自動的に感染させる水飲み場型攻撃も発生するなど、その手口はますます巧妙化・多様化している。さらに、我が国に対するテロの脅威が継続していることを踏まえると、物理的なテロの準備行為として、重要インフラ事業者等のシステムに侵入し警備体制に関する情報を窃取するなどのサイバーインテリジェンスが行われるおそれがある。

●図表4-10 サイバーインテリジェンスの手口



3 サイバー犯罪の防止や捜査等のための国際協力

このように、我が国においても世界的にも、サイバー犯罪の脅威が増している中、我が国は、積極的に、サイバー犯罪防止や捜査等のために国際協力をしている。

まず、我が国は、サイバー空間の利用に関する唯一の多数国間条約であるサイバー犯罪に関する条約(以下「サイバー犯罪条約」という。)を締結し、国際協力を推進している。すなわち、我が国は、サイバー犯罪条約の締結に伴い、サイバー犯罪に対処するために必要な一定の行為の犯罪化や捜査手段の整備等を行った。サイバー犯罪の捜査における国際協力について、一例を紹介すると、国境を越えて行われるサイバー犯罪について、我が国の国内における捜査で犯人を特定できない場合は、外国捜査機関の協力を求める必要があるところ、警察庁では、サイバー犯罪条約、刑事共助条約(協定)、ICPO、サイバー犯罪に関する24時間コンタクトポイント等の国際捜査共助の枠組みを活用し、国境を越えて行われるサイバー犯罪に適切に対処している。

また、我が国は、サイバー犯罪防止や捜査等のための情報共有や多国間の連携強化という点においても積極的に活動している。

例えば、我が国は、G7の国際組織犯罪対策やテロ対策等について検討する専門家会合(ローマ/リヨン・グループ)に置かれた、具体的プロジェクトを推進するサブグループの一つであるハイテク犯罪サブグ

ループや、ICPO及びユーロポールが共催するサイバー犯罪会議等の国際会議に参加している。また、FBIによる米国内外の捜査機関等の職員を対象としたサイバー犯罪対策等に関する研修や、ICPO等が主催するワークショップに警察職員を派遣するなどしている。この他にも、我が国は、ASEANとの間では、定期的に日・ASEANサイバー犯罪対策対話を開催し、サイバー犯罪対策や情勢に関する情報交換を行っている。

さらに、情報技術解析に関する知識・経験等の共有を図るため、ICPO加盟国の法執行機関に加えて、国内外の民間企業や学術機関が参加するデジタル・フォレンジック専門家会合に平成28年(2016年)から参加しているほか、情報セキュリティ事案に対処する組織の国際的な枠組みであるFIRSTに平成17年(2005年)から加盟しており、組織間の情報共有を通じ、適切な事案対処に資する技術情報の収集を行っている。

加えて、我が国は、サイバー犯罪条約関連会合に参加し、サイバー犯罪条約が新しい脅威に対してどのように適用されるかを明らかにするガイダンスノートの採択の議論などに関与するとともに、更なる国際協力の推進に向けて、追加議定書の議論にも積極的に関与している。

4 サイバー犯罪の防止や捜査等のための技術支援

サイバー空間の性質上、一部の国や地域における対処能力の不足が世界全体にとってのリスク要因となるため、我が国は、サイバー犯罪の防止や捜査等のための技術支援にも積極的に取り組んでいる。

まず、サイバー空間の脅威への諸外国の対処能力の向上を図るとともに、外国捜査機関等との協力関係を強化することを目的として、警察庁、外務省やJICAらが連携して外国捜査機関等に対する支援を行っている。平成26年(2014年)度からは、外国捜査機関等のサイバー犯罪対策等に従事する職員を招へいし、サイバー空間の脅威への対処に関する知識・技術を習得させることなどを目的とした研修を実施しているほか、平成29年(2017年)度からは、ベトナム公安省の職員を受け入れて、サイバーセキュリティ対策等に関する知識・技術の習得を目的とした研修を行っている。

また、例えば、我が国は、UNODCへの拠出を通じて、ASEAN諸国におけるダークネットや暗号資産が関連する犯罪などへの捜査及び訴追に関する能力向上に向けた支援に取り組んでいる。ASEAN諸国に関する技術支援としては、我が国は、JAIFを活用し、ASEAN諸国のサイバーに関する能力向上を目的とするASEANサイバー能力向上プロジェクトへの支援も行っている。現在、同プロジェクトにおいては、これまでの取組によって特定された国別の重点課題分野に関する対処能力の向上や、今後各国が、自ら能力向上に取り組むことができるような仕組み作りに取り組んでいる。

1 概要

テクノロジーの進歩は、2030アジェンダの達成を促進する一方で、犯罪にとって更なる犯罪の機会を与えかねない「諸刃の剣」とされている（ガイド162参照）。また、テクノロジーは、犯罪の手段となるが、同時に、犯罪への対抗手段にもなり得るものである。こうしたテクノロジーの両面における影響や役割をより深く理解するには、暗号資産を利用した犯罪、いわゆるダークウェブを利用した薬物取引や銃器取引、通信技術を利用した人身取引、児童の虐待や搾取、移民の密輸といった分野での検討が重要とされているところである（ガイド164から186まで参照）。

これらの犯罪への対処としては、電磁的記録の解析やネットワークの通信状況等の解析が重要であるところ、我が国においては、こういった情報技術の解析に力を注いでいる。そこで、まず、本節では、我が国の情報技術解析への取組について紹介する。

次に、近年、様々な分野において人工知能（AI）が応用されており、我が国でも、AI等の先端技術の警察活動への活用を試みていることから、これに関する取組を紹介する。

2 最新の情報技術解析

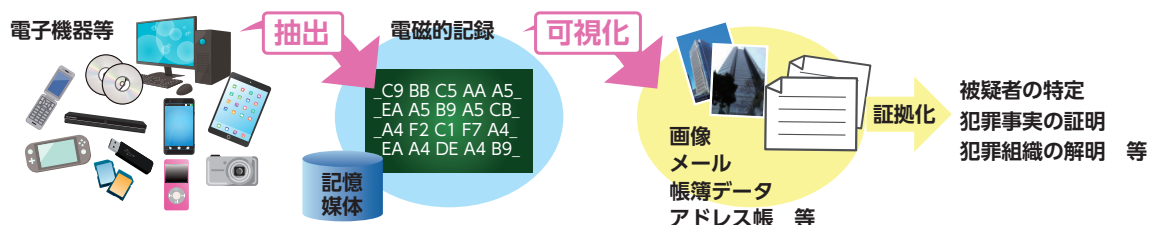
(1) 情報技術解析の重要性

コンピュータ、スマートフォン等の電子機器やネットワークを利用したサービスが普及・多様化し、これらがあらゆる犯罪に悪用されている中、我が国は、警察捜査を支えるため、電子機器等に保存された電磁的記録やネットワークの通信状況等の解析を行うことの重要性が増している。

ア デジタル・フォレンジック

犯罪に悪用された電子機器等に保存されている電磁的記録は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある。電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要である。しかし、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、これを犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

●図表4-11 デジタル・フォレンジックの概要

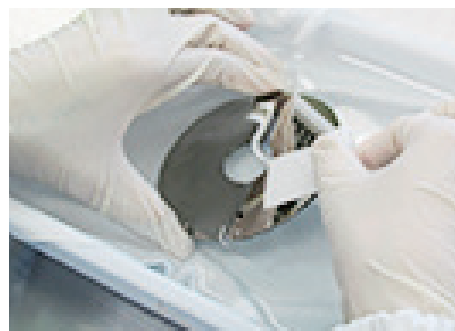


このため、我が国では、警察庁及び地方機関の情報技術解析課において、都道府県警察が行う犯罪捜査に対し、デジタル・フォレンジックを活用した技術支援を行っている。

例えば、平成30年（2018年）1月から同年5月にかけて、警察庁高度情報技術解析センターは、無職の男（22）らによるウェブサイトを利用した著作権法違反事件に関し、内部が浸水した状態のハードディスクの解析を行った。同センターは、空気中のほこり等を排除できるクリーンルーム内でハード

ディスクを分解の上、内部を洗浄し、再度組み立てたものを解析した結果、当該ハードディスクから被疑者の犯行を裏付ける電磁的記録を抽出することができ、同事件の検挙に貢献した。

また、平成30年(2018年)5月に中部管区警察局三重県情報通信部は、同年3月に三重県内の路上において発生した無職の少年(19)による強盗事件に関し、同少年が持つスマートフォンの解析を行った。その結果、事件直前に同少年が被害発生場所付近にいたことを示す位置情報をアプリから抽出することができ、同事件の検挙に貢献した。また、この解析により、別の窃盗事件の発生前後に現場及び被害品発見現場に同少年がいたことを示す位置情報も抽出することができ、余罪での検挙にも貢献した。



ハードディスクの洗浄状況

イ サイバーフォース

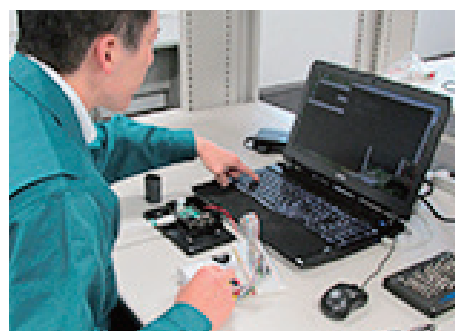
I o T機器の普及等により、サイバー空間と実空間の一体化が進む中、我が国では、警察において、サイバー空間の脅威の実態把握、サイバー攻撃発生時における被害拡大の防止、証拠保全等の技術支援を行うサイバーフォースを全国に設置するとともに、警察庁のサイバーフォースセンターにおいて、技術情報の集約・分析等も行っている。

例えば、サイバーフォースセンターでは、平成30年(2018年)1月以降、暗号資産採掘の機能を有する不正プログラムの感染活動を観測し、コンピュータがこれらの不正プログラムに感染した場合、採掘活動が行われるだけでなく、感染拡大にもつながることから、警察庁ウェブサイト「@police」において、適切な被害防止対策を講じるよう注意喚起を行った。

(2) 解析能力向上のための取組

ア 最新の技術等への対応

前節で述べたとおり、近年、コンピュータ・ウイルス等の不正プログラムを悪用したサイバー犯罪・サイバー攻撃が多発しており、不正プログラムの解析の需要が増大していることに加え、手口の巧妙化・多様化により、その解析には極めて高い技術力が求められている。また、I o T機器をはじめとする新たな電子機器やそれに関連するサービスの社会への定着、スマートフォン等のアプリの多様化・複雑化、自動運転システムの実現に向けた技術開発等が進む中、警察捜査を支えるためには、最新の技術に対応した解析能力の向上を図っていく必要がある。



ネットワークカメラの解析

そのため、我が国では、警察が、最新の技術を有する民間企業や研究機関との技術協力を推進し、技術情報を継続的に収集しているほか、犯罪に悪用され得る最先端の情報通信技術の調査・研究を推進するとともに、解析手法の開発や資機材の整備、高度な解析技術を持つ職員の育成等を行っている。

例えば、平成30年(2018年)3月、警察庁は、インターネットバンキングに係る不正送金事犯において、踏み台として悪用された疑いのあるネットワークカメラの解析を行った。その結果、当該カメラのメモリチップより抽出した電磁的記録から、不正プログラムに感染した痕跡を発見し、当該事犯の手口を特定することに貢献した。

イ 国内外の関係機関・団体等との連携

警察庁では、国内関係機関が参加するデジタル・フォレンジック連絡会の開催や各国の法執行機関

等が参加するICPOデジタル・フォレンジック専門家会合での技術情報の交換を通じて情報技術の解析に関する知識・経験等の共有を図るなど、国内外の関係機関・団体等との連携を強化し、情報技術解析に係るノウハウや技術の蓄積に努めている。



デジタル・フォレンジック連絡会

3 警察活動への先端技術の活用等

警察では、先端技術の活用による警察活動の質的向上に取り組んでいる。京都府警察においては、過去の犯罪発生情報を踏まえた独自のアルゴリズムを開発することにより、犯罪発生地の分析を行い、警察官のパトロール等に活用している。また、神奈川県警察においては、アルゴリズムを用いて犯罪や交通事故の発生場所を分析するための取組を行っている。

さらに、愛知県警察においては、技術的知見を持つ民間企業に職員を派遣し、AI等の先端技術についての知見を深め、警察活動への先端技術の活用のために必要な知識・技術を習得させる取組を実施している。

警察庁においても、警察活動への先端技術の導入に向けた企画・立案を行っており、令和元年(2019年)度には、AI等を活用して、防犯カメラ映像等から車種の判別や不審点の抽出を行うほか、疑わしい取引に関する情報を分析する実証実験を実施した。

1 はじめに

世界各国の刑事司法制度には、それぞれの国の歴史的・文化的背景や社会構成、国制の在り方などに応じて様々な違いがあるが、それぞれの国において、その全体が一体として機能するように成り立っているものと考えられる。

我が国の刑事司法制度においても、制度全体として、国民の信頼と期待に応え、個人の基本的人権を保障しつつ、事案の真相を明らかにするために、適正な手続が整備され、それにより公正な運営が図られている。

2 訴訟手続

- (1) 我が国では、検察官が、公訴を提起し、公判廷において、公訴事実を合理的な疑いを差し挟む余地のない程度まで証明することができなければ、被告人が有罪とされることはない。裁判所は、公訴提起の段階では検察官から起訴状のみの提出を受けることとされ、事件につき何らの予断を持つことなく公判に臨んでおり、誰もが傍聴できる公開の法廷において、当事者主義の審理により、検察官の主張及び立証と、被告人・弁護人の防御上の主張及び反証を公平な立場で十分に吟味した上で、有罪又は無罪の判決をする。この裁判所の判断については、その理由を判決書に明示することが求められ、その判断に不適法な点がないか、不当な点がないかについて、事後的に検証することができることが確保されている。当事者がこれに不服があるときは、その判断や理由に不適法な点がある場合のみならず、有罪・無罪を分ける事実の認定に誤りがあったり、刑の量定が不当であると考えられる場合にも、上訴をして、上級審裁判所の審査を受けることができる。裁判所を構成する裁判官については、独立した立場で職務を行うことができるよう、憲法上、裁判官の罷免が限定され、また、定期的に報酬が保障され、その減額が禁止されるなど、その身分が保障されている。
- (2) 我が国の刑事裁判については、「有罪率が99%を超える。」ことを重大視するむきもあるが、その数字には、公訴提起の仕組みやその運用の在り方等が影響しているものと考えられる。

すなわち、我が国では、検察官は、無実の人が被告人として応訴の負担やその他起訴されたことに伴う種々の不利益を被ることなどを可及的に避けるため、的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みのある場合に限って起訴するという運用が定着しており、このような起訴段階での慎重なスクリーニングが有罪率の高さをもたらす大きな要因になっていると考えられる。しかも、我が国では、証拠が整い、かつ法律上の条件を満たす場合にも、検察官は必ず公訴を提起しなければならないことはされており、犯罪の重大性の程度や対象者の一身の事情、犯罪後の状況など種々の事情を考慮して、検察官の裁量により起訴するか否かを決定することになっている。実際、最近の統計では、検察官が公訴を提起する事件の割合は37%にとどまる。「有罪率が99%を超える。」という場合は、この37%の事件が分母となっているのである。

それに加えて、我が国では、英米法系諸国のような有罪答弁の制度をとっておらず、「99%を超える」という「有罪」事件は、被告人側も有罪であることに争いのない事件が大半（通常第一審においては約9割）を占めていることにも留意する必要がある。

したがって、有罪率が高いことをもって、我が国の刑事裁判が公平、公正に行われていないと

か、刑事司法制度全体が公正さを欠き、無辜をも安易に処罰しているかのように言うのは短絡に過ぎ、実態を見誤るものである。

3 捜査手続

- (1) 刑事裁判の被告人は、裁判所における裁判により有罪と認定されない限り、かつ、それまでは、有罪として取り扱われず（無罪推定の原則）、検察官は、公訴事実を合理的な疑いを差し挟む余地のない程度まで立証する責任を負っており、それを証明するための十分な証拠を収集し、法廷にこれを顕出しなければならない。しかも、我が国では、刑事司法に対し国民の多くから、刑事司法により、被告人が単に有罪であるか否かということのみにとどまらず、当の事件においてどのような事実があったのか（事案の真相）が明らかにされることへの強い期待が寄せられていることもあり、犯行の結果や犯行態様はもとより、犯行動機、計画性等の犯罪に至る経緯や犯行の背景事情等を踏まえて検察官による起訴・不起訴の判断や、裁判所による量刑の判断がなされることとなるため、検察官及び他の捜査機関は、事案の真相を解明するに足る証拠の収集を尽くさなければならない。

そのための方法として、我が国では、被疑者の取調べが重要な機能を果たしている。我が国では、例えば、通信傍受については、通信の秘密を重視してその要件や手続が極めて厳格に定められ、実際にも、極めて厳格かつ限定的にしか用いられていないし、仮装身分捜査も導入されていないなど、諸外国と比較して、利用可能な捜査手法が限定されている。しかも、殊に物証の乏しい事件や被疑者だけが事件の鍵となる重要な事実を知っている事件などにおいては、被疑者から真実の供述を得なければ、事案の真相の解明に至ることは困難である。このようなことから、被疑者の取調べは、証拠収集の手法として重要な機能を果たしているのである。

もとより、被疑者の取調べについては、自白の強要等の不正・不当な取調べが行われてはならず、我が国の刑事司法制度自体においても、それを可及的に防止するため適正かつ厳格な法的規制が設けられている。まず、憲法とそれを受けた刑事訴訟法において、強制等により被疑者から得られた自白は証拠とすることができず、また、被告人に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされないことが明記され、実際の裁判においても重要な規制となっている。被疑者の取調べそれ自体についても、弁護人がその取調べに立ち会う権利までは認められていないものの、被疑者には黙秘権が保障されており、また、身体を拘束されている被疑者には弁護人と立会人なしに接見して助言を受ける権利が認められている。加えて、被疑者の供述の任意性等の的確な立証を担保するとともに取調べの適正な実施に資するものとして、取調べの録音・録画制度が導入され、重大事件など一定の事件については、被疑者の取調べにつき、その全過程を録音・録画することが義務付けられている。また、それ以外の事件においても、検察庁では、広く取調べの録音・録画が、現に実施され、警察においても、被疑者の身柄拘束中の事件で、かつ、知的障害又は精神障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件の取調べ等について録音・録画が実施されているなど、不適正な取調べの防止が図られている。

- (2) 被疑者の身柄拘束についても、その要件の内容、令状の要否、拘束期間等の点で各国において様々な制度が設けられている。

我が国では、被疑者について、一時的にその身柄を拘束する「逮捕」と、これに引き続き裁判官の判断によりその身柄拘束を一定期間継続する「勾留」という2段階の身柄拘束の制度があ

るが、被疑者の多くが捜査の一定の時点で身柄拘束される諸外国とは異なり、我が国では、被疑者の身柄を拘束しないで行う任意捜査が原則であり、実際、最近の統計によると、交通に関する事犯を除いても、検察官が処分した被疑者のうち逮捕された者の割合は約39%にとどまっている（刑法以外の特別法違反被疑者を含む）。しかも、その「逮捕」は、現行犯の場合を除き、独立の裁判官による審査により、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められて発付される令状に基づいて行わなければならない、逮捕による身柄拘束の期間も最長72時間（警察による逮捕の場合）に限られている。これに引き続く被疑者の「勾留」は、検察官が逮捕された被疑者について、更に身柄拘束の継続が必要だと認めるときに、改めて裁判官に請求し、裁判官が、検察官や捜査官らの立会いのない形で当該被疑者の聴取を行った上、犯罪の具体的な嫌疑があり、かつ、証拠隠滅のおそれや逃亡のおそれ等があると認める場合に、これを命じるものである。この被疑者の勾留は、原則として10日間であり、やむを得ない事由があるときに限って、更に10日間を限度として延長されることがあるが、検察官がその期限までに被疑者に対し当の事件で公訴を提起しなければ、被疑者を釈放しなければならない。

このように、我が国では、一つの事件について、逮捕と勾留という段階を踏むごとに裁判官による審査が重ねて行われる仕組みが取られている上、起訴前の身柄拘束が最長でも23日間に限られており（ごく例外的に内乱罪事件等については、更に5日間の延長が可能）、そのことは、多くの捜査を要する複雑で重大な事案においても変わらない。被疑者に複数の別個の事件の嫌疑がある場合には、事件ごとに被疑者の身柄を拘束することは可能であるが、その場合にも、それぞれの事件ごとに、身柄拘束の要件が充たされているか否かについて裁判官による厳正な審査が行われ、それにより不当あるいは不必要な身柄拘束の防止が図られている。

起訴後においては、被告人の身柄拘束が必要と認められる場合は、裁判所（公判が開始されるまでは裁判官）の職権による判断で勾留が命じられるが、勾留された被告人について保釈が認められており、被告人側から保釈の請求があったときは、罪証隠滅のおそれがあるなどの除外事由がない限り、保釈しなければならない上、除外事由がある場合であっても、逃亡・罪証隠滅のおそれの程度のほか、身柄拘束の継続により被告人が受ける不利益の程度等を考慮して、適当と認めるときは、裁判所（裁判官）が裁量で保釈することができる。その場合、無条件に保釈を認めることは困難であっても、条件を付すことで逃亡・罪証隠滅のおそれが軽減されるなどの場合には、一定の条件を守ることを前提に保釈が許可される。このように、起訴後についても、不必要な身柄拘束が防止される仕組みが設けられており、実際、最近の統計では、保釈を請求した被告人のうち保釈を許可された者の割合は約68%となっている。

第3編

2030アジェンダの達成 に向けた犯罪防止、 刑事司法及び 法の支配の推進 ～国際社会への提言と 日本のリーダーシップ～

- 第1章 刑事司法機関及び実務家の能力強化と
国際協力の一層の促進110
- 第2章 マルチステークホルダー・パートナーシップの
構築111
- 第3章 犯罪に強い社会を作り、
法の支配を促進するための若者の
エンパワーメント113

第1章

刑事司法機関及び実務家の能力強化と国際協力の一層の促進

1 法執行機関・訴追機関が十分な捜査・訴追能力を有し、腐敗や組織犯罪を含むすべての犯罪を適切に訴追すること及び公正で信頼される刑事司法機関が存在することは、2030アジェンダの掲げる「恐怖及び暴力から自由であり、平和的、公正かつ包摂的な社会」を育んでいく上において、また、ゴール16の「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築」する上においても、最も基本的な社会的インフラストラクチャーである。したがって、今次 kongress の全体テーマに掲げられている2030アジェンダの達成における犯罪防止・刑事司法の果たすべき役割を考えた場合、まずもって、加盟国は、法執行機関・訴追機関等の刑事司法機関の能力の一層の強化に取り組むべきである。

また、犯罪のグローバル化・ボーダレス化が一層進展する現状に鑑みると、加盟国は、犯罪を効果的に訴追し、法の支配を貫徹する上で、国際組織犯罪防止条約のより積極的な活用を含む中央当局間の協力を推進していくべきである。そのためには、中央当局間において、普段から、相互に制度やその運用に関する相互理解を深め、また、相互信頼の醸成に努めることにより、法律上の相互援助の円滑な実施に向けた基盤作りを行うことが有効である。また、受刑者の処遇や更生支援の分野においても、定期的に知見を共有し、必要に応じて技術支援を行うことが有効である。このような情報交換と相互理解は、世界レベルにおいて必要なことはもとより、より相互に結びつきの強い、地域を同じくする加盟国間において、とりわけその必要性は高い。

そのため、今次 kongress の地域準備会合においても、各地域から、刑事司法機関相互の情報交換をより活性化させるため、地域間又は地域横断的な刑事司法実務家の情報共有プラットフォームの創設や既存のプラットフォームの強化を行うべきとの勧告が提出されている。

2 我が国は、これまで述べたとおり、長年、UNODCの実施する刑事司法機関の能力構築プログラムの支援や、UNAFEIなどによるワークショップや研修の実施を通じ、途上国の刑事司法機関の能力構築を支援してきたところであり、今後も、引き続き資金面・専門知識面双方での支援を継続していく。これに加え、今次 kongress を機に、各地域準備会合において勧告された上述の刑事司法実務家による地域間又は地域横断的な情報共有プラットフォームの創設・強化を実行に移すため、各国・各地域にその実現に向けた政治的コミットメントを呼び掛けるとともに、世界各地域における同プラットフォームの創設・強化の実現に向けた着実な第一歩として、アジア太平洋地域における法律上の相互援助から受刑者の処遇・社会復帰支援に至るまでの刑事司法実務家の情報共有のための定期的なプラットフォームの創設に向け、UNODC及び関係各国と連携していく。この取組は、上記の国連プラットフォームが存在しないアジア太平洋地域内において、これを新たに立ち上げることにより、同地域の加盟国の刑事司法機関に効果をもたらし、ひいては、他の地域においても同様の取組が広がり、全地域において地域間、更には地域横断的なネットワークが構築・強化されることを期待する趣旨に基づくものである。

マルチステークホルダー・パートナーシップの構築

1 2030アジェンダは、各ゴールの実現に当たり、「すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」と宣言する。これを受けて、ターゲット17.17は、各ゴールの達成のための手段として、「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを推奨・推進する」ことを掲げる。

また、2030アジェンダは、民間企業の活動、投資、イノベーションを、生産性及び包摂的な経済成長と雇用創出を生み出していく上での重要な鍵と認め、国家に対してのみならず、民間企業に対しても、持続可能な開発における課題解決のための創造性とイノベーションを發揮することを求めている（パラ67）。

もとより、犯罪の防止や、犯罪の訴追と適切な科刑の実現、刑の執行と罪を犯した者の社会復帰の促進は、一義的には国家が責任を負うべきものである。とはいえ、2030アジェンダの達成のための犯罪防止・刑事司法分野における活動を推進する上では、マルチステークホルダー・パートナーシップ、より具体的には、刑事司法機関とその他の政府機関及び地方自治体、政府機関と民間の連携が不可欠な点にも併せて留意すべきである。例えば、本ナショナルステートメントでも紹介したように、地域に根ざした警察活動、詐欺や組織暴力などの組織的犯罪撲滅のための警察、地方公共団体及び民間企業の連携、児童に対する暴力の撲滅のための児童が犯罪の被害者となった場合の法執行機関と児童福祉機関の連携、罪を犯した者の社会復帰支援などは、刑事司法機関と他の政府機関や地方公共団体、民間との連携が有効な分野である。

2 そこで、我が国は、今次 kongress に際し、加盟国に対し、犯罪防止・刑事司法分野におけるマルチステークホルダー・アプローチの有効性の検討と、有用な場面におけるその積極的な実施を勧告する。なかでも、再犯防止は、今次 kongress においてワークショップテーマの1つとして取り上げられるなど、とりわけ国際社会の関心が高い分野であり、また、新たな犯罪・新たな被害者を生み出さないためにも重要な施策である。そして、再犯防止には、地方公共団体、地域社会や民間とのパートナーシップが欠かせない点を強調したい。罪を犯した者の社会復帰に当たっては、地域コミュニティや市民が、罪を犯した者をコミュニティの一員として受け入れ、対話や助言を通じてその社会復帰を支援することはもとより、この点に対する市民の理解の存在も重要である。民間とのパートナーシップなしに、罪を犯した者の社会復帰を実現することはできない。今次 kongress の再犯防止に関するワークショップでは、施設内処遇における民間の役割、コミュニティに根ざした社会復帰支援、継続的な更生支援・社会復帰支援のための多面的なアプローチなど、マルチステークホルダー・パートナーシップの在り方が幅広く議論されることとなっている。

我が国は、これまで民間企業や地域コミュニティとの連携や、とりわけ、地域の一員として指導監督・補導援護を行うことにより罪を犯した者の社会復帰を支援する保護司を始めとした市民のボランティアによる社会復帰支援を重視してきた。具体的には、日本国内においては、保護司活動の基盤整備を行うなど、市民のボランティアの活動を支援し、市民のボランティアと連携して罪を犯した者の社会復帰を支援してきた。国外的には、UNODCやUNAFEIなどを通じ、この点に関する途上国の制度構築を支援するための技術援助を推進してきた。我が国は、今後も引き続き、再犯防止の分野における制度構築の支援を継続するところ、今次 kongress における活発な議論を受けて、支援の新たな在り方として、同分野を含む再犯防止策に係る国連準則の策定を提案する。

国連準則の策定は、 kongress の重要な機能の1つである。第1回 kongress における被拘禁者処遇最低基準規則（平成27年（2015年）に改定され、ネルソン・マンデラ・ルールズと呼ばれる。）の採択を皮切りに、これまで、kongress では、少年司法運営に関する国連最低基準規則（いわゆる「北京ルールズ」。第7回 kongress において採択。）、非拘禁措置に関する国連最低基準規則（いわゆる「東京ルールズ」。第8回 kongress において採択。）等、多数の基準や規則が採択されている。しかしながら、再犯防止策に特化する国連準則は未だ存在しない。

国連準則の策定により、再犯防止の分野においても、これまで加盟国がそれぞれ集積している知見やグッドプラクティスを国際的に共有することができ、各国が、再犯防止に関する施策の立案や、実務運用に当たって参考とすることができることになる。加えて、準則の策定やその履行により、再犯防止への取組に対する国際社会の機運を高める効果も期待でき、とりわけ、地方公共団体や地域コミュニティ、民間団体など関連するステークホルダーにとっても良い行動指針を提供することになるであろう。

そこで、我が国は、今次 kongress における議論の結果を踏まえ、マルチステークホルダー・アプローチの観点を取り入れた犯罪者の更生支援、社会復帰施策のより一層の充実を後押しするため、再犯防止策に関する UNODC による国連準則の策定に積極的に取り組むつもりである。

犯罪に強い社会を作り、法の支配を促進するための若者のエンパワメント

1 我が国は、2030アジェンダの達成のための犯罪防止・刑事司法分野の取組として、刑事司法機関の能力強化と国際協力、マルチステークホルダー・アプローチとともに重要なものとして、若者のエンパワメントを提言する。

刑事司法機関による厳格かつ効果的な法執行のみでは、犯罪に強い社会を実現することはできない。犯罪に強い社会を作るためには、効果的な法執行に加え、市民一人ひとりが、法及び法執行を信頼し、それゆえ法を尊重する文化、すなわち、法遵守の文化が市民の間に根付いていることが重要である。また、法の支配を貫徹する上でも、腐敗対策の推進や、司法アクセスの向上と並び、市民の法遵守の文化を促進することが有効である。このことは、法の支配の促進を取り上げた議題5において、法の支配の促進のための多面的アプローチとして、とりわけ、司法アクセスの提供、効果的で説明責任のある公平かつ包摂的な機関の構築、法遵守の文化の醸成を含む社会的・教育的その他の関連方策の検討を掲げていることにも表れている。

犯罪に強い社会を作り、法の支配を促進するための政府の施策のうち、とりわけ重要なのが、犯罪防止や法の支配に関する教育を通じた若者のエンパワメントである。可塑性があり、将来の社会を担うことを期待される若者が、教育や様々な社会参加の機会を通じて、法の支配や基本的権利などの基本的価値や、刑事司法や法遵守の文化の重要性を理解し、社会の構成員となっていくことが、犯罪に強く、法の支配の貫徹した社会作りには不可欠である。今次 kongress においても、法の支配の促進を議論する議題5に関連するワークショップテーマとして、犯罪に強い社会を作る手がかりとなる教育と青少年の参加が掲げられているが、これは、教育や様々な社会参加の機会を通じた若者のエンパワメントが、法の支配の促進や犯罪に強い社会の実現に重要であるとの国際社会の認識を示したものである。

2 そこで、我が国は、加盟国に対し、犯罪に強い社会を作り、法の支配を促進するため、教育や犯罪防止・刑事司法分野における参加の機会を通じた若者のエンパワメントを行うことを提言する。そのための具体的方策として、前回 kongress から始まり、今次 kongress においても実施された犯罪防止・刑事司法に関するユースフォーラムの開催を推奨する。

国連のユースフォーラムについて言えば、令和元年(2019年)9月に開催された国連気候行動サミットに付随して開催された国連ユース気候サミットが記憶に新しい。ユースフォーラムは、国連全体の取組としては、平成24年(2012年)から経済社会理事会の下で毎年開催されている。直近の平成31年(2019年)4月の同ユースフォーラムでは、2030アジェンダ達成のための方策が議論された。犯罪防止刑事司法委員会の姉妹委員会である麻薬委員会をみると、同じく平成24年(2012年)から、毎年、ユースフォーラムが開催されており、世界の若者が麻薬問題につき議論を交わし、各国の政策立案者向けに意見を発信している。しかしながら、犯罪防止刑事司法委員会の文脈では、同委員会に付随したユースフォーラムはこれまで開催されていない。わずかに、kongress の文脈において、前回のドーハ kongress において初めてユースフォーラムが開催され、今次 kongress で2回目となるなど、未だ発展途上の取組であり、今後の継続的な実施が望まれる。

今次 kongress のユースフォーラムでは、世界各地から集まったユースが、少年非行防止、法の支配と法遵守の文化、サイバー犯罪などの kongress 本体と類似のテーマについて議論した。ユースフォーラム

は、将来を担う若者にとって、犯罪防止・刑事司法分野に関する理解を深めるとともに、社会的・文化的相違を乗り越えて共に議論し、協力することの重要性を体感する上で有効な機会であり、そのエンパワーメントに大いに資するものである。

そこで、我が国は、加盟国に対し、犯罪防止・刑事司法分野における若者のエンパワーメントの有効な手段として、 kongressのみならず、様々な機会を捉えて、犯罪防止・刑事司法分野におけるユースフォーラムを開催し、又はそれを支援することを推奨する。我が国も、今後、国連と協力して、犯罪防止・刑事司法分野におけるユースフォーラムの継続的な開催を後押しし、若者のエンパワーメントを通じた犯罪に強い社会の実現、法の支配の促進に向けたリーダーシップを果たすことを使命と考えている。

京都コンgres日本政府実行委員会
